

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性の確認を受けたもの。

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{6039}	第2加工棟 系統III	気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	改造				□ △ ▽	
{6040}	第2加工棟 系統IV	気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	改造				□ △ ▽	
{6041}	第2加工棟 系統V	気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	改造				□ △ ▽	
{6042}	第2加工棟 系統VI	気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	改造				□ △ ▽	
{6043}	第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	改造				□ △ ▽	
{6043-2}	第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)	改造				□ △ ▽	
{6043-3}	第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)	変更なし				△ ▽	
{6044}	第2加工棟 系統VIII	気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	改造				□ △ ▽	
{6045}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V (給気系統) 閉じ込めダンパー	改造				□ △ ▽	
{6045-2}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI (給気系統) 閉じ込めダンパー	改造				□ △ ▽	
{6045-3}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 閉じ込めダンパー	改造				□ △ ▽	
{6045-4}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統VII 系統VIII (給気系統) 閉じ込めダンパー	改造				□ △ ▽	
{6046}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V (給気系統) 給気ユニット (201AC)	変更なし				△ ▽	
{6046-2}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI (給気系統) 給気ユニット (202AC)	変更なし				△ ▽	
{6046-3}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 給気ユニット (203SU)	変更なし				△ ▽	
{6046-4}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統VII 系統VIII (給気系統) 給気ユニット (204AC)	変更なし				△ ▽	
{6047}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V (給気系統) ダクト	改造				□ △ ▽	
{6047-2}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI (給気系統) ダクト	改造				□ △ ▽	
{6047-3}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) ダクト	改造				□ △ ▽	
{6047-4}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統VII 系統VIII (給気系統) ダクト	改造				□ △ ▽	
{6048}	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V 差圧計	改造				□ △ ▽	
{6048-2}	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI 差圧計	改造				□ △ ▽	
{6048-3}	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統IV 差圧計	変更なし				△ ▽	
{6048-4}	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統VII 系統VIII 差圧計	改造				□ △ ▽	
{6048-5}	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) —	改造				□ △ ▽	

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性の確認を受けたもの。

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{6048-6}	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) —	改造				□ △ ▽	
{6048-7}	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅳ、給気系統) —	改造				□ △ ▽	
{6048-8}	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) —	改造				□ △ ▽	
{6049}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1 排風機	変更なし				△ ▽	
{6050}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) No.2 排風機	変更なし				△ ▽	
{6051}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.3 排風機	変更なし				△ ▽	
{6052}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.4 排風機	変更なし				△ ▽	
{6053}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.5 排風機	変更なし				△ ▽	
{6054}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.6 排風機	変更なし				△ ▽	
{6055}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1 フィルタユニット	変更なし				△ ▽	
{6056}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) No.2 フィルタユニット	変更なし				△ ▽	
{6057}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.5 フィルタユニット	変更なし				△ ▽	
{6058}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.8 フィルタユニット	改造				□ △ ▽	
{6059}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.3 フィルタユニット	変更なし				△ ▽	
{6060}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.4 フィルタユニット	変更なし				△ ▽	
{6061}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.6 フィルタユニット	改造				□ △ ▽	
{6062}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.7 フィルタユニット	改造				□ △ ▽	
{6063}	第1廃棄物貯蔵棟 系統1	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) ダクト	改造				□ △ ▽	
{6064}	第1廃棄物貯蔵棟 系統2	気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) ダクト	改造				□ △ ▽	
{6065}	第1廃棄物貯蔵棟 系統3	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) ダクト	改造				□ △ ▽	
{6066}	第1廃棄物貯蔵棟 系統4	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) ダクト	改造				□ △ ▽	
{6067}	第1廃棄物貯蔵棟 系統1	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) 閉じ込め弁	変更なし				△ ▽	
{6068}	第1廃棄物貯蔵棟 系統2	気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) 閉じ込め弁	変更なし				△ ▽	
{6069}	第1廃棄物貯蔵棟 系統3	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) 閉じ込め弁	変更なし				△ ▽	
{6070}	第1廃棄物貯蔵棟 系統4	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) 閉じ込め弁	変更なし				△ ▽	

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性の確認を受けたもの。

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{6071}	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 閉じ込め弁	変更なし					△ ▽
{6071-2}	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気) 閉じ込め弁	変更なし					△ ▽
{6071-3}	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気) 閉じ込め弁	変更なし					△ ▽
{6071-4}	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 閉じ込め弁	変更なし					△ ▽
{6072}	第1廃棄物貯蔵棟 系統1	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	改造				□	△ ▽
{6073}	第1廃棄物貯蔵棟 系統2	気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	改造				□	△ ▽
{6074}	第1廃棄物貯蔵棟 系統3	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	変更なし					△ ▽
{6075}	第1廃棄物貯蔵棟 系統4	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	変更なし					△ ▽
{6076}	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 閉じ込めダンパー	改造				□	△ ▽
{6076-2}	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気) 閉じ込めダンパー	変更なし					△ ▽
{6076-3}	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気) 閉じ込めダンパー	変更なし					△ ▽
{6076-4}	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 閉じ込めダンパー	変更なし					△ ▽
{6077}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 給気フィルタ	変更なし					△ ▽
{6077-2}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気) 給気フィルタ	変更なし					△ ▽
{6077-3}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気) 給気フィルタ	変更なし					△ ▽
{6077-4}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室、第1廃棄物貯蔵室	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 給気フィルタ	変更なし					△ ▽
{6078}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 給気ファン	変更なし					△ ▽
{6079}	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) ダクト	改造				□	△ ▽
{6080}	第1廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 差圧計	改造				□	△ ▽
{6080-2}	第1廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) —	改造				□	△ ▽
{6019-2}*}	第2加工棟 系統VIII	気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	部分撤去			□		△ ▽
{6027-2}*}	第2加工棟 系統VIII	気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) ダクト	部分撤去			□		△ ▽
{6081}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.1	改造				□	△ ▽
{6082}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.2	変更なし					△ ▽
{6083}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.3	変更なし					△ ▽

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性の確認を受けたもの。

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{6084}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.4	変更なし					△ ▽
{6087}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.1	変更なし					△ ▽
{6088}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.2	変更なし					△ ▽
{6089}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.3	変更なし					△ ▽
{6090}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.4	変更なし					△ ▽
{6091}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.1	変更なし					△ ▽
{6092}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.2	変更なし					△ ▽
{6093}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.1	変更なし					△ ▽
{6094}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.2	変更なし					△ ▽
{6095}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No.1	変更なし					△ ▽
{6096}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No.2	変更なし					△ ▽
{6097}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No.3	変更なし					△ ▽
{6098}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No.4	変更なし					△ ▽
{6099}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 配管	変更なし					△ ▽
{6100}	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備 反応槽	改造					□ △ ▽
{6100-2}	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備 ろ過水貯槽	改造					□ △ ▽
{6101}	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機	変更なし					△ ▽
{6102}	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備 配管	改造					□ △ ▽
{6103}	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽	変更なし					△ ▽
{6104}	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備 遠心分離機	変更なし					△ ▽
{6105}	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備 貯槽	変更なし					△ ▽
{6106}	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備 配管	改造					□ △ ▽
{6107}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 集水槽	改造					□ △ ▽
{6108}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 集水槽 No.2	変更なし					△ ▽
{6109}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 凝集槽	改造					□ △ ▽

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性の確認を受けたもの。

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{6110}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 沈殿槽 No.1	改造				□ △ ▽	
{6110-2}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 タンク No.1	改造				□ △ ▽	
{6111}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 沈殿槽 No.2	改造				□ △ ▽	
{6111-2}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 タンク No.2	改造				□ △ ▽	
{6112}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 加圧脱水機	変更なし				□ △ ▽	
{6113}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 スラッジ乾燥機	改造				□ △ ▽	
{6114}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 ろ過装置 No.1	変更なし				△ ▽	
{6115}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 ろ過装置 No.2	改造				□ △ ▽	
{6117}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 受水槽 No.1	改造				□ △ ▽	
{6118}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 配管	改造				□ △ ▽	
{6119}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No.1	改造				□ △ ▽	
{6120}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No.2	改造				□ △ ▽	
{6121}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No.3	改造				□ △ ▽	
{6122}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No.4	改造				□ △ ▽	
{6123}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 配管	変更なし				△ ▽	
{6124}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 蒸発乾固装置	変更なし				△ ▽	
{6125}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 凝集沈殿槽	改造				□ △ ▽	
{6126}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 タンク No.1	変更なし				△ ▽	
{6127}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 タンク No.2	変更なし				△ ▽	
{6128}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 タンク No.3	改造				□ △ ▽	
{6129}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 ろ過機	変更なし				△ ▽	
{6130}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 圧搾脱水機	変更なし				□ △ ▽	
{6131}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 スラッジ乾燥機	改造				□ △ ▽	
{6132}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 受水槽	改造				□ △ ▽	
{6133}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 貯留槽 No.1	改造				□ △ ▽	

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性の確認を受けたもの。

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{6134}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 貯留槽 No.2	改造				□ △ ▽	
{6135}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 貯留槽 No.3	改造				□ △ ▽	
{6136}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 配管	変更なし				△ ▽	
{6138}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備 焼却炉	改造				□ △ ▽	
{6138-2}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	失火検知機構 —	変更なし				△ ▽	
{6138-3}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	過加熱防止機構 —	変更なし				△ ▽	
{6138-4}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	圧力逃がし機構 —	変更なし				△ ▽	
{6138-5}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	可燃性ガス配管 —	改造				□ △ ▽	
{6139}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備 バグフィルタ	改造				□ △ ▽	
{6140}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備 投入プッシャ	変更なし				△ ▽	
{6141}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備 前処理フード	改造				□ △ ▽	
{6142}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備 フィルタ処理フード	改造				□ △ ▽	
{6143}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備 投入リフタ	改造				□ △ ▽	
{6144}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備 急冷塔	改造				□ △ ▽	
{6145}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	湿式除染機 湿式除染部	変更なし				△ ▽	
{6146}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	湿式除染機 水洗除染タンク	改造				□ △ ▽	
{6147}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	乾式除染機 —	変更なし				△ ▽	
{6148}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	ホイスクレーン 2トンチェンブロック	変更なし				△ ▽	
{6149}	第1廃棄物貯蔵棟 第1廃棄物貯蔵室、W1廃棄物搬出入室	ホイスクレーン 1トンチェンブロック	変更なし				△ ▽	
{6151}	第3廃棄物貯蔵棟 第3廃棄物貯蔵室	ホイスクレーン 1トンチェンブロック	変更なし				△ ▽	
{6153}	第1廃棄物貯蔵棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	変更なし				△ ▽	
{6154}	第3廃棄物貯蔵棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	変更なし				△ ▽	
{6155}*	第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	改造 ⁽¹⁾				△ ▽	
(1) 最大保管廃棄物量の変更であり、工事を伴わない。								
{6156}*	第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	改造				□ △ ▽	
{6157}*	第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	変更なし				△ ▽	

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性の確認を受けたもの。

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{6158}*	第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	変更なし				△	▽
{6159}*	第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	改造				□ △	▽
{6160}*	第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	変更なし				△	▽
{6161}*	第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	変更なし				△	▽
{6162}*	第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	改造 ⁽¹⁾				△	▽
(1) 最大保管廃棄物量の変更であり、工事を伴わない。								
{6163}*	第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	改造 ⁽¹⁾				△	▽
(1) 最大保管廃棄物量の変更であり、工事を伴わない。								
{6137-2}*	第2廃棄物貯蔵棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	撤去				□ △	▽
{6137}*	第5廃棄物貯蔵棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	新設				□ △	▽
チ. 放射線管理施設								
{7001}	第2加工棟 第2出入管理室、第2-2燃料棒加工室	ハンドフットクロスモニタ —	変更なし				△	▽
{7003}	第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室	ハンドフットクロスモニタ —	変更なし				△	▽
{7004}	第2加工棟 第2粉末受入室、第2-1混合室、第2-1ペレット室、第2-1ペレット検査室、第2ペレット保管室、第2廃棄物処理室、第2出入管理室、第2-1燃料棒加工室、第2放射線管理室、第2分析室、第2フィルタ室、第2洗濯室、第2開発室、第2-2貯蔵室、第2-2混合室、第2-2ペレット室、第2-2燃料棒加工室、第2-1作業支援室	エアスニフア（管理区域内） —	改造				□ △	▽
{7005}	第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室、W1廃棄物処理室	エアスニフア（管理区域内） —	改造				□ △	▽
{7006}	第2加工棟 第2フィルタ室	ダストモニタ（換気用モニタ） —	改造				□ △	▽
{7008}*	第1加工棟 第1-1輸送物保管室、第1-1輸送物搬出入室	ガンマ線エリアモニタ 検出器	移設				□ △	▽
{7009}	第2加工棟 第2-1貯蔵室、第2ペレット保管室、第2-1混合室、第2-1ペレット室、第2-1燃料棒加工室、第2-2混合室、第2-2ペレット室、第2-2燃料棒加工室、第2分析室、第2開発室、第2-2貯蔵室、第2燃料棒保管室、第2-1組立室、第2集合体保管室、第2-1燃料棒検査室、第2輸送容器保管室、第2梱包室	ガンマ線エリアモニタ 検出器	変更なし				△	▽
{7011}	第2加工棟 第2放射線管理室	放射線監視盤（ダストモニタ） —	変更なし				△	▽

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性の確認を受けたもの。

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{7012}	第2加工棟 第2出入管理室	放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） —	変更なし					△ ▽
{7013}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 出入管理室	放射線監視盤（ダストモニタ） —	変更なし					△ ▽
{7022}	第2加工棟 第2排風機室	エアスニファ（排気口） —	変更なし					△ ▽
{7023}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	エアスニファ（排気口） —	変更なし					△ ▽
{7024}	第2加工棟 第2フィルタ室	ダストモニタ（排気用モニタ） —	改造				□	△ ▽
{7025}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	ダストモニタ（排気用モニタ） —	改造				□	△ ▽
{7026}* [*]	屋外	モニタリングポストNo.1 —	改造				□ △ △	▽
{7027}* [*]	屋外	モニタリングポストNo.2 —	改造				□ △ △	▽
{7027-2}* [*]	第2加工棟 第2出入管理室	放射線監視盤（モニタリングポスト） —	改造				□ △ △	▽
{7014}	第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	流し —	変更なし					△ ▽
{7015}	第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	物品搬出モニタ —	変更なし					△ ▽
{7016}	第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	低バックグラウンドカウンタ —	変更なし					△ ▽
{7017}	第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 屋外	サーベイメータ —	変更なし					△ ▽
{7018}	第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 屋外	熱蛍光線量計（TLD） —	変更なし					△ ▽
{7019}	第2加工棟	放射線測定装置 —	変更なし					△ ▽
{7020}	第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	個人線量計 —	変更なし					△ ▽
{7021}	第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	呼吸保護具 —	変更なし					△ ▽
{7030}	屋外	可搬式ダストサンプラ —	変更なし					△ ▽
{7033}	屋外	気象観測装置 —	変更なし					△ ▽
{7037}	第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 事務棟、保安棟	警報集中表示盤 —	変更なし					△ ▽
リ. その他の加工施設								
{1007}	発電機・ポンプ棟	発電機・ポンプ棟 —	改造				□	△ ▽

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性の確認を受けたもの。

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{1009}	第1-3貯蔵棟 北側屋外	遮蔽壁 遮蔽壁 No.2	変更なし					△ ▽
{1010}	第1-3貯蔵棟 北側屋外	遮蔽壁 遮蔽壁 No.3	変更なし					△ ▽
{1008}*	第1加工棟 第1-1輸送物保管室	遮蔽壁 遮蔽壁 No.1	変更なし				△	▽
{1011}*	第1加工棟 第4-1廃棄物貯蔵室、第4-8廃棄物貯蔵室、 第4-9廃棄物貯蔵室	遮蔽壁 遮蔽壁 No.4	変更なし				△	▽
{1012}*	第1加工棟 北側屋外	防護壁 防護壁 No.1	新設					▽
{8007}*	第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	改造					△ ▽
{8007-12}*	第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））	改造					△ ▽
{8007-11}*	第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））	改造					△ ▽
{8007-13}*	第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）	変更なし					△ ▽
{8009}*	第2加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	改造					△ ▽
{8009-11}*	第2加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）	改造					△ ▽
{8010}*	第2加工棟	消火設備 消火器	増設					△ ▽
{8011}	第2加工棟	消火設備 自動式の消火設備	新設					△ ▽
{8012}	第2加工棟	消火設備 屋内消火栓	改造					△ ▽
{8027}*	第2加工棟	緊急設備 避難通路	新設					△ ▽
{8029}*	第2加工棟	緊急設備 非常用照明	改造					△ ▽
{8029-4}*	第2加工棟	緊急設備 誘導灯	改造					△ ▽
{8052}	第2加工棟	緊急設備 漏水検知器	改造					△ ▽
{8065}	第2加工棟	緊急設備 遮水板	新設					△ ▽
{8048}*	第2加工棟	緊急設備 防護壁及び防護柵	新設				△	△ ▽
{8049}*	第2加工棟	緊急設備 防護壁	新設				△	△ ▽
{8050}*	第2加工棟	緊急設備 コンクリート閉止部	改造				△	△ ▽
{8051}*	第2加工棟	緊急設備 堰、密閉構造扉	改造				△	△ ▽
{8038}*	第1加工棟	緊急設備 非常用照明	改造					△ ▽
{8038-2}*	第1加工棟	緊急設備 誘導灯	改造					△ ▽

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性の確認を受けたもの。

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)	
{8035}*	第1加工棟	緊急設備 避難通路	新設					△ ▽	
{8007-7}*	第1加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	改造					△ ▽	
{8007-10}*	第1加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））	改造					△ ▽	
{8007-8}*	第1加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））	改造					△ ▽	
{8009-5}*	第1加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	改造					△ ▽	
{8009-6}*	第1加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）	改造					△ ▽	
{8010-5}*	第1加工棟	消火設備 消火器	増設					△ ▽	
{8012-2}	屋外	消火設備 屋外消火栓	改造					△ ▽	
{8044}*	第1加工棟	緊急設備 コンクリート閉止部	改造	(第3次申請において{1001}第1加工棟の建物本体に含めて認可を受けており、工事工程は{1001}第1加工棟と同じとする。)					
{8063}*	第1加工棟	緊急設備 大型外扉	改造	(第3次申請において{1001}第1加工棟の建物本体に含めて認可を受けており、工事工程は{1001}第1加工棟と同じとする。)					
{8064}*	第1加工棟	緊急設備 外扉	改造	(第3次申請において{1001}第1加工棟の建物本体に含めて認可を受けており、工事工程は{1001}第1加工棟と同じとする。)					
{8007-3}	第1廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	改造					△ ▽	
{8007-14}	第1廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））	改造					△ ▽	
{8009-2}	第1廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	改造					△ ▽	
{8009-12}	第1廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）	改造					△ ▽	
{8010-2}	第1廃棄物貯蔵棟	消火設備 消火器	改造					△ ▽	
{8031}	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備 避難通路	新設					△ ▽	
{8032}	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備 非常用照明	改造					△ ▽	
{8032-2}	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備 誘導灯	改造					△ ▽	
{8055}	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備 防護壁又は防護柵（W1防護壁）	新設					△ ▽	
{8056}	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備 漏水検知器	改造					△ ▽	
{8065-2}	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備 遮水板	新設					△ ▽	
{8064-2}	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備 堰、密閉構造扉	改造					△ ▽	
{8007-4}	第3廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	改造					△ ▽	
{8009-3}	第3廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	改造					△ ▽	

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性の確認を受けたもの。

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{8009-13}	第3廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）	改造				□ △ ▽	
{8010-3}	第3廃棄物貯蔵棟	消火設備 消火器	変更なし				△ ▽	
{8033}	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備 避難通路	新設				□ △ ▽	
{8036}	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備 非常用照明	改造				□ △ ▽	
{8036-2}	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備 誘導灯	改造				□ △ ▽	
{8057}	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備 防護壁又は防護柵（W3防護壁）	新設				□ △ ▽	
{8007-5}*}	第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	新設				□ △ ▽	
{8007-6}*}	第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））	新設				□ △ ▽	
{8009-4}*}	第5廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	新設				□ △ ▽	
{8010-4}*}	第5廃棄物貯蔵棟	消火設備 消火器	新設				□ △ ▽	
{8034}*}	第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備 避難通路	新設				□ △ ▽	
{8037}*}	第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備 非常用照明	新設				□ △ ▽	
{8037-2}*}	第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備 誘導灯	新設				□ △ ▽	
{8009-10}*}	第2廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	撤去				□ △ ▽	
{8010-8}*}	第2廃棄物貯蔵棟	消火設備 消火器	撤去				□ △ ▽	
{8038-3}*}	第2廃棄物貯蔵棟	緊急設備 非常用照明	撤去				□ △ ▽	
{8007-15}	発電機・ポンプ棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	改造				□ △ ▽	
{8009-8}	発電機・ポンプ棟	火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	改造				□ △ ▽	
{8010-7}	発電機・ポンプ棟	消火設備 消火器	改造				□ △ ▽	
{8035-2}	発電機・ポンプ棟	緊急設備 避難通路	新設				□ △ ▽	
{8038-5}	発電機・ポンプ棟	緊急設備 非常用照明	改造				□ △ ▽	
{8038-6}	発電機・ポンプ棟	緊急設備 誘導灯	新設				□ △ ▽	
{8061}	発電機・ポンプ棟	緊急設備 送水ポンプ自動停止装置	新設				□ △ ▽	
{8001}	発電機・ポンプ棟 発電機室	非常用電源設備No.1 非常用発電機	改造				□ △ ▽	
{8003}	屋外	非常用電源設備No.2 非常用発電機	変更なし				△ ▽	

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性の確認を受けたもの。

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{8005}	屋外	非常用電源設備A 非常用発電機	変更なし					△ ▽
{8007-16}	事務棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）	改造				□ △ ▽	
{8007-17}	事務棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（無線機）	変更なし				△ ▽	
{8007-19}	事務棟、保安棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）	変更なし				△ ▽	
{8007-20}	事務棟、保安棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））	改造				□ △ ▽	
{8007-21}	屋外	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	改造				□ △ ▽	
{8008}	事務棟、保安棟、屋外	通信連絡設備 所外通信連絡設備	変更なし				△ ▽	
{8012-8}	屋外	消火設備 可搬消防ポンプ	変更なし				△ ▽	
{8013}	第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱フード No.1	改造				□ △ ▽	
{8014}	第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱フード No.2	改造				□ △ ▽	
{8015}	第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱フード No.3	改造				□ △ ▽	
{8016}	第2加工棟 第2分析室	分析設備 ドラフトチャンバ No.1	改造				□ △ ▽	
{8017}	第2加工棟 第2分析室	分析設備 ドラフトチャンバ No.2	改造				□ △ ▽	
{8018}	第2加工棟 第2分析室	分析設備 ドラフトチャンバ No.3	改造				□ △ ▽	
{8019}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 スクラップ処理装置	改造				□ △ ▽	
{8020}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 試料調整用フード	改造				□ △ ▽	
{8021}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 試料調整用フード No.1	改造				□ △ ▽	
{8022}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 試料調整用フード No.2	改造				□ △ ▽	
{8023}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱フード	改造				□ △ ▽	
{8024}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 プレス	改造				□ △ ▽	
{8025}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 加熱炉	改造				□ △ ▽	
{8025-2}	第2加工棟 第2開発室	自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む） —	改造				□ △ ▽	
{8025-3}	第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構 —	改造				□ △ ▽	
{8025-5}	第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構 —	変更なし				△ ▽	
{8025-6}	第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構 —	変更なし				△ ▽	

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性の確認を受けたもの。

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)		令和2年度上期 (2020年度上期)		令和2年度下期 (2020年度下期)		令和3年度上期 (2021年度上期)		令和3年度下期 (2021年度下期)	
{8025-7}	第2加工棟 第2開発室	可燃性ガス配管 —	改造								□	△	▽
{8026}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	改造								□	△	▽
{8026-2}	第2加工棟 第2開発室	自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む） —	改造								□	△	▽
{8026-3}	第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構 —	変更なし									△	▽
{8026-4}	第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構 —	変更なし									△	▽
{8026-5}	第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構 —	変更なし									△	▽
{8026-6}	第2加工棟 第2開発室	可燃性ガス配管 —	改造								□	△	▽
{8038-4}	屋外	緊急設備 可搬型照明	変更なし									△	▽
{8039}	屋外	緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）	改造								□	△	▽
{8039-2}	屋外	緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）	改造								□	△	▽
{8040}	屋外	緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス）	改造								□	△	▽
{8041}	屋外	緊急設備 緊急遮断弁（プロパンガス）	改造								□	△	▽
{8042}	屋外	緊急設備 緊急遮断弁（都市ガス）	改造								□	△	▽
{8042-2}	屋外	緊急設備 感震計	改造								□	△	▽
{8045}	第2加工棟	緊急設備 防火ダンパー	改造								□	△	▽
{8046}	第2加工棟 第2-2ペレット室	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）	改造								□	△	▽
{8046-2}	第2加工棟 第2開発室	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）	改造								□	△	▽
{8047}	第2加工棟 第2-2ペレット室	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（プロパンガス）	改造								□	△	▽
{8054}	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（都市ガス）	改造								□	△	▽
{8058}	第2加工棟	緊急設備 防水カバー	新設								□	△	▽
{8062}	第2加工棟	緊急設備 防護板	新設								□	△	▽
{8066}	第2加工棟 第2分析室	分析設備 —	変更なし									△	▽
{8066-4}	第2加工棟	分析設備 計量設備架台 No. 12	撤去								□	△	▽
{8070-3}	第2加工棟 第2開発室	試験検査設備 計量設備架台 No. 13	撤去								□	△	▽
{8070-4}	第2加工棟 第2開発室	試験検査設備 計量設備架台 No. 14	撤去								□	△	▽

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性の確認を受けたもの。

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{8068}	第2加工棟	計量設備 上皿電子天秤	改造					□ △ ▽
{8068-2}	第1加工棟	放射線測定装置 —	変更なし					△ ▽
{8069}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 —	変更なし					△ ▽
{8070}	第2加工棟 第2開発室	試験検査設備 —	変更なし					△ ▽
{8009-5}	第1加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備（感知器） ⁽¹⁾	改造					□ △ ▽
(1)本設備は、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）に付属する発信機とする。								
{8071}	—	運搬設備（フォークリフト、ドラムポータ、パレットトラック） —	変更なし					△ ▽
{8072}	—	高圧ガス貯蔵施設（アンモニア、プロパンガス等） —	変更なし					△ ▽
{8073}	—	ガス供給施設 —	変更なし					△ ▽
{8074}	—	危険物貯蔵施設（油、薬品等） —	変更なし					△ ▽
{8075}	—	受電施設 —	変更なし					△ ▽
{8076}	—	空調施設 —	変更なし					△ ▽
{8077}	—	給水及び循環水設備 —	変更なし					△ ▽
{8078}	—	緊急設備（放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材） —	変更なし					△ ▽
{8079}	—	緊急対策本部 —	変更なし					△ ▽
{8080}* [*]	第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備 粉末混合試験装置	撤去		□			△ ▽
{8081}* [*]	第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備 粉末粉碎篩分装置	撤去		□			△ ▽
{8082}* [*]	第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備 小型粉末混合試験装置	撤去		□			△ ▽
{8083}* [*]	第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備 小型粉末粉碎篩分装置	撤去		□			△ ▽
{8083-2}* [*]	第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備 試験設備フード	撤去			□		△ ▽
{8083-3}* [*]	第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備 試験設備ベース	撤去				△	▽
{8007-9}* [*]	第2加工棟 第2開発室、第2分析室、第2放射線管理室	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	仮移設	□				
{8009-9}* [*]	第2加工棟 第2開発室、第2分析室、第2放射線管理室	火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	仮移設	□				
{8029-2}* [*]	第2加工棟 第2開発室、第2分析室、第2放射線管理室	緊急設備 非常用照明	仮移設	□				
{8029-3}* [*]	第2加工棟 第2開発室、第2分析室、第2放射線管理室	緊急設備 誘導灯	仮移設	□				

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性の確認を受けたもの。

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)		令和2年度上期 (2020年度上期)		令和2年度下期 (2020年度下期)		令和3年度上期 (2021年度上期)		令和3年度下期 (2021年度下期)	
{8012-4}*	屋外（第2加工棟西側）	消火設備 屋外消火栓	仮移設										
{8012-3}*	屋外	消火設備 屋外消火栓	仮移設										
{8012-5}*	屋外	消火設備 屋外消火栓配管	仮移設										
{8012-6}*	屋外	消火設備 屋外消火栓配管	仮移設										

別添Ⅲ 保安品質保証計画書

設計及び工事に係る品質マネジメントに関する次の事項については、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って行う。

イ．品質保証の実施に係る組織

ロ．保安活動の計画

ハ．保安活動の実施

ニ．保安活動の評価

ホ．保安活動の改善

なお、今後、保安品質保証計画書を改訂した場合、改訂後の保安品質保証計画書に従うものとする。

保安品質保証計画書

初版制定日：2004年 5月28日

原子燃料工業株式会社

名 称	保安品質保証計画書 目 次	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	1/2

1. 目的	1
2. 保安品質マネジメントシステムの適用範囲	1
2.1 適用組織	1
2.2 適用規則及び参照規格	1
3. 定義	1
4. 保安品質マネジメントシステム	4
4.1 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項	4
4.2 保安品質マネジメントシステムの文書化	6
4.2.1 一般	6
4.2.2 保安品質マニュアル	6
4.2.3 文書の管理	7
4.2.4 記録の管理	7
5. 経営責任者等の責任	9
5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	9
5.2 原子力の安全の確保の重視	9
5.3 保安品質方針	9
5.4 施設管理方針	10
5.5 計画	10
5.5.1 保安品質目標	10
5.5.2 施設管理目標	11
5.5.3 保安品質マネジメントシステムの計画	11
5.6 責任、権限及びコミュニケーション	11
5.6.1 責任及び権限	11
5.6.2 保安品質マネジメントシステム管理責任者	12
5.6.3 管理者	12
5.6.4 組織の内部の情報の伝達	13
5.7 マネジメントレビュー	13
5.7.1 一般	13
5.7.2 マネジメントレビューに用いる情報	13
5.7.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	14
6. 資源の管理	15
6.1 資源の確保	15
6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	15
6.3 インフラストラクチャ	15
6.4 作業環境	16
7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	17
7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	17
7.2 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	17
7.2.1 個別業務等要求事項の明確化	17

名 称	保安品質保証計画書 目 次	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	2/2

7.2.2	個別業務等要求事項の審査	18
7.2.3	組織の外部の者との情報の伝達等	18
7.3	設計・開発管理	18
7.3.1	設計・開発計画	18
7.3.2	設計・開発に用いる情報	19
7.3.3	設計・開発の結果に係る情報	19
7.3.4	設計・開発レビュー	20
7.3.5	設計・開発の検証	20
7.3.6	設計・開発の妥当性確認	21
7.3.7	設計・開発の変更の管理	21
7.4	調達管理	21
7.4.1	調達プロセス	21
7.4.2	調達物品等要求事項	22
7.4.3	調達物品等の検証	23
7.5	個別業務及び物品等の管理	23
7.5.1	個別業務の管理	23
7.5.2	個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	23
7.5.3	識別管理及びトレーサビリティの確保	24
7.5.4	組織の外部の者の物品	24
7.5.5	調達物品の管理	24
7.6	監視測定のための設備の管理	24
8.	評価及び改善	26
8.1	監視測定、分析、評価及び改善	26
8.2	監視及び測定	26
8.2.1	組織の外部の者の意見	26
8.2.2	保安内部監査	26
8.2.3	プロセスの監視測定	27
8.2.4	機器等の検査等	28
8.3	不適合の管理	28
8.4	データの分析及び評価	29
8.5	改善	30
8.5.1	継続的な改善	30
8.5.2	是正処置等	30
8.5.3	未然防止処置	31
8.5.4	根本原因分析	31
・表 1	保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 に基づき作成する社内文書	33
・表 2	「従業員等」及び「操作員等」に必要な力量、 教育・訓練及び認識	36
・図 1	プロセス関連図	37
・図 2	保安品質マネジメントシステムの文書体系図	38
・図 3	保安管理組織（管理者）	39

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	1/39

1. 目的

本保安品質保証計画書（以下「本計画書」という。）は、核燃料物質の加工事業の許可、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下「品質管理基準規則」という。）及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈」（以下「品質管理基準規則の解釈」という。）に基づき、安全文化を育成及び維持する活動を行う仕組みを含めて、核燃料施設の安全を確保するための活動（以下「保安活動」という。）に関する保安品質マネジメントシステムの基本的事項を定め、もって熊取事業所及び東海事業所の原子力安全を達成・維持・向上することを目的とする。なお、この保安活動には、関係法令並びに熊取事業所及び東海事業所の核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の遵守に関する活動を含む。

また、本計画書は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 14 条第 1 項第 4 号を踏まえ、核燃料物質の加工の事業に関する規則第 7 条の 2 の 2 において求められている保安品質マネジメントシステムに基づく保安活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、保安品質マネジメントシステムの改善を継続して行うことを文書化したものである。

2. 保安品質マネジメントシステムの適用範囲

本計画書は、加工施設（熊取事業所及び東海事業所）の保安活動に適用する。

2.1 適用組織

本計画書の適用組織は、第 5.6.1 項に定める保安活動を行う組織とする。

2.2 適用規則及び参照規格

- (1) 「品質管理基準規則」及び「品質管理基準規則の解釈」（適用規則）
- (2) JEAC4111-2009「原子力発電所における安全のための品質保証規程」（参照規格）

3. 定義

本計画書において使用する用語は、品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈並びに JEAC 4111-2009 において使用する用語の例による。

また、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

(1) 原子力の安全

適切な運転状態を確保すること、事故の発生を防止すること、あるいは事故の影響を緩和することにより、従業員等、公衆及び環境を、放射線による過度の危険性から守ることをいう。

(2) 保安活動

両事業所における加工施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。

(3) 保安品質マネジメントシステム

品質管理基準規則第 2 条第 2 項第 4 号に定める品質マネジメントシステムのことをいう。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	2/39

(4) グレード分け

個別業務、加工施設及び調達する物品又は役務の原子力の安全に対する重要度に応じて、要求事項の適用の程度を明確化することをいう。

(5) 保安文書

保安品質マネジメントシステムに必要な文書のうち、①保安規定、②本計画書、③保安品質方針、④施設管理方針、⑤規則（①又は②に基づき社長が定めた文書）、⑥保安品質目標、⑦施設管理目標、⑧基準（①又は②に基づく文書のうち、③から⑦を除く。）、⑨標準（要領、手順書、指示書、図面等の文書（以下、「手順書等」という。）であって、②、⑤、又は⑧に基づいて定めたもの。）のことをいう。

(6) 保安品質保証計画書

品質管理基準規則第5条第1項第2号に定める品質マニュアルのことをいう。

(7) 保安品質方針

品質管理基準規則第11条に定める品質方針のことをいう。

(8) 保安品質目標

品質管理基準規則第12条に定める品質目標のことをいう。

(9) 保安内部監査

品質管理基準規則第46条に定める内部監査のことをいう。

(10) 使用前事業者検査等

使用前事業者検査及び定期事業者検査のことをいう。

(11) 施設管理方針

核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の4第1項第1号に定める施設管理に関する方針のことをいう。

(12) 施設管理目標

核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の4第1項第3号に定める、施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標のことをいう。

(13) 事業所、所長、核燃料取扱主任者、核燃料安全委員会

「事業所」は、熊取事業所又は東海事業所のことであり、特に区別する必要がない場合に使用する。また、「所長」、「核燃料取扱主任者」及び「核燃料安全委員会」は、それぞれ熊取事業所又は東海事業所の所長、核燃料取扱主任者及び核燃料安全委員会のことであり、特に区別する必要がない場合に使用する。核燃料安全委員会は、核燃料物質等の取扱いに関する安全を確保するために定期的に審議や報告が行われる委員会のことである。

(14) 各部長

熊取事業所又は東海事業所の保安管理組織（図3参照）に属する部長のことをいう。

(15) 要員

保安管理組織に属する保安活動を実施する者のことをいう。

(16) 従業員等

所長、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員、事業所で作業を行う従業員、臨時雇員及び請負会社従業員をいう。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	3/39

(17) 操作員等

従業員等のうち、加工施設の操作を行う者及び表 1 の放射線管理に関する基準で定める放射線測定を行う者、計測器の校正を行う者、巡視、点検を行う者、使用前事業者検査等を行う者、その他各部長が定める者（新設設備等の加工施設において、試運転で操作を行う者等）をいう。

(18) 請負会社従業員等

従業員等のうち、臨時雇用及び請負会社従業員をいう。

(19) 原子力事業者等

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 57 条の 8 に定める事業者等のことをいう。

(20) 組織の外部の者

地元住民を含む公衆、原子力安全規制当局、関係自治体、供給者及び関連学協会等を指す。

(21) 保安規定

「核燃料物質の加工の事業に係る保安規定（熊取事業所）」及び「核燃料物質の加工の事業に係る保安規定（東海事業所）」のことをいい、特に区別する必要がない場合に使用する。

(22) 安全文化

安全文化とは、IAEA（国際原子力機関）によれば以下のように定義されているので、本計画書においてもこれを安全文化の定義とする。

”Safety Culture is that assembly of characteristics and attitudes in organizations and individuals which establishes that, as an overriding priority, nuclear plant safety issues receive the attention warranted by their significance.”

（IAEA 安全シリーズ No. 75-INSAG-4、1991 から引用。）

（和訳）「原子力発電所の安全問題には、その重要性にふさわしい注意が最優先で払われなければならない。安全文化とは、そうした組織や個人の特性と姿勢の総体である。」

（和訳は平成 17 年版原子力安全白書から引用。）

(23) 保安以外の社内品質マネジメントシステム^(注)

当社が行う品質保証活動において、本計画書の適用範囲外である各事業に適用する品質マネジメントシステムをいう。

（注）当社が行う品質保証活動の基本事項は、全社規程「品質保証基本規程（E01）」に従う。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	4/39

4. 保安品質マネジメントシステム

4.1 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項

- (1) 社長は、保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。（「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、保安品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について保安品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）
- (2) 社長は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行うことを含めて保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次の a)～c) の各号に掲げる事項を適切に考慮する。（「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、a) から c) の事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。）
- a) 加工施設、組織又は個別業務の重要度並びにこれらの複雑さの程度（標準化の程度、記録のトレーサビリティの程度、特別な管理や検査の必要性の程度及び運転開始後の加工施設に対する保全、供用期間中検査及び取替えの難易度を含む。）
 - b) 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ（「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）
 - c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）
- (3) 各部長は、加工施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、本計画書に規定する文書その他保安品質マネジメントシステムに必要な文書に明記する。
- (4) 社長は、保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次の a)～h) の各号に掲げる業務を行う、又は所長、品質・安全管理室長若しくは各部長に行わせる。
- a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	5/39

- b) プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確に定めること（図1に示す。）。
- c) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安管理組織（図3に示す。）の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。この保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。
- d) プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。
- e) プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。
- f) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずること。
- g) プロセス及び組織を保安品質マネジメントシステムと統合的なものとする。
- h) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること（セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と、原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を、特定し、解決することを含む。）。
- (5) 社長は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の a)～h) の各号に示す状態を目指す。
- a) 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。
- b) 風通しの良い組織文化が形成されている。
- c) 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。
- d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。
- e) 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。
- f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。
- g) 安全文化に関する保安内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。
- h) 原子力の安全には、セキュリティが関係する可能性があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。
- (6) 各部長は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスに対する管理の方法及び程度を、第7.4.1項に従って定め、これに基づき当該プロセスの管理を確実にする。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	6/39

(7) 社長は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。

(8) 社長は、組織と各職位の職務を定めることによって、本計画書のとおり保安活動の計画、実施、評価・改善及び維持を各職位の者に実施させ、マネジメントレビューを行うことによってそれらが確実に実施されていることを確認して必要な指示を出す。また、マネジメントレビューにおいて保安品質マネジメントシステム変更の必要性を評価し、変更が必要な場合には、本計画書を改訂する。

4.2 保安品質マネジメントシステムの文書化

4.2.1 一般

社長は、第 4.1(1)項の規定により保安品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて保安文書として自ら各規則に定める、又は所長、品質・安全管理室長若しくは所長を通じて担当部長に各基準として定めさせ、当該文書に規定する事項を実施する、又は要員に実施させる。なお、本計画書の関連条項とこれら各規則、基準との関係を表 1 に示す。

保安品質マネジメントシステムに必要な文書及び記録を次の(1)～(10)の各項に示す。文書の階層を図 2 に示す。

- (1) 保安規定
- (2) 本計画書
- (3) 保安品質方針
- (4) 施設管理方針
- (5) 規則（上記第(1)項又は第(2)項に基づき社長が定めた保安文書）
- (6) 保安品質目標
- (7) 施設管理目標
- (8) 基準（上記第(1)項又は第(2)項に基づく保安文書であって第(3)項から第(7)項を除くもの）
- (9) 標準（要領、手順書、指示書、図面等の保安文書（以下「手順書等」という。）であって上記第(2)項、第(5)項又は第(8)項に基づいて定めたもの。）
- (10) 記録

4.2.2 保安品質マニュアル

社長は、次の(1)～(5)の各項に示す事項を含む保安品質マニュアルとして本計画書を作成し、維持する。

- (1) 保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
- (2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項
- (3) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲
- (4) 保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報
- (5) プロセスの相互の関係

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	7/39

4.2.3 文書の管理

(1) 保安文書のうち、社長が定める文書及び品質・安全管理室長が定める文書の管理については、社長が定める規則及び品質・安全管理室長が定める基準に基づき、品質・安全管理室長が管理する。それ以外の文書は、品質保証部長が、基準、標準の文書の管理に関する基準を定め、各部長は、この基準に基づいて保安文書を管理する。また、これらの基準には、次の a)～d) の各号に示す事項を含める。

- a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止
- b) 文書の組織外への流出等の防止
- c) 保安文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持
- d) 核燃料取扱主任者及び品質・安全管理室長の審査、核燃料安全委員会の審議を受ける手順

(2) 品質・安全管理室長及び品質保証部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、文書改訂時等の必要なときに当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含め、適切な保安文書を利用できるよう、保安文書に関する次の a)～h) の各号に掲げる事項を定めた基準を作成する。

- a) 保安文書を発行するに当たり、その妥当性（グレード分けの適切性を含む。）を審査し、発行を承認すること。
- b) 保安文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。（「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a)と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）
- c) 上記 a)号及び b)号の審査並びに b)号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。（ここでの「部門」とは、保安規定に規定する組織の最小単位をいう。）
- d) 保安文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。
- e) 改訂のあった保安文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。
- f) 保安文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。
- g) 組織の外部で作成された保安文書を識別し、その配付を管理すること。
- h) 廃止した保安文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。

4.2.4 記録の管理

(1) 各部長及び各グループ長は、個別業務等要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	8/39

- (2) 品質保証部長は、上記第(1)項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法に関する基準を定める。なお、品質・安全管理室長は、第 5.7 項「マネジメントレビュー」及び第 8.2.2 項「保安内部監査」に基づいて作成し管理する記録について、同様に基準を定め、これを作成し管理する。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	9/39

5. 経営責任者等の責任

5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ

- (1) 経営責任者（以下「社長」という。）は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、保安品質方針を定めるとともに、所長に保安品質マネジメントシステムを管理する管理責任者（以下「管理責任者」という。）として責任を持って保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させ、その実効性を維持していることを、次の a)～g) の各号に掲げる業務を行うことによって実証する。
- a) 保安品質目標が定められているようにすること。
 - b) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持する取組に参画できる環境を整えていること。
 - c) 第 5.7 項に規定するマネジメントレビューを実施すること。
 - d) 資源が利用できる体制を確保すること。
 - e) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。
 - f) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。
 - g) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。
- (2) 社長は、品質・安全管理室長に管理責任者としてその状況を保安内部監査させるとともに、保安品質マネジメントシステムの維持及び改善に関する事項について、全社の指導及び調整を行わせる。
- (3) 所長及び品質・安全管理室長は、管理責任者として、上記第(2)項に記載する事項を通じて、保安品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。

5.2 原子力の安全の確保の重視

社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。

5.3 保安品質方針

社長は、保安品質方針（健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。）が次の(1)～(5)の各項に掲げる事項に適合しているようにする。社長は、保安品質方針を定めるため並びに品質・安全管理室長及び所長を通じて各部長に保安品質目標を定めさせ、実施させ及びフォローアップするための計画として、規則を定める。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	10/39

- (1) 原子燃料工業株式会社の経営理念及び行動指針に対して適切なものであること。
- (2) 要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。
- (3) 保安品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。
- (4) 要員に周知され、理解されていること。
- (5) 保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。

5.4 施設管理方針

社長は、加工施設が許可を受けたところによるものであり、かつ、加工施設の技術基準に関する規則及び同規則の解釈に適合する性能を有するように、設置し、維持するため、施設管理方針を定める。また、施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。さらに、保安規定第 62 条の 12 に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。

5.5 計画

5.5.1 保安品質目標

(1) 事業所における保安品質目標

a) 社長は、管理責任者である所長を通じて、各部長に保安品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）を定めさせる。各部長は、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標を年度ごとに作成し、文書化する。保安品質目標には、次の①～⑤に示す事項を含む。

- ①実施事項
- ②必要な資源
- ③責任者
- ④実施事項の完了時期
- ⑤結果の評価方法

b) 所長は、各部長の保安品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものであることを確認する。（「その達成状況を評価し得る」とは、保安品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。）

(2) 品質・安全管理室長における保安品質目標

a) 品質・安全管理室長は、管理責任者として、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標（個別要求事項への適合のために必要な目標を含む。）を年度ごとに作成し、文書化する。保安品質目標には、次の①～⑤に示す事項を含む。

- ①実施事項
- ②必要な資源
- ③責任者

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	11/39

④実施事項の完了時期

⑤結果の評価方法

b) 品質・安全管理室長は、保安品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものとする。

5.5.2 施設管理目標

所長は、施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標（施設管理の重要度が高い加工施設について定量的に定める目標を含む。）を定める。また、施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。さらに、保安規定第 62 条の 12 に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。

5.5.3 保安品質マネジメントシステムの計画

(1) 社長は、保安品質マネジメントシステムが第 4.1 項の規定に適合するよう、品質・安全管理室長に対し、本計画書を作成させ、管理させる。そして、その実施に当たっての計画が策定されるように、保安文書を自ら各規則に定める、又は所長、品質・安全管理室長若しくは所長を通じて担当部長に各基準として定めさせる。

(2) 社長は、保安品質マネジメントシステムの変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）が計画され、それが実施される場合においては、当該保安品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の a)～d) の各号に掲げる事項を適切に考慮する。

a) 保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価並びに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）

b) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持

c) 資源の利用可能性

d) 責任及び権限の割当て

5.6 責任、権限及びコミュニケーション

5.6.1 責任及び権限

社長は、保安活動に関する組織を保安規定（第 16 条）に示すとおりに定める（図 3）。また、その責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限を保安規定（第 17 条）に示すとおり表 1 の「関連条項」5.6.1 の欄に記載の規則（保社-2001）で定め、並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるように、保安教育又は社内通達で周知する。（「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	12/39

5.6.2 保安品質マネジメントシステム管理責任者

社長は、所長及び品質・安全管理室長に保安マネジメントシステムを管理する責任者（管理責任者）として、次の(1)～(4)の各項に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。

- (1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
- (2) 保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告すること。
- (3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。
- (4) 関係法令を遵守すること。

5.6.3 管理者

(1) 社長は、次の a)～e) の各号に掲げる業務を管理監督する地位にある者として、保安規定（第 16 条及び第 17 条）に示す各部長及び各グループ長（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。（「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。）

- a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
- b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。
- c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。
- d) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。
- e) 関係法令を遵守すること。

(2) 管理者は、上記第(1)項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次の a)～e) の各号に掲げる事項を確実に実施する。

- a) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。
- b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。
- c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。
- d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。
- e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。

(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	13/39

び強化すべき分野に係るものを含む。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。(「あらかじめ定められた間隔」とは、保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該保安品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)

5.6.4 組織の内部の情報伝達

- (1) 社長は、組織の内部の情報適切に伝達される内部コミュニケーションの仕組みが確立されているようにするとともに、保安品質マネジメントシステムの実効性に関する保安委員会及び核燃料安全委員会の情報が確実に伝達されるようにする。(「保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第5.7.1(1)項に規定する保安品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。)
- (2) 社長及び所長は、上記第(1)項に記載の会議に係る事項について、内部コミュニケーションに係る規則及び基準を定める。
- (3) 各会議の出席者は、保安品質マネジメントシステムの有効性について、事業所内、事業所間、社外の情報及び保安以外の社内品質マネジメントシステムからの情報を提供し、情報交換を行う。各会議の事務局は、その主なものを議事録として記録する。
- (4) 所長は、保安活動に関して組織横断的な活動が必要となった場合は、担当部長を指名した上で、プロジェクトチームを設置することができる。

5.7 マネジメントレビュー

5.7.1 一般

- (1) 社長は、保安品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、保安品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)として、年1回以上保安委員会を開催する。
- (2) 保安委員会は、社長を委員長とし、管理責任者である所長及び品質・安全管理室長、並びに核燃料取扱主任者のほか、委員長が指名する委員をもって構成する。

5.7.2 マネジメントレビューに用いる情報

所長及び品質・安全管理室長は、管理責任者として、保安委員会において、次の(1)～(13)の各項に掲げる情報を報告する。

- (1) 保安内部監査の結果
- (2) 組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	14/39

- (3) プロセスの運用状況（「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格 Q9001（以下「JIS Q9001」という。）の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）
- (4) 使用前事業者検査等並びに自主検査等の結果（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう（第8.2.4項において同じ。）。）
- (5) 保安品質目標及び施設管理目標の達成状況
- (6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（保安内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）
- (7) 関係法令の遵守状況
- (8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）
- (9) 従前の保安委員会の結果を受けて講じた措置
- (10) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更
- (11) 部門又は要員（管理責任者、核燃料取扱主任者を含む。）からの改善のための提案
- (12) 資源の妥当性
- (13) 保安活動の改善のために講じた措置（保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性

5.7.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置

- (1) 社長は、保安委員会の結果を受けて、次の a)～e) の各号に掲げる事項について決定する。
 - a) 保安品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善（「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）
 - b) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善
 - c) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源
 - d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）
 - e) 関係法令の遵守に関する改善
- (2) 品質・安全管理室長は、保安委員会の結果の記録を作成し、これを管理する。
- (3) 所長及び品質・安全管理室長は、管理責任者として、保安委員会の結果を受けて決定をした事項について、必要な措置を講じる。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	15/39

6. 資源の管理

6.1 資源の確保

所長は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次の(1)～(4)の各項に掲げる資源について、表1に記載の各基準において担当部長にその資源を明確に定めさせる、又は自ら定めるとともに、これを確保し、及び管理する。(「資源を明確に定め」とは、保安品質マネジメントシステムの計画を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることをいう。)

(1) 要員

(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系(JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。)

(3) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)

(4) その他必要な資源

6.2 要員の力量の確保及び教育訓練

(1) 所長又は各部長は、要員が個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)を有することを、教育・訓練に関して定める基準(表1の「関連条項」6.2の欄参照。)にのっとり実証し、各部長は確保した者を要員に充てる。

(2) 各部長は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次のa)～e)の各号に掲げる業務を行う。

a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。

b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。)を講ずること。

c) 上記b)号の措置の実効性を評価すること。

d) 要員が、自らの個別業務について次の①～③に掲げる事項を認識しているようにすること。

① 保安品質目標の達成に向けた自らの貢献

② 保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献

③ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性

e) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。

6.3 インフラストラクチャ

各部長は、保安のために必要なインフラストラクチャ(施設及び業務を行うに当たって必要となる資機材(電気、水、ガス、工具類等)や通信設備等。)を表1の「関連条項」6.3の欄に記載の基準において明確にし、管理を行う。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	16/39

6.4 作業環境

環境安全部長は、施設の保安のために必要な作業環境^{注)}として、放射線管理に関する基準(表1の「関連条項」6.4の欄参照。)で管理区域の区域管理等の管理方法を定め、各部長はこれに従い管理する。また、保安のために必要なその他の作業環境についても、各部長は労働安全衛生関係法令に基づき管理する。

注)“作業環境”は、物理的、環境的及びその他の要因を含む(例えば、空間線量、表面汚染密度、騒音、気温、湿度、照明又は天候)、作業が行われる状態と関連する。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	17/39

7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施

7.1 個別業務に必要なプロセスの計画

(1) 所長は、第 4.2 項に基づき、管理責任者として、次の a)～g) の各号に示す個別業務に必要な、プロセスにおける保安活動について定めた業務の計画（機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮することを含む。）として表 1 に記載の各基準を担当部長に策定させる、又は自ら策定するとともに、そのプロセスを確立する。以下の c) 号に関する各基準には、設備の加工・修理を実施した者以外による検査及び試験の実施又は立会、合否判定の基準及びリリースの方法に関する事項を含める。

- a) 加工施設の操作
- b) 放射線管理
- c) 加工施設の施設管理
- d) 核燃料物質の管理
- e) 放射性廃棄物管理
- f) 非常時の措置
- g) 定期評価

(2) 所長及び担当部長は、個別業務に必要なプロセスの計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。

(3) 所長及び担当部長は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次の a)～e) の各号に掲げる事項を明確にする。

- a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果
- b) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項
- c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安文書及び資源
- d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）
- e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録

(4) 所長及び担当部長は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものと

する。

7.2 個別業務等要求事項として明確にすべき事項

7.2.1 個別業務等要求事項の明確化

担当部長は、次の (1)～(3) の各項に掲げる事項を個別業務等要求事項として、第 7.1 項に関

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	18/39

する基準及び関連標準において、明確に定める。

- (1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項
- (2) 関係法令
- (3) 上記第(1)項及び第(2)項に掲げるもののほか、保安に係る組織が必要とする要求事項

7.2.2 個別業務等要求事項の審査

- (1) 担当部長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を要員に実施させる、又は自ら実施する。
- (2) 担当部長は、上記第(1)項の審査を実施するに当たり、次の a)～c)の各号に掲げる事項を要員に確認させる、又は自ら確認する。
 - a) 当該個別業務等要求事項が定められていること。
 - b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。
 - c) 担当部の要員が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。
- (3) 担当部長は、上記第(1)項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を要員に作成させ、又は自ら作成し、これを管理する。
- (4) 担当部長は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。

7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等

所長は、第7.1項に関する基準及び関連標準において、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を担当部長に明確に定めさせ、担当部長はこれを実施する。この方法には、次の(1)～(4)の各項に示す事項を含む。

- (1) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法
- (2) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法
- (3) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法
- (4) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法

7.3 設計・開発管理

7.3.1 設計・開発計画

- (1) 設備管理部長は、設計・開発のプロセスに記載する事項を定めた設計・開発管理に関する基準を定める。担当部長はその基準に従って、設計・開発（専ら加工施設において用いるための設計・開発に限る。設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計・

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	19/39

開発を含む。原子力の安全のために重要な手順書等の設計・開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。)の計画(以下「設計・開発計画」という。)を策定するとともに、設計・開発を管理する。設計・開発計画の策定には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動を行うことを含む。ただし、担当部長が設備管理部長に依頼した場合は、設備管理部長がこれを行う。許認可手続と設計・開発業務との手順上の関連は、設計・開発に関する基準に定める。

- (2) 担当部長は、上記第(1)項の基準に基づき、設計・開発計画の策定において、次の a)～d)の各号に掲げる事項を明確にする。
- a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度
 - b) 設計・開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制
 - c) 設計・開発に係る部門及び要員の責任及び権限
 - d) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源
- (3) 担当部長は、上記第(1)項の基準に基づき、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計・開発に関与する各者間の連絡を管理する。
- (4) 担当部長は、上記第(1)項の基準に基づき策定された設計・開発計画を、設計・開発の進行に応じて適切に変更する。

7.3.2 設計・開発に用いる情報

- (1) 担当部長は、個別業務等要求事項として設計・開発に用いる情報であって、次の a)～d)の各号に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。
- a) 機能及び性能に係る要求事項
 - b) 従前の類似した設計・開発から得られた情報であって、当該設計・開発に用いる情報として適用可能なもの
 - c) 関係法令
 - d) その他設計・開発に必要な要求事項

- (2) 担当部長は、設計・開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。また、要求事項について、漏れがなく、あいまいでなく、相反することがないことを確認する。

7.3.3 設計・開発の結果に係る情報

- (1) 担当部長は、設計・開発の結果に係る情報を、設計・開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。(「設計・開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。)

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	20/39

(2) 担当部長は、設計・開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計・開発の結果に係る情報を承認する。

(3) 担当部長は、設計・開発の結果に係る情報を、次の a)～d) の各号に掲げる事項に適合するものとする。

- a) 設計・開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。
- b) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること（設計・開発の結果として、施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、その記録を維持することを含む。）。
- c) 合否判定基準を含むものであること。
- d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。

7.3.4 設計・開発レビュー

(1) 担当部長は、設計・開発の適切な段階において、設計・開発計画に従って、次の a) 号及び b) 号に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計・開発レビュー」という。）を実施する。

- a) 設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。
- b) 設計・開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。

(2) 担当部長は、設計・開発レビューに、当該設計・開発レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計・開発に係る専門家を参加させる。

(3) 担当部長は、設計・開発レビューの結果の記録及び当該設計・開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.3.5 設計・開発の検証

(1) 担当部長は、設計・開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計・開発計画に従って検証を実施する（設計・開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計・開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと含む。）。

(2) 担当部長は、上記第(1)項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(3) 担当部長は、当該設計・開発を行った要員と異なる者に上記第(1)項の検証をさせる。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	21/39

7.3.6 設計・開発の妥当性確認

- (1) 担当部長は、設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計・開発計画に従って、当該設計・開発の妥当性確認（以下「設計・開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ設計・開発妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行うことを含む。）。
- (2) 担当部長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計・開発妥当性確認を完了する。
- (3) 担当部長は、設計・開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計・開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.3.7 設計・開発の変更の管理

- (1) 担当部長は、設計・開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。
- (2) 担当部長は、設計・開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。
- (3) 担当部長は、上記第(2)項の審査において、設計・開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価（当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。
- (4) 担当部長は、上記第(2)項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.4 調達管理

7.4.1 調達プロセス

- (1) 業務管理部長は、第 7.4.2 項及び第 7.4.3 項に記載する事項を定めた調達管理に関する基準を定める。担当部長及び担当グループ長は、その基準に従って調達手続きを行うとともに、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。
- (2) 担当部長及び担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安文書に明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、次の a) 号及び b) 号に示すような管理の方法及び程度を定める。（「管理の方法」

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	22/39

とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）

- a) 採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。
- b) 一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。

(3) 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。

(4) 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。

(5) 担当部長及び担当グループ長は、上記第(3)項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(6) 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（加工施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。

7.4.2 調達物品等要求事項

(1) 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等に関する情報に、次の a)～g) の各号に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。

- a) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項
- b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項
- c) 調達物品等の供給者の保安品質マネジメントシステムに係る要求事項
- d) 調達物品等の不適合の報告（偽造品又は模造品等の報告を含む。）及び処理に係る要求事項
- e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項
- f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
- g) その他調達物品等に必要な要求事項

(2) 上記第(1)項の調達要求事項に、次の事項を含める。

調達製品の調達後における維持又は運用に必要な技術情報（加工施設の保安に係るものに限る。）の提供に関する事項を含める。

(3) 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等要求事項として、調達物品等の供給者の工

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	23/39

場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。（「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。）

(4) 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。

(5) 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

7.4.3 調達物品等の検証

(1) 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。

(2) 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。

7.5 個別業務及び物品等の管理

7.5.1 個別業務の管理

担当部長は、個別業務計画に基づき、個別業務を次の(1)～(6)の各項に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。

- (1) 加工施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、並びに、当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。
- (2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
- (3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
- (4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
- (5) 第8.2項の規定に基づき監視測定を実施していること。
- (6) 本計画書の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。

7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認

(1) 担当部長は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。

(2) 担当部長は、上記第(1)項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証する。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	24/39

(3) 担当部長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。

(4) 担当部長は、上記第(1)項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次の a) ~c) の各号に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。

- a) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準
- b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法
- c) 妥当性確認の方法（対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）

7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保

(1) 担当部長は、業務を実施する上で必要となる業務・施設の識別を、基準及び関連標準で定めて実施し、管理する。

(2) 担当部長は、個別業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定 of 要求事項に関連して、業務・施設の状態の識別を、基準又は下位文書で定めて実施する。（「業務・施設の状態の識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により業務・施設の状態を区別することをいう。）

(3) 担当部長は、業務・施設の状態・結果を記録することが定められている場合、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）を確保するため、業務・施設について一意の識別を定め、記録するとともに、当該記録を管理する。

7.5.4 組織の外部の者の物品

担当部長は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。（「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001 の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。）

7.5.5 調達物品の管理

担当部長は、担当部長及び担当グループ長が調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。

7.6 監視測定のための設備の管理

(1) 担当部長は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	25/39

- (2) 担当部長は、上記第(1)項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。
- (3) 担当部長は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次の a)～e)の各号に掲げる事項に適合するものとする。
- a) 第 7.1 項の規定に基づき定めた各基準に基づく間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。
 - b) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。
 - c) 所要の調整がなされていること。
 - d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。
 - e) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。
- (4) 担当部長は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。
- (5) 担当部長は、上記第(4)項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。
- (6) 担当部長は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。
- (7) 担当部長は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	26/39

8. 評価及び改善

8.1 監視測定、分析、評価及び改善

- (1) 社長、所長、品質・安全管理室長、核燃料取扱主任者及び担当部長は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス（取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）の計画として第 4.2.1 項に定める規則、基準及び標準に定め、これを要員に実施させる、又は自ら実施する。
- (2) 社長、所長、品質・安全管理室長、核燃料取扱主任者及び担当部長は、要員が上記第(1)項の監視測定の結果を利用できるように、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制（電子メール、社内イントラネットの利用を含む。）を構築する。

8.2 監視及び測定

8.2.1 組織の外部の者の意見

- (1) 社長、所長、品質・安全管理室長、核燃料取扱主任者及び担当部長は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。
- (2) 担当部長は、上記第(1)項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。

8.2.2 保安内部監査

- (1) 品質・安全管理室長は、保安品質マネジメントシステムについて、次の a) 号及び b) 号に掲げる要件への適合性を確認するために、保安内部監査に関する基準を定める。品質・安全管理室長は、この基準に基づき、保安活動の重要度に応じて、年 1 回以上、客観的な評価を行う部門その他の体制として選定基準を満たす被監査対象部門以外の者より選任した監査員により保安内部監査を実施させる。
- a) 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項
b) 実効性のある実施及び実効性の維持
- (2) 上記第(1)項の基準には、保安内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。
- (3) 品質・安全管理室長は、保安内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して保安内部監査の対象を選定し、かつ、保安内部監査の実施に関する計画（以下「保安内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、保安内部監査の実効性を維持する。
- (4) 上記第(1)項の基準には、保安内部監査を行う要員（以下「保安内部監査員」という。）の選定基準を定め、保安内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	27/39

- (5) 品質・安全管理室長は、保安内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する保安内部監査をさせない。
- (6) 品質・安全管理室長は、保安内部監査実施計画の策定及び実施並びに保安内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限（必要に応じ、保安内部監査員又は保安内部監査を実施した部門が保安内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）並びに保安内部監査に係る要求事項を基準に定める。
- (7) 品質・安全管理室長は、保安内部監査の対象として選定した領域に責任を有する担当部長に保安内部監査結果を通知する。
- (8) 品質・安全管理室長は、不適合が発見された場合には、上記第(7)項の通知を受けた担当部長に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。
- (9) 品質・安全管理室長は、担当部長が実施した改善内容を確認し、その結果を社長、所長及び核燃料安全委員会に報告する。

8.2.3 プロセスの監視測定

- (1) 所長及び各部長は、プロセスの監視測定（対象として、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法（監視測定の実施時期、監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期を含む。）により、これを行う。
- (2) 所長及び各部長は、上記第(1)項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、第4.1(4)項第c)号に掲げる保安活動指標を用いる。
- (3) 所長及び各部長は、上記第(1)項の方法により、プロセスが第5.5.3項及び第7.1項の計画として定めた各基準に規定した結果を得ることができることを実証する。
- (4) 所長及び各部長は、上記第(1)項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。
- (5) 所長及び各部長は、第5.5.3項及び第7.1項の計画として定めた各基準に規定した結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	28/39

8.2.4 機器等の検査等

- (1) 担当グループ長は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。これら検査等に係る担当グループ長は、当該検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検を行わないグループの者とする。
- (2) 担当グループ長は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、保安規定別表 18 に定める保管責任者がこれを保存する。
- (3) 担当グループ長は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、保安規定別表 18 に定める保管責任者がこれを保存する。
- (4) 担当グループ長は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。
- (5) 担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。この独立性の確保に当たり、事業所の加工施設が重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていないことを踏まえ、少なくとも当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させる。（「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要十分な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）
- (6) 上記第(5)項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。

8.3 不適合の管理

- (1) 所長は管理責任者として、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された機器等又は個別業務を識別することを含む。）。
- (2) 所長は、不適合の処理^{注1)}に係る管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）並びにそれに関連する責任及び権限を基準に定める。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	29/39

- (3) 担当部長は、上記第(2)項に定められた基準に従い、次の a)～d) の各号に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。
- a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。
 - b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。
 - c) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。
 - d) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。
- (4) 担当部長は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、環境安全部長は、この記録を管理する。
- (5) 担当部長は、上記第(3)項第 a) 号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。
- (6) 担当部長は、不適合の処置^{注2)}の結果を所長に報告する。

注1) 「処理」とは、不適合の除去から原因究明及び再発防止策の実施までの一連の対応を指している。

注2) 「処置」は、“その場の状況に応じた取り扱いを決めること、また、その扱い”という意味であり、現場での応急処置を所長に報告しておかないと、原因対策が終わるまで所長が知らないということにならないようにとの意図で、保安規定においても「処置」を使っている。

8.4 データの分析及び評価

- (1) 環境安全部長は、保安品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該保安品質マネジメントシステムの実効性の改善（保安品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、保安品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。
- (2) 環境安全部長は、上記第(1)項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次の a)～d) の各号に掲げる事項に係る情報を取得する。
- a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見
 - b) 個別業務等要求事項への適合性
 - c) 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒（不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）となるものを含む。）

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	30/39

d) 調達物品等の供給者の供給能力

8.5 改善

8.5.1 継続的な改善

社長は、経営責任者として、また、所長及び品質・安全管理室長は、管理責任者として、保安品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な改善を行うために、保安品質目標の設定、保安委員会及び保安内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。

8.5.2 是正処置等

(1) 所長は、管理責任者として、各部長に個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次の a)～i) の各号に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じさせる。

a) 是正処置を講ずる必要性について、次の①及び②に掲げる手順により評価を行うこと。

① 不適合その他の事象の分析（情報の収集及び整理並びに技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。）及び当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）

② 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化

b) 必要な是正処置を明確にし、実施すること。

c) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。

d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。

e) 必要に応じ、保安品質マネジメントシステムを変更すること。

f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。

g) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。

h) 所長は、施設管理により得られた技術情報であって、保安の向上に資するために必要な技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置を基準に定める。環境安全部長は、その基準に従い必要な技術情報を共有する措置を講じる。

i) 所長は、加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合の情報公開に関する基準を定める。業務管理部長は、その基準に従い該当する不適合の内容を公開する。

(2) 所長は、上記第(1)項の各号に掲げる事項について、基準に定める。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	31/39

(3) 環境安全部長は、上記第(2)項の基準に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にし、各部長は、適切な措置を講じる。「適切な措置を講じる」とは、第1項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。

(4) 各部長は、是正処置等の結果を所長に報告する。

(5) 所長は、是正処置等の実施状況の主なものを社長に報告する。

8.5.3 未然防止処置

(1) 所長は、管理責任者として、各部長に、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次の a)～f) の各号に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じさせる。

a) 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。

b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。

c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。

d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。

e) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。

f) 所長は、第7.4.1(6)項に記載する調達物品等の技術情報及び第7.1(1)項第c)号に記載する施設管理により得られた技術情報であって、保安の向上に資するために必要な技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置を基準に定める。環境安全部長は、その基準に従い必要な技術情報を共有する措置を講じる。

(2) 所長は、上記第(1)項の各号に掲げる事項について、基準に定める。

8.5.4 根本原因分析

是正処置及び未然防止処置の一環として行う根本原因分析は次の(1)～(5)の各項に示すとおり実施する。

(1) 所長は、法令報告、保安規定違反、その他の不適合のうち所長が原子力の安全に重大な影響を与えると判断したものは是正処置を行うため、根本原因分析を行う。

(2) 所長は、蓄積されている不適合等に関するデータ（上記第(1)項で根本原因分析を行った不適合を除く）を分析して（第8.4(1)項参照。）、起こり得る不適合の発生を防止する未然防止処置を行うため、必要に応じて根本原因分析を行う。

(3) 所長は、根本原因分析について、評価・改善に関する基準（表1の関連条項8.5.4の欄に記載の文書参照。）に次のa)～c)の各号に示す手順を含める。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	32/39

- a) 分析対象の決定
- b) 中立性を考慮した分析チームの決定
- c) 幅広い情報を活用する観点から、必要に応じ、当該事業所以外の要員の分析チームへの参加

(4) 所長は、分析チームの報告を尊重し、必要な対策を決定し、その実施計画を策定する。

(5) 所長は、根本原因分析の実施状況を社長に報告する。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	33/39

表 1 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項に基づき作成する社内文書 (1/3)

関連条項	項目	文書名	文書番号	承認者
4.1	保安品質マネジメントシステムに係る要求事項	保安品質保証計画書	保社-1001	社長
4.2.1	一般			
4.2.2	保安品質マニュアル			
5.5.3	保安品質マネジメントシステムの計画			
7.2.3	組織の外部の者との情報の伝達等			
8.1	監視測定、分析、評価及び改善	マネジメントレビュー実施規則	保社-2002	社長
8.2.1	組織の外部の者の意見			
8.2.3	プロセスの監視測定			
8.4	データの分析及び評価			
8.5.1	継続的な改善			
4.2.3	文書の管理	保安に係わる社長承認文書の作成、審査、承認規則 保安文書管理基準 文書及び記録の管理基準 保安に係わる文書管理基準(品質・安全管理室)	保社-2005 基保-025 S-000010 安管-200003	社長 (熊取)品質保証部長 (東海)品質保証部長 品質・安全管理室長
4.2.4	記録の管理	記録管理基準 文書及び記録の管理基準 保安に係わる文書管理基準(品質・安全管理室)	基保-016 S-000010 安管-200003	(熊取)品質保証部長 (東海)品質保証部長 品質・安全管理室長
5.1	経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	保安品質方針及び保安品質目標並びに施設管理方針及び施設管理目標の運用規則 安全文化醸成実施規則	保社-2004	社長
5.2	原子力の安全の確保の重視		保社-2006	社長
5.3	保安品質方針	保安品質方針及び保安品質目標並びに施設管理方針及び施設管理目標の運用規則	保社-2004	社長
5.4	施設管理方針			
5.5.1	保安品質目標			
5.5.2	施設管理目標			
5.6.1	責任及び権限	保安活動に関する組織、責任及び権限規則 品質・安全管理室長の指導、調整規則	保社-2001 保社-2003	社長 社長
5.6.2	保安品質マネジメントシステム管理責任者			
5.6.3	管理者			
5.6.4	組織の内部の情報の伝達	マネジメントレビュー実施規則 核燃料安全委員会基準 核燃料安全委員会基準	保社-2002 基保-004 S-000032	社長 (熊取)所長 (東海)所長
5.7	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施規則	保社-2002	社長

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	34/39

表 1 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項に基づき作成する社内文書 (2/3)

関連条項	項目	文書名	文書番号	承認者
6.1	資源の確保			
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	教育訓練基準 保安教育基準	基保-007 S-000014	(熊取) 所長 (東海) 所長
6.3	インフラストラクチャ	補修及び改造基準 補修及び改造基準	基保-018 S-000027	(熊取) 設備管理部長 (東海) 設備管理部長
6.4	作業環境	放射線管理基準 放射線管理基準	基保-001 S-000002	(熊取) 環境安全部長 (東海) 環境安全部長
7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	加工施設の操作基準 (燃料製造部) 加工施設の操作基準 (設備管理部) 加工施設の操作基準 (環境安全部)	基保-003 基保-026 基保-028	(熊取) 燃料製造部長 (熊取) 設備管理部長 (熊取) 環境安全部長
7.2	個別業務等要求事項として明確にすべき事項	加工施設の操作基準 (品質保証部) 施設の操作基準 (燃料製造部) 施設の操作基準 (環境安全部)	基保-032 S-000015 S-000017	(熊取) 品質保証部長 (東海) 燃料製造部長 (東海) 環境安全部長
7.5	個別業務及び物品等の管理	施設の操作基準 (設備管理部) 施設の操作基準 (品質保証部)	S-000018 S-000019	(東海) 設備管理部長 (東海) 品質保証部長
7.6	監視測定のための設備の管理	臨界安全管理基準 臨界管理基準 異常時の措置基準 設計想定事象等対処活動基準 火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施基準 サイバーテロ対策基準 放射線管理基準 放射線管理基準 周辺監視区域管理基準 周辺監視区域及び管理区域への出入り管理に関する基準 核燃料物質等運搬基準 核燃料運搬基準 補修及び改造基準 補修及び改造基準 放射性廃棄物管理基準 非常時の措置基準 事故対策基準 定期評価基準 定期評価基準	基保-037 S-000003 基保-012 基保-039 S-000033 S-000034 S-000035 基保-001 S-000002 基保-035 S-000021 基保-008 S-000004 基保-018 S-000027 基保-009 基保-006 S-000005 基保-024 S-000028	(熊取) 環境安全部長 (東海) 環境安全部長 (熊取) 所長 (熊取) 所長 (東海) 所長 (東海) 所長 (東海) 業務管理部長 (熊取) 環境安全部長 (東海) 環境安全部長 (熊取) 業務管理部長 (東海) 環境安全部長 (熊取) 燃料製造部長 (東海) 燃料製造部長 (熊取) 設備管理部長 (東海) 設備管理部長 (熊取) 環境安全部長 (熊取) 所長 (東海) 所長 (熊取) 所長 (東海) 所長

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	35/39

表 1 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項に基づき作成する社内文書 (3/3)

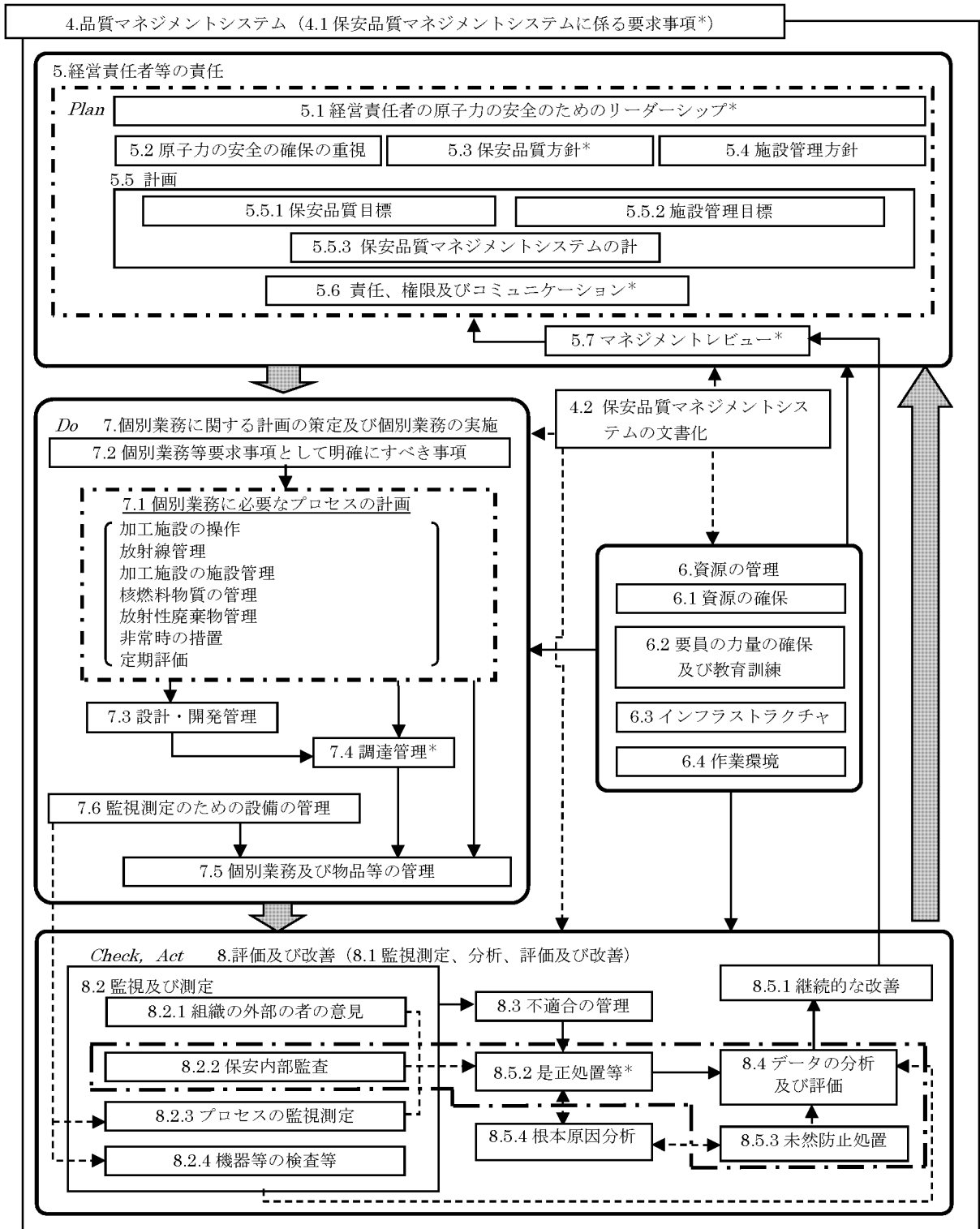
関連条項	項目	文書名	文書番号	承認者
7.3	設計・開発管理	設計管理基準 補修及び改造基準 補修及び改造基準	基保-021 基保-018 S-000027	(熊取)設備管理部長 (熊取)設備管理部長 (東海)設備管理部長
7.4 7.5.5	調達管理 調達物品の管理	調達管理基準 調達管理基準	基保-022 S-000011	(熊取)業務管理部長 (東海)業務管理部長
8.1	監視測定、分析、評価及び改善	評価・改善基準 評価・改善基準	基保-023 S-000013	(熊取)所長 (東海)所長
8.2.2	保安内部監査	保安内部監査基準	安管-200002	品質・安全管理室長
8.2.4	機器等の検査等	設計管理基準 補修及び改造基準	基保-021 S-000027	(熊取)設備管理部長 (東海)設備管理部長
8.3 8.5.2 8.5.3 8.5.4	不適合の管理 是正処置等 未然防止処置 根本原因分析	評価・改善基準 評価・改善基準	基保-023 S-000013	(熊取)所長 (東海)所長

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	36/39

表2 「従業員等」及び「操作員等」に必要な力量、教育・訓練及び認識

対象者	必要な認識及び必要な力量の概要	教育・訓練方法
従業員等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力安全の重要性と自らの活動の持つ意味及び重要性を認識し、保安品質目標の達成に向けて、自らがどのように貢献できるかを認識していること ・ 関係法令及び規制要求事項、社内ルール及び地域との協定の遵守の重要性を認識していること ・ 関係法令、保安規定等及び核燃料物質等を取り扱うための一般知識を有すること ・ 初期消火活動を行うための知識を有すること ・ 初期消火器材の操作を行えること ・ 非常時の対応を行うための知識を有すること ・ 非常時用資機材の操作を行えること 	事業所全体の教育 (保安教育・設計想定事象等対処活動訓練・非常時訓練)
操作員等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 操作を担当する施設の適切な操作が行えること ・ 放射線測定器類の操作を含め放射線管理業務が行えること ・ 計器の校正を適切に行えること ・ 対象施設の巡視・点検が行えること ・ 使用前事業者検査等が行えること 	各部の教育 (技能教育・訓練)

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	37/39



備考：* = 安全文化に関する事項を含む。

凡例： 基本プロセス 中プロセス 小プロセス : 明確な関連
 : 理解上重要な関連

図1 プロセス関連図

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	38/39

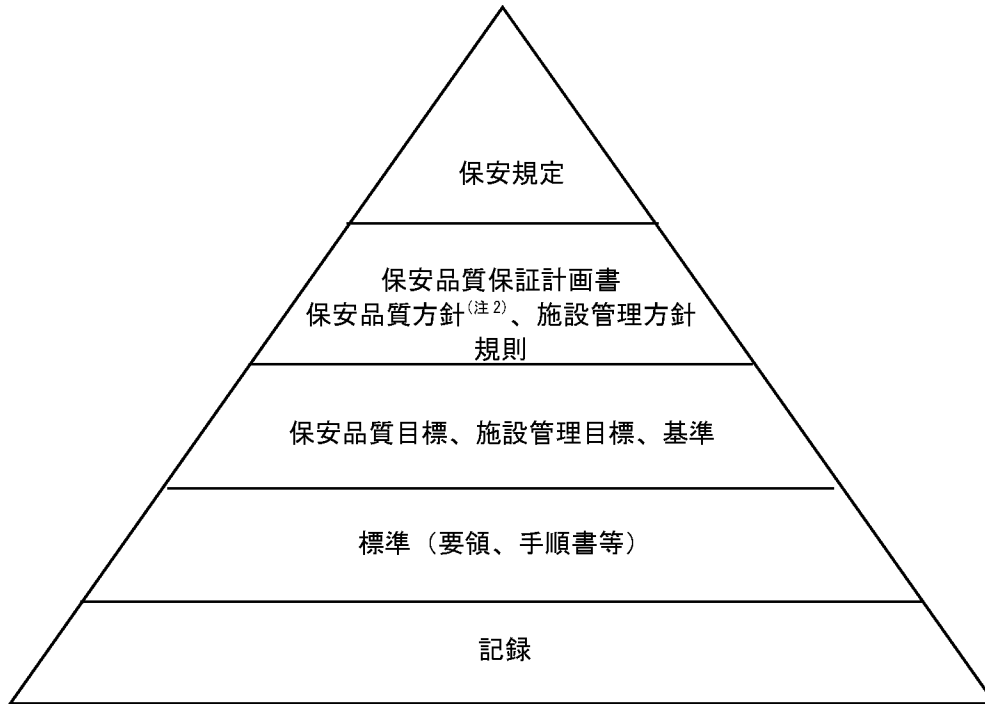


図2 保安品質マネジメントシステムの文書体系図^(注1)

(注1) 本文書体系図は、文書の重要性を踏まえた序列を概念的に示すものであり、文書間の直接的な上下のつながりを示すものではない。

(注2) 保安品質方針には安全文化の育成及び維持に関する事項を含む。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	39/39

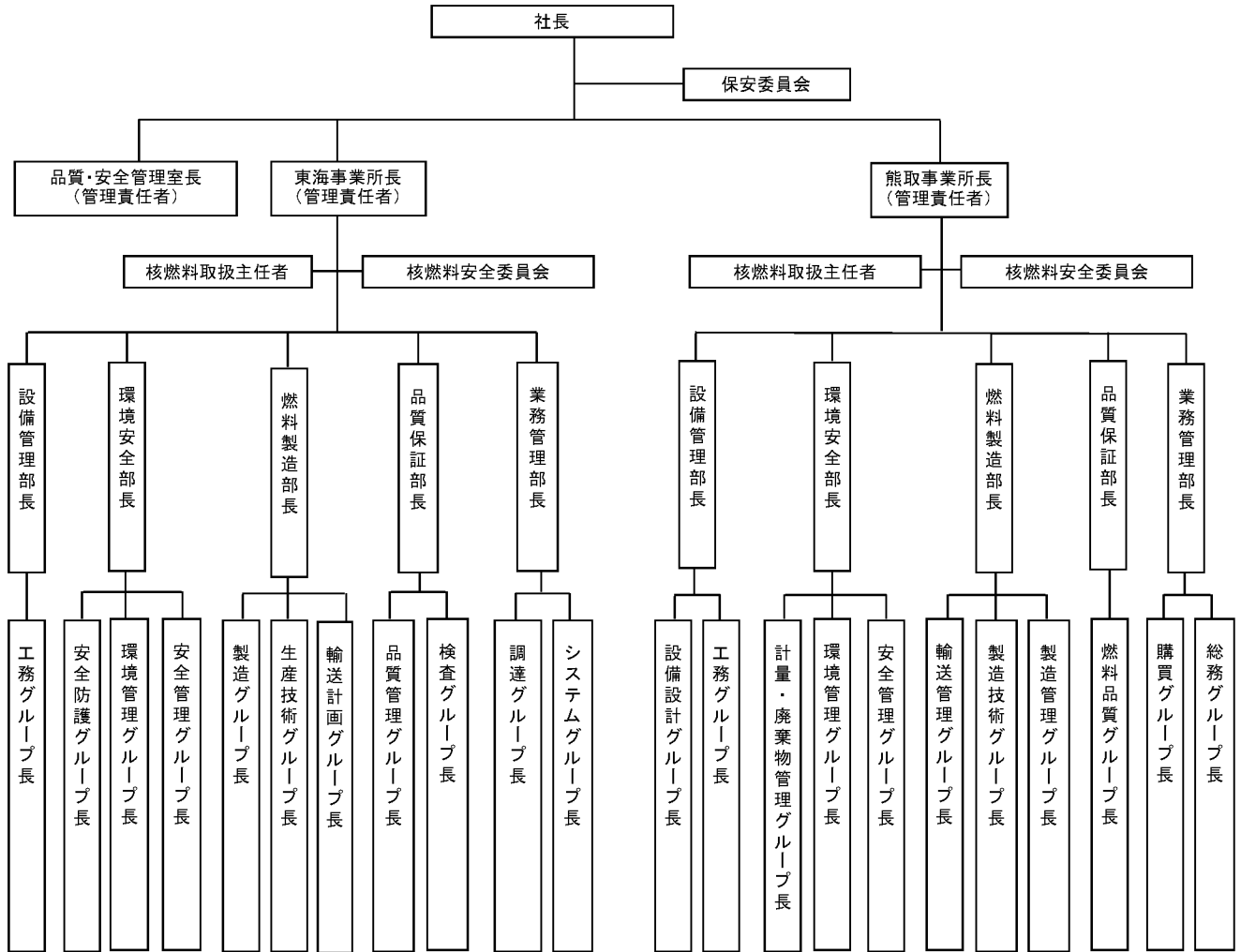


図3 保安管理組織（管理者）

別記 3

添付書類 1 加工事業変更許可との対応に関する説明書

本申請の対象とする加工施設に係る設計について、以下に示す「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「事業許可基準規則」という。）」の条項ごとに、加工の事業の変更許可（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可）申請書（以下「加工事業変更許可申請書」という。）の記載を整理した。

- 第一条（定義、安全上重要な施設）関連【第一条 安重】
- 第二条（核燃料物質の臨界防止）関連【第二条 臨界】
- 第三条（遮蔽等）関連【第三条 遮蔽】
- 第四条（閉じ込めの機能）関連【第四条 閉じ込め】
- 第五条（火災等による損傷の防止）関連【第五条 火災等】
- 第六条（安全機能を有する施設の地盤）関連【第六条 地盤】
- 第七条（地震による損傷の防止）関連【第七条 地震】
- 第八条（津波による損傷の防止）関連【第八条 津波】
- 第九条（外部からの衝撃による損傷の防止）関連【第九条 外部衝撃】
- 第十条（加工施設への人の不法な侵入等の防止）関連【第十条 不法侵入】
- 第十一条（溢水による損傷の防止）関連【第十一条 溢水】
- 第十二条（誤操作の防止）関連【第十二条 誤操作】
- 第十三条（安全避難通路等）関連【第十三条 避難通路】
- 第十四条（安全機能を有する施設）関連【第十四条 安全機能】
- 第十五条（設計基準事故の拡大の防止）関連【第十五条 設計基準事故】
- 第十六条（核燃料物質の貯蔵施設）関連【第十六条 貯蔵】
- 第十七条（廃棄施設）関連【第十七条 廃棄】
- 第十八条（放射線管理施設）関連【第十八条 放管】
- 第十九条（監視設備）関連【第十九条 監視】
- 第二十条（非常用電源設備）関連【第二十条 非常用電源】
- 第二十一条（通信連絡設備）関連【第二十一条 通信連絡】
- 第二十二条（重大事故等の拡大の防止等）関連【第二十二条 重大事故等】

添1表1に本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめを示し、添1別表1に加工事業変更許可申請書の記載、当該記載の設計及び工事の方法の認可又は設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）への対応状況を示す。

また、本申請の対象とする加工施設を含む新規規制基準への適合性確認を行う加工施設と加工事業変更許可申請書に記載した施設の対応を明確にするため、加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称を比較して整理した。添1表2-1～添1表2-4に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況を示す（添1表2-1：改造及び新規規制基準への適合性確認を行う加工施設、添1表2-2：撤去する加工施設、添1表2-3：仮移設する加工施設、添1表2-4：後半申請する加工施設）。

加えて、添1参考資料1に、加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点のまとめを示す。

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																						その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等			
{1002}* 2124	本体	成型施設	第2加工棟	第2加工棟	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-11 1-12 1-13	2-13	3-1 3-2 3-3	4-1 4-15 4-16 4-18 4-19 4-22 4-28	5-1 5-4 5-5 5-24 5-26 5-28 5-29 5-30 5-35 5-37 5-38 5-44	6-1 6-2 6-3 6-4	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6 7-7 7-8 7-9 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-5 9-7 9-8 9-9 9-12 9-18 9-19 9-20 9-22 9-25 9-28 9-29 9-30 9-31 9-32 9-38 9-41 9-42 9-46	10-1 10-2 10-3 10-4 10-5 10-6 10-7	11-1 11-3 11-4 11-7 11-8 11-9 11-18 11-19 11-22	—	13-2	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-51 15-52 15-60	—	—	18-1 18-3	—	20-1 20-6	21-1 21-2 21-3	—	23-21 23-24		
{8007}* 2124	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（スピーカー））	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—		
{8007-12}* 2124	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—	
{8007-11}* 2124	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3 21-4	—	—	
{8007-13}* 2124	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（固定電話機）	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	21-1	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{8009}*	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	火災感知設備	自動火災報知設備（感知器）	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23 5-24 5-25	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-56	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1	—	—	
{8009-11}*	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	火災感知設備	自動火災報知設備（受信機）	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23 5-24 5-25	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-56	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—	
{8010}*	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	消火設備	消火器	増設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-24 5-26 5-36	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	
{8011}	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	消火設備	自動式の消火設備	新設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-29	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	
{8012}	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	消火設備	屋内消火栓	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-24 5-26	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-19	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1	—	—	—
{8027}*	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	避難通路	新設	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	—	—	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—
{8029}*	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	非常用照明	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{8029-4}*	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	誘導灯	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	—	—	—	
{8052}	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	漏水検知器	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-12	—	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-13	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-50	—	—	—	—	—	—	—	—	
{8065}	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	遮水板	新設	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17	—	—	—	11-1 11-16	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	
{8048}*	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防護壁及び防護柵	新設	1-1 1-2 1-4 1-6	—	—	—	—	6-1	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6 7-9	—	9-1 9-5	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	23-20
{8049}*	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防護壁	新設	1-1 1-2 1-4 1-6	—	3-1 3-2 3-3	—	—	6-1	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6 7-9	—	9-1 9-7	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	23-9
{8050}*	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	コンクリート閉止部	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	—	3-1 3-2 3-3	—	—	6-1	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6 7-9	—	9-1 9-8	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	23-18
{8051}*	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	堰、密閉構造扉	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	—	—	—	—	6-1	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6 7-9	—	—	—	11-1 11-4 11-6	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	23-25

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{1001}*	本体	核燃料物質の貯蔵施設	第1加工棟	第1加工棟	—	改造	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	4-1 4-28	5-1 5-4 5-28 5-30 5-35 5-44	6-1 6-2 6-3 6-4	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6 7-7 7-9	—	9-1 9-3 9-6 9-8 9-9 9-10 9-15 9-20 9-22 9-25 9-29 9-30 9-31 9-32 9-38 9-41	10-1 10-2	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	23-11 23-17 23-21 23-22 23-23 23-24 23-28 23-29
{8038}*	付属設備	その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	非常用照明	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	—	—	—
{8038-2}*	付属設備	その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	誘導灯	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	—	—	—
{8035}*	付属設備	その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	避難通路	新設	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—
{8007-7}*	付属設備	その他の加工施設	第1加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（スピーカー））	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—
{8007-10}*	付属設備	その他の加工施設	第1加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注。表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{8007-8}* 2128	付属設備	その他の加工施設	第1加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3 21-4	—	—
{8009-5}* 2128	付属設備	その他の加工施設	第1加工棟	火災感知設備	自動火災報知設備（感知器）	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23 5-24 5-25	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1	—	—
{8009-6}* 2128	付属設備	その他の加工施設	第1加工棟	火災感知設備	自動火災報知設備（受信機）	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23 5-24 5-25	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—
{8010-5}* 2128	付属設備	その他の加工施設	第1加工棟	消火設備	消火器	増設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-24 5-26 5-36	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—
{8012-2} 2128	付属設備	その他の加工施設	屋外	消火設備	屋外消火栓	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-24 5-26	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-19	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1	—	—	—
{8044}* 2128	付属設備	その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	コンクリート閉止部	改造	(第3次申請において{1001}第1加工棟の建物本体に含めて適合性確認を受けたものであり、記載のまとめは当該施設に従う。)																						
{8063}* 2128	付属設備	その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	大型外扉	改造	(第3次申請において{1001}第1加工棟の建物本体に含めて適合性確認を受けたものであり、記載のまとめは当該施設に従う。)																						
{8064}* 2128	付属設備	その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	外扉	改造	(第3次申請において{1001}第1加工棟の建物本体に含めて適合性確認を受けたものであり、記載のまとめは当該施設に従う。)																						

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他				
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等		
{1005}	本体	放射性廃棄物の廃棄施設	第3廃棄物貯蔵棟	第3廃棄物貯蔵棟	—	改造	1-1 1-2 1-16	—	3-1 3-2 3-3	4-1 4-28	5-1 5-4 5-28 5-30 5-44	6-1 6-2 6-3 6-4	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6 7-7 7-9	—	9-1 9-3 9-5 9-9 9-15 9-20 9-22 9-25 9-29 9-30 9-31 9-32 9-38 9-41	10-1 10-2 10-3 10-4 10-5 10-6	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	23-24	
{8007-4}	付属設備	その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—	
{8009-3}	付属設備	その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備（感知器）	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23 5-24 5-25	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-56	—	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1	—	—	
{8009-13}	付属設備	その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備（受信機）	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23 5-24 5-25	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-56	—	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—	
{8010-3}	付属設備	その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	消火設備	消火器	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-24 5-26 5-36	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
{8033}	付属設備	その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備	避難通路	新設	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{8036}	付属設備	その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備	非常用照明	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	—	—	—
{8036-2}	付属設備	その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備	誘導灯	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	—	—	—
{8057}	付属設備	その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備	防護壁又は防護柵（W3防護壁）	新設	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	—	5-1 5-4	6-1	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6 7-7 7-9	—	9-1 9-3 9-5 9-30	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	
{1006}*	本体	放射性廃棄物の廃棄施設	第5廃棄物貯蔵棟	第5廃棄物貯蔵棟	—	新設	1-1 1-2 1-16	—	3-1 3-2 3-3	4-1 4-28	5-1 5-4 5-28 5-30 5-35 5-44	6-1 6-2 6-3 6-4	7-1 7-2 7-3 7-6 7-7 7-11	—	9-1 9-3 9-9 9-20 9-22 9-25 9-29 9-30 9-31 9-32 9-41	10-1 10-2 10-3 10-4 10-5 10-6	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-2 21-3 21-4	—	23-12
{8007-5}*	付属設備	その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	新設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—
{8007-6}*	付属設備	その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））	新設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3 21-4	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注。表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																						その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等			
{8009-4}*	付属設備	その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備（感知器）	新設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23 5-24 5-25	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1	—	—		
{8010-4}*	付属設備	その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	消火設備	消火器	新設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-24 5-26 5-36	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	
{8034}*	付属設備	その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備	避難通路	新設	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	
{8037}*	付属設備	その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備	非常用照明	新設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	—	—	—
{8037-2}*	付属設備	その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備	誘導灯	新設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	—	—	—
{1014}*	本体	放射性廃棄物の廃棄施設	第2廃棄物貯蔵棟	第2廃棄物貯蔵棟	—	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-12
{8009-10}*	付属設備	その他の加工施設	第2廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備（感知器）	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-12
{8010-8}*	付属設備	その他の加工施設	第2廃棄物貯蔵棟	消火設備	消火器	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-12
{8038-3}*	付属設備	その他の加工施設	第2廃棄物貯蔵棟	緊急設備	非常用照明	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-12
{1007}	本体	その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	発電機・ポンプ棟	—	改造	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	—	5-1 5-4 5-30 5-44	6-1 6-2 6-3 6-4	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6 7-7 7-9	—	9-1 9-3 9-11 9-20 9-22 9-25 9-29 9-30	10-1	11-1 11-15	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	23-24	

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{8007-15}	付属設備	その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（スピーカー））	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—	
{8009-8}	付属設備	その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	火災感知設備	自動火災報知設備（感知器）	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23 5-24 5-25	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-56	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1	—	—	
{8010-7}	付属設備	その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	消火設備	消火器	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-24 5-26 5-36	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	
{8035-2}	付属設備	その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	緊急設備	避難通路	新設	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—
{8038-5}	付属設備	その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	緊急設備	非常用照明	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	—	—	—
{8038-6}	付属設備	その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	緊急設備	誘導灯	新設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17	—	—	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	—	—	—
{8061}	付属設備	その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	緊急設備	送水ポンプ自動停止装置	新設	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17	—	9-1 9-45	—	11-1 11-15	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	23-26 23-27

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注、表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{1009}	—	その他の加工施設	第1-3貯蔵棟 北側屋外	遮蔽壁	遮蔽壁 No. 2	変更なし	1-1 1-2 1-4	—	3-1 3-2 3-3	—	5-1 5-4	6-1 6-2 6-4	7-1 7-2 7-3 7-6 7-7 7-9	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	
{1010}	—	その他の加工施設	第1-3貯蔵棟 北側屋外	遮蔽壁	遮蔽壁 No. 3	変更なし	1-1 1-2 1-4	—	3-1 3-2 3-3	—	5-1 5-4	6-1 6-2 6-4	7-1 7-2 7-3 7-6 7-7 7-9	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	
{1008}*}	—	その他の加工施設	第1加工棟 第1-1輸送物保管室	遮蔽壁	遮蔽壁 No. 1	変更なし	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	—	5-1 5-4	6-1 6-2 6-4	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6 7-7 7-9	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	
{1011}*}	—	その他の加工施設	第1加工棟 第4-1廃棄物貯蔵室、第4-8廃棄物貯蔵室、第4-9廃棄物貯蔵室	遮蔽壁	遮蔽壁 No. 4	変更なし	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	—	5-1 5-4	6-1 6-2 6-4	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6 7-7 7-9	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	
{1012}*}	—	その他の加工施設	第1加工棟 北側屋外	防護壁	防護壁 No. 1	新設	1-1 1-2 1-14 1-16	—	3-1 3-2 3-3	—	5-1 5-4	6-1 6-2 6-4	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6 7-7 7-9	—	9-1 9-3 9-6 9-15 9-29 9-30 9-31 9-32 9-38 9-41	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	23-22

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他					
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等			
{2042}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	粉末缶搬送機 No.2-1 粉 末缶昇降リフト	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-6 4-7 4-8 4-26	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-2 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-4 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-10 15-11 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-3 23-34
{2043}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	粉末缶搬送機 No.2-1 粉 末缶移載機	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-6 4-7 4-8 4-26	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-2 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-4 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-10 15-11 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-34
{2044}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	粉末混合機 No.2-1 粉末 投入機	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-14 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	11-1 11-2 11-10 11-16 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-12 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-3 23-4 23-34
{2045}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	粉末混合機 No.2-1 粉末 混合機	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-22 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	11-1 11-2 11-10 11-17 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-3 23-4 23-34

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他					
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等			
{2052}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No.2-1	破砕装置	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18 2-20	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-14 5-15 5-17 5-21 5-23 5-40	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-7 15-12 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-1 23-3
{2053}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No.2-1	粉末取扱フード	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18 2-20	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-14 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-12 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{2054}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No.2-1	粉末取扱機	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18 2-20	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-14 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-12 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-3
{2055}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No.2-1	焙焼炉	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-14 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-12 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-3
{2057}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	計量設備架台 No.4	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-14 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{2062}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 ボート搬送装置	段積装置部	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{2063}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	有軌道搬送装置	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{2064}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	連続焼結炉 No.2-1	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-5 5-7 5-8 5-9 5-10 5-11 5-13 5-14 5-15 5-21 5-23 5-31 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	11-1 11-5 11-10 11-11 11-18 11-20	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-3 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-12 15-13 15-17 15-21 15-22 15-23 15-24 15-25 15-26 15-27 15-28 15-46 15-47 15-48	—	—	—	—	20-1	—	—	23-2 23-3 23-4
{2064-2}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む)	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	—	—	—	5-1 5-5 5-8 5-13 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-4	—	14-1 14-2 14-3 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-47 15-48	—	—	—	—	—	—	—	23-2

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注、表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他					
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等			
{2064-3}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	空気混入防止機構	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	—	—	—	5-1 5-5 5-8 5-9 5-13 5-15	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-3 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-21 15-46	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-2	
{2064-4}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	失火検知機構	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	—	—	—	5-1 5-5 5-8 5-13 5-15	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	—	—	14-1 14-2 14-3 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-2
{2064-5}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	過加熱防止機構	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	—	—	—	5-1 5-5 5-7	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-4	—	14-1 14-2 14-3 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-28	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-2
{2064-6}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	冷却水圧力低下検知機構	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	—	—	—	5-1 5-5	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	—	—	14-1 14-2 14-3 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-2
{2064-7}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	圧力逃がし機構	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	—	—	—	5-1 5-31	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-3 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-2
{2064-8}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	可燃性ガス配管	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	—	—	—	5-1 5-10	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	—	—	14-1 14-2 14-3 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-2

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{2065}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結ボート置台	焼結ボート置台部	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{2066}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結ボート置台	焼結ボート解体部	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{2067}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-1	ペレット移載部	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{2068}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-1	SUSトレイ搬送部	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{2074}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2- 2ペレット移載装置	ペレット移載部	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-14 2-13 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{2075}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2- 2ペレット移載装置	ペレット採取部	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-14 2-13 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{2076}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2- 2ペレット搬送装置	波板搬送コンベア No. 1部	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{2077}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2- 2ペレット搬送装置	波板搬送コンベア No. 2部	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{2078}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置	目視検査部	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{2079}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置	入庫前コンベア部	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	23-3
{2080}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置	波板移載部	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{2081}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No. 2-1	研磨屑回収装置	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-5 2-6 2-9 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	4-1 4-4 4-12	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-17 15-49 15-50	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{2082}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No. 2-1	研削液タンク	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-5 2-6 2-9 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	4-1 4-4 4-12	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-17 15-49 15-50	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																			その他								
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視		第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等					
{2090}	—	成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット検査室、第2-1ペレット室、第2-2ペレット室、第2-1混合室、第2-2混合室	ペレット運搬台車 No. 3	—	改造	1-1 1-2	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18 2-19	—	—	5-1 5-3 5-14 5-21	—	—	—	—	—	—	11-1 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-9 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{3032}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	X線透過試験機 No. 1	—	改造	1-1 1-2	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	11-1 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-5
{3033}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	ヘリウムリーク試験機 No. 1	トレイ挿入部	変更なし	1-1 1-2	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	11-1 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
{3034}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	ヘリウムリーク試験機 No. 1	ヘリウムリーク試験部	変更なし	1-1 1-2	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	11-1 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																			その他						
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視		第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等			
{3004}*	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1	ペレット編成挿入部	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-5
{3006}*	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒解体装置 No.1	—	改造	1-1 1-2	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-13 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{3007}*	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒トレイ置台	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-13 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-5 23-34
{3008}*	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 No.1	真空加熱炉部	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-5 15-7 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-5 23-34
{3008-2}*	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒トレイ	—	変更なし	(第4次申請において{3008}脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部を含めて適合性確認を受けたものであり、記載のまとめは当該施設に従う。)																									

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																			その他				
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視		第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{3009}*	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 No. 1	運搬台車	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-5 15-7 15-9 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	23-5 23-34
{3010}*	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No. 1	燃料棒搬送 No. 1-1 部	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	23-5
{3011}*	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No. 1	第二端栓溶接 No. 1-1 部	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	23-5
{3012}*	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No. 1	第二端栓溶接 No. 1-2 部	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	23-5

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他							
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等					
{3013}*	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No. 1	燃料棒搬送 No. 1-2 部	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-5
{3014}*	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 1	燃料棒移載（1）部	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-5
{3015}*	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 1	被覆管コンベア部	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{3016}*	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 1	除染コンベア部	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																			その他						
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視		第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等			
{3017}*	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1	燃料棒トレイ移載部	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-5
{3018}*	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置（A）	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{3019}*	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置（2）	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{3020}*	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット検査台 No.2	—	改造	1-1 1-2	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他				
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等		
{3025}*	—	被覆施設	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット検査装置 No. 5	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{3026}*	—	被覆施設	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 2-1	ペレット保管箱搬送部	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-5
{3027}*	—	被覆施設	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 2-1	ペレット編成挿入部	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-5
{3028}*	—	被覆施設	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	燃料棒解体装置 No. 2	—	改造	1-1 1-2	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-13 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

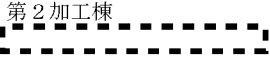



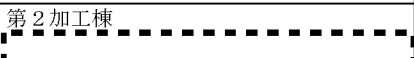
管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他					
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等			
{4014}	—	組立施設	第2加工棟 第2梱包室、第2集合体保管室	2. 8 ton 天井クレーン	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-15 2-16 2-17 2-18 2-21	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-3 14-5 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-10 15-16 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{4015}	—	組立施設	第2加工棟 第2-1組立室、第2-1燃料棒検査室、第2燃料棒保管室、第2部品室、第2梱包室、第2輸送容器保管室	燃料棒運搬台車 No. 1	—	変更なし	1-1 1-2	2-1 2-22	—	—	5-1 5-3 5-17 5-21	—	—	—	—	—	11-1 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-9 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{5006}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第1加工棟 第2加工棟	粉末輸送容器	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	16-1 16-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{5007}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第1加工棟 第2加工棟	ペレット輸送容器	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	16-1 16-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{5008}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第1加工棟 第2加工棟	集合体輸送容器	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	16-1 16-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{5036}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	スクラップ保管ラック F型 No. 2-1	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-18	—	—	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-8 15-14 15-17	16-1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
{5037}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	スクラップ保管ラック D型 No. 2-1	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15 2-18	—	4-1 4-2	5-1 5-3 5-14 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-2 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-8 15-17	16-1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-34

2162

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																			その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視		第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{5038}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	スクラップ保管ラック E型 No. 2-1	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15 2-18	—	4-1 4-2	5-1 5-3 5-14 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-2 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-8 15-17	16-1	—	—	—	—	—	—	23-7 23-34
{5039}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	ペレット保管ラック D型 No. 2-1	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-18	—	—	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-8 15-14 15-17	16-1	—	—	—	—	—	—	23-7
{5042}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	ペレット搬送設備 No. 3	ペレット保管箱台車	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-14 15-17	16-1	—	—	—	—	—	—	—
{5043}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	ペレット搬送設備 No. 3	ペレット保管箱台車 No. 1	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-14 15-17	16-1	—	—	—	—	—	—	—
{5044}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	ペレット搬送設備 No. 3	ペレット保管箱台車 No. 2	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-14 15-17	16-1	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他									
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等							
{5045}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット搬送設備 No. 4	ペレットリフター	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-26	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-4 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-14 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-7	
{5046}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット搬送設備 No. 4	ペレット保管箱受台	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	4-1 4-26	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-14 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
{5048}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット保管ラックE型リフター	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-18 2-21	—	4-1 4-26	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	—	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-4 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-14 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
{5056}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	第2-2燃料集集体保管区域	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	16-1 16-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{5057}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	第2-3燃料集集体保管区域	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	16-1 16-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{5058}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	第2-1燃料集集体保管区域	—	改造	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	16-1 16-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{5059}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	第2-4燃料集集体保管区域	—	改造	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	16-1 16-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

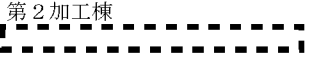
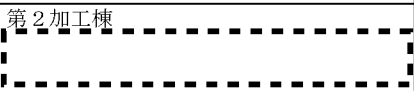
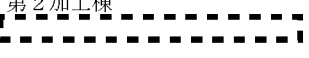

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他										
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等								
{5060}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	5 ton 天井クレーン	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-16 2-17 2-18 2-21	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-3 14-5 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-10 15-16 15-17	16-1 16-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
{5061}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	分析試料保管棚	—	新設	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-2	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17	—	—	—	11-1 11-2 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-8 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-8	
{5062}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	開発試料保管棚	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-2	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17	—	—	—	11-1 11-2 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-8 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-8
{5011}*	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	輸送容器搬送コンベア No. 1-1	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-17 2-18	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

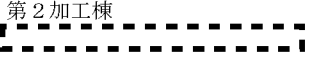
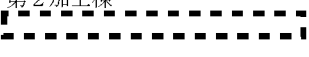
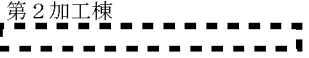

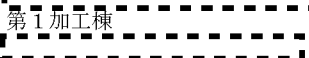
（注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{5024}*	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	原料搬送設備 No. 2	粉末缶受台	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-17 2-18	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—
{5025}*	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	原料搬送設備 No. 2	粉末缶台車	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-17 2-18	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—
{5031}*	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	原料保管設備E型 No. 1	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-17 2-18	3-1 3-2 3-3	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-27	5-1 5-3 5-14 5-21 5-24	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-46	10-1 10-2	11-1 11-2 11-10 11-13	—	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-8 15-11 15-49 15-50 15-53	16-1	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	23-7
{5026}*	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機 No. 1	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-26 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-4 14-9 14-10 14-11	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-11 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{5027}*	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機 No. 2	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-26 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-16 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-4 14-9 14-10 14-11	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-11 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—
{5028}*	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機 No. 3	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-26 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-4 14-9 14-10 14-11	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-11 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—
{5029}*	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機 No. 4	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-26 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-4 14-9 14-10 14-11	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-11 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—
{5001}*	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟  第1加工棟 	保管容器F型	—	変更なし	1-1 1-2	2-1 2-3 2-5 2-6 2-7 2-9 2-10 2-11 2-12	—	4-1 4-2	5-1 5-3 5-14 5-21	—	—	—	—	—	11-1 11-2	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11	15-1 15-2 15-3 15-4	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注。表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																						その他
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{5002}*	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 第1-3貯蔵棟 第1加工棟	保管容器F型（中性子吸収板1型内蔵型）	—	変更なし	1-1 1-2	2-1 2-3 2-5 2-6 2-7 2-9 2-10 2-11 2-12	—	4-1 4-2	5-1 5-3 5-14 5-21	—	—	—	—	—	11-1 11-2	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11	15-1 15-2 15-3 15-4	—	—	—	—	—	—	—	
{5040}*	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット保管ラックB型 No. 1	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13	3-1 3-2 3-3	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-27	5-1 5-3 5-14 5-21 5-24	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-13 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-46	10-1 10-2	11-1 11-10 11-13	—	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-8 15-14 15-49 15-50 15-53	16-1	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	23-7 23-31
{5040-2}*	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット保管パレット	—	変更なし	(第1次申請において{5040}ペレット保管ラックB型 No. 1に含めて適合性確認を受けたものであり、記載のまとめは当該施設に従う。)																						
{5041}*	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット搬送設備 No. 3	ペレットスタッククレーン	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-21	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-26 4-27	5-1 5-3 5-14 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-10 11-13 11-20	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-4 14-9 14-10 14-11	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-11 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	
{5004}*	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 第1加工棟	保管容器G型	—	変更なし	1-1 1-2	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11	—	—	5-1 5-3 5-14 5-21	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11	15-1 15-2 15-3 15-4 15-11 15-14	—	—	—	—	—	—	—	
{5047}*	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット保管ラックE型 No. 2-1	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-18	3-1 3-2 3-3	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-27	5-1 5-3 5-14 5-21 5-24	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-46	10-1 10-2	11-1 11-10 11-13	—	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-8 15-14 15-49 15-50 15-53	16-1	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	23-7

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他				
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等		
{5049}*	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	燃料棒保管ラック B型 No. 1	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13	3-1 3-2 3-3	—	5-1 5-3 5-14 5-21 5-24	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-13 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-46	10-1 10-2	11-1 11-10 11-13	—	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-8 15-15	16-1	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	23-7 23-31		
{5050}*	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	燃料棒保管ラック B型 No. 2	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13	3-1 3-2 3-3	—	5-1 5-3 5-14 5-21 5-24	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-13 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-46	10-1 10-2	11-1 11-10 11-13	—	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-8 15-15	16-1	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	23-7 23-31		
{5052}*	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	燃料棒搬送設備 No. 7	燃料棒スタッカクレーン	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-21	—	4-26	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-46	10-1 10-7	11-1 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-4 14-9 14-10 14-11	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-8 15-10 15-11	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	23-7		
{5051}*	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	燃料棒搬送設備 No. 7	燃料棒トレイコンベア	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13	—	—	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-8 15-11	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—		
{5005}*	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	保管容器H型	—	変更なし	1-1 1-2	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11	—	—	5-1 5-3 5-14 5-21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11	15-1 15-2 15-3 15-4	—	—	—	—	—	—	—	—	
{5063}*	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	燃料集合体保管ラック E型 No. 1	—	撤去	1-1 1-2	—	3-1	—	5-1 5-3	—	—	—	9-13	—	—	—	—	—	14-11	—	16-1	—	—	—	—	—	—	—	23-32
{5067}*	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	試験開発燃料貯蔵設備	試料保管棚 No. 2	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-33
{5067-2}*	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	試験開発燃料貯蔵設備	試料保管容器	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-33

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注。表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																	その他						
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄		第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{6012}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統IV（部屋排気系統）	フィルタユニット（FU-404）	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-18 4-23 4-24	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-20 15-54 15-55 15-59	—	17-1 17-3 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6013}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統V（局所排気系統）	フィルタユニット（FU-405）	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-18 4-23 4-24	5-1 5-3 5-19 5-21 5-34	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-20 15-54	—	17-1 17-3 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6014}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統VI（局所排気系統）	フィルタユニット（FU-406）	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-18 4-23 4-24	5-1 5-3 5-19 5-21 5-34	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-20 15-54	—	17-1 17-3 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6015}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統VII（部屋排気系統）	フィルタユニット（FU-407）	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-18 4-23 4-24 4-27	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-20 15-54 15-55 15-59	—	17-1 17-3 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6016}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統VIII（局所排気系統）	フィルタユニット（FU-408）	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-18 4-23 4-24	5-1 5-3 5-19 5-21 5-34	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-20 15-54	—	17-1 17-3 17-4	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																			その他						
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視		第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等			
{6022}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統III	気体廃棄設備 No.1 系統III（部屋排気系統）	ダクト	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-18	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20 7-21	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—	
{6023}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統IV	気体廃棄設備 No.1 系統IV（部屋排気系統）	ダクト	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-18	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20 7-21	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{6024}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統V	気体廃棄設備 No.1 系統V（局所排気系統）	ダクト	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-18	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20 7-21	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{6025}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VI	気体廃棄設備 No.1 系統VI（局所排気系統）	ダクト	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-18	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20 7-21	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																			その他				
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視		第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{6026}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統Ⅶ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ（部屋排気系統）	ダクト	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-18 4-27	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20 7-21	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6027}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統Ⅷ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統）	ダクト	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-18	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20 7-21	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6028}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統Ⅰ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ（部屋排気系統）	閉じ込め弁	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6029}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統Ⅱ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ（部屋排気系統）	閉じ込め弁	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6030}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統Ⅲ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ（部屋排気系統）	閉じ込め弁	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																			その他					
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視		第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等		
{6036}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統II 系統V (給気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—
{6036-2}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統 III 系統VI (給気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—
{6036-3}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統 IV (給気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—
{6036-4}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統 VII 系統VIII (給気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—
{6037}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統 I	気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																			その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視		第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{6046}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V (給気系統)	給気ユニット (201AC)	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-17 4-18 4-24 4-27	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	9-1 9-28 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-52	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—
{6046-2}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI (給気系統)	給気ユニット (202AC)	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-17 4-18 4-24	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	9-1 9-28 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-52	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—
{6046-3}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統)	給気ユニット (203SU)	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-17 4-18 4-24	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	9-1 9-28 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-52	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—
{6046-4}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統VII 系統VIII (給気系統)	給気ユニット (204AC)	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-17 4-18 4-24 4-27	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	9-1 9-28 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-52	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—
{6047}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V (給気系統)	ダクト	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-18 4-27	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																			その他					
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視		第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等		
{6047-2}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅲ系統Ⅵ（給気系統）	ダクト	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-18	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—
{6047-3}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅳ（給気系統）	ダクト	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-18	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—
{6047-4}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅶ系統Ⅷ（給気系統）	ダクト	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-18 4-27	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—
{6048}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ	差圧計	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-16	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4 17-7	—	—	—	—	—	—	—	—
{6048-2}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅲ系統Ⅵ	差圧計	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-16	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4 17-7	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{6048-3}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統IV	差圧計	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-16	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4 17-7	—	—	—	—	—	—	—
{6048-4}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII	差圧計	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-16	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4 17-7	—	—	—	—	—	—	—
{6048-5}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1(系統I、系統II、系統V、給気系統)	—	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-16 4-17 4-18 4-23 4-24 4-25 4-27	5-1 5-3 5-15 5-19 5-21 5-23 5-33 5-34	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18 7-19 7-20 7-21	—	9-1 9-12 9-28 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19 15-20 15-52 15-54 15-55 15-57 15-59 15-60	—	17-1 17-3 17-4 17-7	—	—	20-1	—	—	23-16	
{6048-6}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1(系統III、系統VI、給気系統)	—	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-16 4-17 4-18 4-23 4-24 4-25	5-1 5-3 5-15 5-19 5-21 5-23 5-33 5-34	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18 7-19 7-20 7-21	—	9-1 9-12 9-28 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19 15-20 15-52 15-54 15-55 15-57 15-59 15-60	—	17-1 17-3 17-4 17-7	—	—	20-1	—	—	23-16	

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注。表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																			その他				
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視		第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{6048-7}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1(系統IV、給気系統)	—	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-16 4-17 4-18 4-23 4-24	5-1 5-3 5-15 5-19 5-21 5-23 5-33 5-34	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18 7-19 7-20 7-21	—	9-1 9-12 9-28 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19 15-20 15-52 15-54 15-55 15-57 15-59 15-60	—	17-1 17-3 17-4 17-7	—	—	—	—	—	—	23-16
{6048-8}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1(系統VII、系統VIII、給気系統)	—	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-16 4-17 4-18 4-23 4-24 4-25 4-27	5-1 5-3 5-15 5-19 5-21 5-23 5-33 5-34	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18 7-19 7-20 7-21	—	9-1 9-12 9-28 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19 15-20 15-52 15-54 15-55 15-57 15-59 15-60	—	17-1 17-3 17-4 17-7	—	—	20-1	—	—	—	23-16
{6049}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統)	No.1 排風機	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-17 4-18 4-24	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	9-1 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-52 15-54 15-55 15-59	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6050}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統)	No.2 排風機	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-17 4-18 4-24 4-25	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	9-1 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-52 15-54	—	17-1 17-4	—	—	20-1	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																			その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視		第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{6051}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統 3（局所排気系統）	No.3 排風機	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-17 4-18 4-24 4-25	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	9-1 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-52 15-54	—	17-1 17-4	—	—	20-1	—	—	—
{6052}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統 3（局所排気系統）	No.4 排風機	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-17 4-18 4-24 4-25	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	9-1 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-52 15-54	—	17-1 17-4	—	—	20-1	—	—	—
{6053}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統 4（局所排気系統）	No.5 排風機	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-17 4-18 4-24 4-25	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	9-1 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-52 15-54	—	17-1 17-4	—	—	20-1	—	—	—
{6054}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統 4（局所排気系統）	No.6 排風機	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-17 4-18 4-24 4-25	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	9-1 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-52 15-54	—	17-1 17-4	—	—	20-1	—	—	—
{6055}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統 1（部屋排気系統）	No.1 フィルタユニット	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-18 4-23 4-24	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-20 15-54 15-55 15-59	—	17-1 17-3 17-4	—	—	—	—	—	

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																			その他					
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視		第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等		
{6056}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統 2（局所排気系統）	No.2フィルタユニット	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-18 4-23 4-24	5-1 5-3 5-19 5-21 5-34	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-20 15-54	—	17-1 17-3 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—
{6057}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統 3（局所排気系統）	No.5フィルタユニット	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-18 4-23 4-24	5-1 5-3 5-19 5-21 5-34	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-20 15-54	—	17-1 17-3 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—
{6058}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統 4（局所排気系統）	No.8フィルタユニット	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-18 4-23 4-24	5-1 5-3 5-19 5-21 5-34	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-20 15-54	—	17-1 17-3 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—
{6059}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統 3（局所排気系統）	No.3フィルタユニット	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-18 4-23 4-24	5-1 5-3 5-19 5-21 5-34	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	—	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-20 15-54	—	17-1 17-3 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—
{6060}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統 3（局所排気系統）	No.4フィルタユニット	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-18 4-23 4-24	5-1 5-3 5-19 5-21 5-34	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	—	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-20 15-54	—	17-1 17-3 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注。表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																			その他				
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視		第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{6066}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統4	気体廃棄設備 No.2 系統 4（局所排気系統）	ダクト	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-18	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20 7-21	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6067}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統1	気体廃棄設備 No.2 系統 1（部屋排気系統）	閉じ込め弁	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6068}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統2	気体廃棄設備 No.2 系統 2（局所排気系統）	閉じ込め弁	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6069}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統3	気体廃棄設備 No.2 系統 3（局所排気系統）	閉じ込め弁	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6070}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統4	気体廃棄設備 No.2 系統 4（局所排気系統）	閉じ込め弁	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																			その他					
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視		第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等		
{6076-3}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気)	閉じ込めダンパー	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—
{6076-4}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1系統2系統3系統4 (自然給気)	閉じ込めダンパー	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—
{6077}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統1系統2系統3系統4 (給気系統)	給気フィルタ	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-24	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	9-1 9-28 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—
{6077-2}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気)	給気フィルタ	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-24	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	9-1 9-28 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—
{6077-3}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気)	給気フィルタ	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-24	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	9-1 9-28 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{6077-4}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2排風機室 第1廃棄物貯蔵室	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気)	給気フィルタ	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-24	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	9-1 9-28 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6078}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統)	給気ファン	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-17 4-18 4-24	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	9-1 9-28 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-52	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6079}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統)	ダクト	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-18	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6080}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4	差圧計	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-16	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4 17-7	—	—	—	—	—	—	—
{6080-2}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)	—	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-16 4-17 4-18 4-23 4-24 4-25	5-1 5-3 5-15 5-19 5-21 5-23 5-34	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20 7-21	—	9-1 9-28 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19 15-20 15-52 15-54 15-55 15-59	—	17-1 17-3 17-4 17-7	—	—	20-1	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																			その他				
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視		第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{6094}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	ろ過水槽 No.2	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6095}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	処理水槽 No.1	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6096}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	処理水槽 No.2	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6097}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	処理水槽 No.3	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6098}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	処理水槽 No.4	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6099}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	配管	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																			その他				
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視		第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{6100}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	反応槽	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6100-2}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	ろ過水貯槽	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6101}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	スラッジ乾燥機	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6102}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	配管	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6103}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備	凝集沈殿槽	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6104}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備	遠心分離機	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{6105}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備	貯槽	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6106}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備	配管	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6107}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	集水槽	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6108}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	集水槽 No.2	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6109}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	凝集槽	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6110}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	沈殿槽 No.1	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-50	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注、表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{6110-2}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	タンク No. 1	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6111}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	沈殿槽 No. 2	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-50	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6111-2}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	タンク No. 2	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6112}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	加圧脱水機	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6113}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	スラッジ乾燥機	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6114}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	ろ過装置 No. 1	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{6115}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	ろ過装置 No. 2	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6117}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	受水槽 No. 1	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6118}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	配管	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6119}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No. 1	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6120}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No. 2	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6121}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No. 3	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{6122}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No. 4	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6123}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備	配管	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6124}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	蒸発乾固装置	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6125}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	凝集沈殿槽	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6126}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	タンク No. 1	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6127}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	タンク No. 2	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																			その他				
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視		第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{6128}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	タンク No.3	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6129}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	ろ過機	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6130}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	圧搾脱水機	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6131}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	スラッジ乾燥機	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6132}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	受水槽	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—
{6133}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	貯留槽 No.1	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																			その他					
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視		第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等		
{6134}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	貯留槽 No. 2	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—	
{6135}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	貯留槽 No. 3	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—	
{6136}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	配管	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-5	—	—	—	—	—	—	—	
{6138}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備	焼却炉	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-6 4-7	5-1 5-3 5-5 5-7 5-10 5-11 5-13 5-15 5-17 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-3 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-29 15-30 15-31 15-32	—	—	—	—	20-1	—	—	—	—	23-10
{6138-2}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	失火検知機構	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-5 5-15	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	—	—	14-1 14-2 14-3 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-10

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他				
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等		
{6138-3}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	過加熱防止機構	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-5 5-7	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-4	—	14-1 14-2 14-3 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-32	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-10
{6138-4}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	圧力逃がし機構	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-31	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-3 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-10
{6138-5}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	可燃性ガス配管	—	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-10	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-3 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-10
{6139}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備	バグフィルタ	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{6140}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備	投入ブッシャ	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{6141}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備	前処理フード	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注、表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{6142}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備	フィルタ処理フード	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{6143}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備	投入リフタ	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{6144}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備	急冷塔	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{6145}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	湿式除染機	湿式除染部	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-6 4-7 4-8 4-10 4-12	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-50	—	17-1 17-9	—	—	—	—	—	—	—
{6146}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	湿式除染機	水洗除染タンク	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-6 4-7 4-8 4-9 4-10 4-12	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-13	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-9	—	—	—	—	—	—	—
{6147}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	乾式除染機	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-9	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注。表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他				
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等		
{6148}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	ホイストクレーン	2トンチェンブロック	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-26	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-4 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-10 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
{6149}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 第1廃棄物貯蔵室、W1廃棄物搬出入室	ホイストクレーン	1トンチェンブロック	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-26	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-4 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-10 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
{6151}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第3廃棄物貯蔵棟 第3廃棄物貯蔵室	ホイストクレーン	1トンチェンブロック	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-26	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-4 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-10 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
{6153}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	変更なし	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	—	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6 17-9	—	—	—	—	—	—	—	23-11
{6154}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第3廃棄物貯蔵棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	変更なし	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	—	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6 17-9	—	—	—	—	—	—	—	23-11
{6155}*}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	改造	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	—	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6 17-9	—	—	—	—	—	—	—	23-11
{6156}*}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	改造	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	—	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6 17-9	—	—	—	—	—	—	—	23-11
{6157}*}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	変更なし	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	—	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6 17-9	—	—	—	—	—	—	—	23-11

2209

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注。表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{6158}*	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	変更なし	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	—	—	6-1	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6 17-9	—	—	—	—	—	—	—	23-11
{6159}*	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	改造	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	—	—	6-1	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6 17-9	—	—	—	—	—	—	—	23-11
{6160}*	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	変更なし	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	—	—	6-1	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6 17-9	—	—	—	—	—	—	—	23-11
{6161}*	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	変更なし	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	—	—	6-1	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6 17-9	—	—	—	—	—	—	—	23-11
{6162}*	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	改造	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	—	—	6-1	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6 17-9	—	—	—	—	—	—	—	23-11
{6163}*	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	改造	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	—	—	6-1	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6 17-9	—	—	—	—	—	—	—	23-11
{6137-2}*	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2廃棄物貯蔵棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-12
{6137}*	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第5廃棄物貯蔵棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	新設	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	4-1 4-4	5-1 5-45	6-1	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—	23-11 23-12
{7001}	—	放射線管理施設	第2加工棟 第2出入管理室、第2-2燃料棒加工室	ハンドフットクロスモ ニタ	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	18-1 18-3	—	20-1 20-6	—	—	—	

2210

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注、表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{7003}	—	放射線管理施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室	ハンドフットクロスモニタ	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	18-1 18-3	—	20-1 20-6	—	—	—
{7004}	—	放射線管理施設	第2加工棟 第2粉末受入室、第2-1混合室、第2-1ペレット室、第2-1ペレット検査室、第2ペレット保管室、第2廃棄物処理室、第2出入管理室、第2-1燃料棒加工室、第2放射線管理室、第2分析室、第2フィルタ室、第2洗濯室、第2開発室、第2-2貯蔵室、第2-2混合室、第2-2ペレット室、第2-2燃料棒加工室、第2-1作業支援室	エアスニファ（管理区域内）	—	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-11	5-1 5-3 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-5	—	—	—	23-13
{7005}	—	放射線管理施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室、W1廃棄物処理室	エアスニファ（管理区域内）	—	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-11	5-1 5-3 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-5	—	—	—	23-13
{7006}	—	放射線管理施設	第2加工棟 第2フィルタ室	ダストモニタ（換気用モニタ）	—	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-11	5-1 5-3 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-5	20-1 20-6	—	—	23-13
{7008}*	—	放射線管理施設	第1加工棟 第1-1輸送物保管室、第1-1輸送物搬出入室	ガンマ線エリアモニタ	検出器	移設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	18-1 18-2 18-4	19-1 19-5	20-1 20-6	21-3	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{7009}	—	放射線管理施設	第2加工棟 第2-1貯蔵室、第2ペレット保管室、 第2-1混合室、第2-1ペレット室、 第2-1燃料棒加工室、第2-2混合 室、第2-2ペレット室、第2-2燃料 棒加工室、第2分析室、第2開発室、第 2-2貯蔵室、第2燃料棒保管室、第2 -1組立室、第2集合体保管室、第2- 1燃料棒検査室、第2輸送容器保管室、 第2梱包室	ガンマ線エリアモニタ	検出器	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	18-1 18-2 18-4	19-1 19-5	20-1 20-6	—	—	—
{7011}	—	放射線管理施設	第2加工棟 第2放射線管理室	放射線監視盤（ダストモ ニタ）	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-13	5-1 5-3 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	18-1 18-2 18-4	19-1 19-5	20-1 20-6	—	—	—
{7012}	—	放射線管理施設	第2加工棟 第2出入管理室	放射線監視盤（ガンマ線 エリアモニタ）	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-13	5-1 5-3 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	18-1 18-2 18-4	19-1 19-5	20-1 20-6	—	—	—
{7013}	—	放射線管理施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室	放射線監視盤（ダストモ ニタ）	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-13	5-1 5-3 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	18-1 18-2 18-4	19-1 19-5	20-1 20-6	—	—	—
{7022}	—	放射線管理施設	第2加工棟 第2排風機室	エアスニファ（排気口）	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	19-1 19-2 19-5	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注、表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																			その他				
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視		第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{7023}	—	放射線管理施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1排風機室	エアスニファ（排気口）	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	19-1 19-2 19-5	—	—	—	—	
{7024}	—	放射線管理施設	第2加工棟 第2フィルタ室	ダストモニタ（排気用モニタ）	—	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-13	5-1 5-3 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	19-1 19-2 19-5	20-1 20-6	—	—	—	23-13
{7025}	—	放射線管理施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	ダストモニタ（排気用モニタ）	—	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-13	5-1 5-3 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	19-1 19-2 19-5	20-1 20-6	—	—	—	23-13
{7026}* 2213	—	放射線管理施設	屋外	モニタリングポスト No.1	—	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	19-1 19-4 19-5	20-1 20-6	—	—	—	—
{7027}* 2213	—	放射線管理施設	屋外	モニタリングポスト No.2	—	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	19-1 19-4 19-5	20-1 20-6	—	—	—	—
{7027-2}* 2213	—	放射線管理施設	第2加工棟 第2出入管理室	放射線監視盤（モニタリングポスト）	—	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	19-1 19-4 19-5	20-1 20-6	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注。表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他				
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等		
{7014}	—	放射線管理施設	第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	流し	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	18-1 18-3	—	—	—	—	—			
{7015}	—	放射線管理施設	第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	物品搬出モニタ	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	18-1 18-3	—	—	—	—		
{7016}	—	放射線管理施設	第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	低バックグラウンドカウンタ	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3 19-5	—	—	—	—	
{7017}	—	放射線管理施設	第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 屋外	サーベイメータ	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-5	—	—	—	—	
{7018}	—	放射線管理施設	第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 屋外	熱蛍光線量計（TLD）	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	18-1 18-2	19-1 19-4 19-5	—	—	—	—	
{7019}	—	放射線管理施設	第2加工棟	放射線測定装置	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	18-1 18-2	19-1 19-5	—	—	—	—	
{7020}	—	放射線管理施設	第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	個人線量計	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	18-1 18-3	—	—	—	—	—	
{7021}	—	放射線管理施設	第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	呼吸保護具	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	18-1 18-3	—	—	—	—	—	
{7030}	—	放射線管理施設	屋外	可搬式ダストサンブラ	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	18-1 18-2	19-1 19-5	—	—	—	—	
{7033}	—	放射線管理施設	屋外	気象観測装置	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	19-1 19-5	20-1 20-6	—	—	—	—
{7037}	—	放射線管理施設	第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 事務棟、保安棟	警報集中表示盤	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-24	—	—	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	19-1 19-7	20-1 20-6	—	—	—	—
{8001}	—	その他の加工施設	発電機・ポンプ棟 発電機室	非常用電源設備 No. 1	非常用発電機	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-7 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	20-1 20-2 20-4 20-5	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{8003}	—	その他の加工施設	屋外	非常用電源設備 No. 2	非常用発電機	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-19	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-7 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	20-1 20-2 20-4 20-5	—	—	—
{8005}	—	その他の加工施設	屋外	非常用電源設備 A	非常用発電機	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-19	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-7 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	20-1 20-2 20-4 20-5	—	—	—
{8007-16}	—	その他の加工施設	事務棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（電話交換機）	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—
{8007-17}	—	その他の加工施設	事務棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（無線機）	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	21-1 21-3 21-4	—	—
{8007-19}	—	その他の加工施設	事務棟、保安棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（固定電話機）	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	21-1	—	—
{8007-20}	—	その他の加工施設	事務棟、保安棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3 21-4	—	—
{8007-21}	—	その他の加工施設	屋外	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（スピーカー））	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—
{8008}	—	その他の加工施設	事務棟、保安棟、屋外	通信連絡設備	所外通信連絡設備	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	21-2 21-3 21-4	—	—
{8012-8}	—	その他の加工施設	屋外	消火設備	可搬消防ポンプ	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-24 5-26	—	—	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{8013}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	粉末取扱フードNo.1	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-2 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-12 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{8014}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	粉末取扱フードNo.2	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-2 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-12 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{8015}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	粉末取扱フードNo.3	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-2 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-12 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{8016}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	ドラフトチャンバNo.1	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-5 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-2 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-12 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{8017}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	ドラフトチャンバNo.2	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-5 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-2 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-12 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{8018}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	ドラフトチャンバ No. 3	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-5 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-2 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-12 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{8019}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	スクラップ処理装置	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-2 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-12 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{8020}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	試料調整用フード	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-2 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-12 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{8021}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	試料調整用フード No. 1	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-6 4-7 4-8 4-12 4-18	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-2 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-12 15-17 15-50	—	—	—	—	—	—	—	—
{8022}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	試料調整用フード No. 2	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-2 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-12 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{8025-5}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構	—	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-5 5-7	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-4	—	14-1 14-2 14-3 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-39	—	—	—	—	—	—	—	—	23-14
{8025-6}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構	—	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-31	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-3 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	23-14
{8025-7}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	可燃性ガス配管	—	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-10	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-18	—	—	—	11-1 11-10	—	—	14-1 14-2 14-3 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	23-14
{8026}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	小型雰囲気可変炉	改造	1-1 1-2	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-6 4-7	5-1 5-3 5-5 5-7 5-8 5-10 5-11 5-13 5-14 5-15 5-21 5-23 5-31 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-3 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-7 15-12 15-17 15-40 15-41 15-42 15-43 15-44 15-45 15-46 15-47 15-48	—	—	—	—	—	—	—	23-14	
{8026-2}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む)	—	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-5 5-8 5-13 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-4	—	14-1 14-2 14-3 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-47 15-48	—	—	—	—	—	—	—	23-14	

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																			その他						
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視		第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等			
{8026-3}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-5 5-8 5-9 5-13 5-15	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-18	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-3 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-46	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-14
{8026-4}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-5 5-7	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-4	—	14-1 14-2 14-3 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-14
{8026-5}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-31	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-3 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-14
{8026-6}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	可燃性ガス配管	—	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-10	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	—	—	14-1 14-2 14-3 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-14
{8038-4}	—	その他の加工施設	屋外	緊急設備	可搬型照明	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12-1	13-2	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{8039}	—	その他の加工施設	屋外	緊急設備	緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-10	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-24 15-26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-2

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他						
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等				
{8039-2}	—	その他の加工施設	屋外	緊急設備	緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-10	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-36 15-38 15-42 15-44	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-14	
{8040}	—	その他の加工施設	屋外	緊急設備	緊急遮断弁（水素ガス）	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-10	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-36 15-38	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-14
{8041}	—	その他の加工施設	屋外	緊急設備	緊急遮断弁（プロパンガス）	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-10	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-24 15-26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-2
{8042}	—	その他の加工施設	屋外	緊急設備	緊急遮断弁（都市ガス）	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-10	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-30 15-31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-10
{8042-2}	—	その他の加工施設	屋外	緊急設備	感震計	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-10	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-25 15-26 15-31 15-37 15-38 15-43 15-44	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-2 23-10 23-14	

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注、表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他						
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等				
{8045}	—	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防火ダンパー	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-21 5-33 5-34	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18 7-19	—	9-1 9-12	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-57 15-60	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-16	
{8046}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-5 5-10 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-23 15-26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
{8046-2}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-5 5-10 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-35 15-38 15-41 15-44	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
{8047}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器 (プロパンガス)	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-5 5-10 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-23 15-26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{8054}	—	その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器 (都市ガス)	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-5 5-10 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-29 15-31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注。表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他								
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等						
{8058}	—	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防水カバー	新設	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17	—	—	—	11-1 11-16 11-17 11-18 11-19 11-20	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-4	
{8062}	—	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防護板	新設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-22 5-40	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-1	
{8066}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
{8066-4}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	計量設備架台 No. 12	撤去	—	—	—	4-1 4-19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
{8070-3}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	試験検査設備	計量設備架台 No. 13	撤去	—	—	—	4-1 4-19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{8070-4}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	試験検査設備	計量設備架台 No. 14	撤去	—	—	—	4-1 4-19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{8068}	—	その他の加工施設	第2加工棟	計量設備	上皿電子天秤	改造	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{8068-2}	—	その他の加工施設	第1加工棟	放射線測定装置	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	18-1 18-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{8069}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{8070}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	試験検査設備	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性確認を受けたもの。

（注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{8007-9}*	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室、第2分析室、第2放射線管理室	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（スピーカー））	仮移設	1-1 1-2	—	—	—	—	—	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-6	21-1 21-3	—	—
{8009-9}*	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室、第2分析室、第2放射線管理室	火災感知設備	自動火災報知設備（感知器）	仮移設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-24 5-25	—	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-6	—	—	—
{8029-2}*	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室、第2分析室、第2放射線管理室	緊急設備	非常用照明	仮移設	1-1 1-2	—	—	—	—	—	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-6	—	—	—
{8029-3}*	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室、第2分析室、第2放射線管理室	緊急設備	誘導灯	仮移設	1-1 1-2	—	—	—	—	—	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-6	—	—	—
{8012-4}*	付属設備	その他の加工施設	屋外（第2加工棟西側）	消火設備	屋外消火栓	仮移設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-24	—	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-19	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—
{8012-3}*	付属設備	その他の加工施設	屋外	消火設備	屋外消火栓	仮移設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-24 5-26	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-19	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—

添 1 別表 1 加工事業変更許可申請書の記載、当該記載の設工認への対応状況

(1) 【凡例】○：当該記載に該当する。△：次回以降の申請で適合性確認を行う。◇：仮移設するものであり、次回以降の申請で本設し適合性確認を行う。

No.	加工事業変更許可申請書の記載	記載箇所		設工認への対応状況 ⁽¹⁾					備考	
		本文	添付書類	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		—
第一条（定義、安全上重要な施設）関連										
1-1	「加工の事業を行う者として、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、安全の追求に終わりは無いという意識をもって安全のあるべき姿を目指す。最新の知見を反映するとともに最も効果的な安全対策を実現し、公衆の安心感の獲得につなげる。」という基本方針のもと、加工施設は、以下に示す設計方針に基づき安全設計を行い、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）等の関連法規の要求を満足するとともに、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業許可基準規則」という。）等に適合する設計とする。(1) 加工施設は、通常時において、加工施設周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する。(2) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。(3) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然現象及び航空機落下他の外的人為事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。本加工施設においては、安全機能を有する施設の機能の喪失により、公衆及び放射線業務従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれはないため、本加工施設に安全上重要な施設はない。<p. 2> 本加工施設の安全機能を有する施設は、以下の基本方針の下に安全設計を行い、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）等の関連法規の要求を満足するとともに、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業許可基準規則」という。）等に適合する設計とする。(1) 加工施設は、通常時において、加工施設周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する。(2) 安全機能を有する施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないように設計する。(3) 安全機能を有する施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然現象及び航空機落下他の外的人為事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。(4) 安全機能を有する施設は、安全機能の重要度に応じて、その機能を確保するように設計する。また、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮できるようにし、他の原子力施設と安全機能を有する施設を共用する場合においては、加工施設の安全機能を損なわない設計とする。建物・構築物及び設備・機器の機能の喪失による敷地周辺の公衆への実効線量を評価した結果、過度の放射線被ばくを及ぼすおそれはなく、本加工施設には安全上重要な施設はない。本加工施設の主要な部屋、設備及び機器の配置図を、添 5 イ (ロ) の第 1 図及び第 2 図に示す。<p. 5-1> 添 5 イ (ロ) の第 1 図 第 1 加工棟及び第 1-3 貯蔵棟の主要な設備及び機器の配置図 添 5 イ (ロ) の第 2 図 第 2 加工棟の主要な設備及び機器の配置図 添 5 イ (ロ) の第 2 図 付表 主要な設備及び機器の名称 <p. 5-2~p. 5-7>	p. 2	p. 5-1 p. 5-2~ p. 5-7	○	◇	○ ◇	○ ◇	○	—	各設備・機器における設計の基本方針とする。安全上重要な施設については、加工事業変更許可申請書における評価で対応する。
1-2	イ. 加工施設の位置 (イ) 敷地の面積及び形状 敷地は大阪市中心部から南南西約 35 km の大阪府泉南郡熊取町に位置し、本加工施設を設置する敷地の面積は約 27,900 m ² である。この敷地は、J R 阪和線熊取駅の南方約 2 km にあり、標高約 48 m の台地に位置する丘陵地の一部を切土造成し、一部を盛土造成で整地したもので、東西約 250 m、南北約 150 m の矩形に近い形状である。敷地南側は町道に面しており、西側は住宅地、北側及び東側は一般の工場と接している。本加工施設の北東約 250 m に二級河川佐野川水系の雨山川が、本加工施設との標高差で約 10 m 低いところを流れている。近傍の鉄道路線として J R 阪和線が本加工施設から北西約 1.2 km、主要道路として関西空港自動車道が南西約 2 km、阪和自動車道が南東約 2 km、国道 170 号線が北東約 1 km、海上交通として泉佐野港が北西約 5 km の位置にある。航空関係では、本加工施設の北西約 10 km に関西国際空港がある。本加工施設がある熊取町を含む大阪府南部地域は、和歌山県との境界に連なる和泉山脈から大阪湾に向かって丘陵、段丘・台地、低地が順に分布している。丘陵はその内部を大阪湾に向かって北流する河川によって開析され、南北に延びる多くの丘陵に分割されて、河川に沿った段丘が形成されており、河川沿いに狭い沖積面（谷底低地）が分布している。本加工施設周辺の地下構造は、大阪層群（鮮新世から更新世中期）、段丘堆積層（更新世中期から後期）、表層には沖積層（完新世）が分布している。本加工施設近傍の文献調査によると、本加工施設の南方約 2 km に成合断層があるが、成合断層は敷地内を通るものではなく、成合断層は第四紀後期以降の約 50 万年間に活動しなかったとされている。また、主要な活断層帯として、本加工施設の北方約 8 km に上町断層帯、南方約 9 km に中央構造線活断層帯があるが、本加工施設の敷地にこれらの活断層の露頭はない。(ロ) 敷地内における主要な加工施設の位置 敷地内の北部に核燃料物質の貯蔵施設及び放射性廃棄物の廃棄施設等からなる第 1 加工棟、南部に成形施設、被覆施設、組立施設及び核燃料物質の貯蔵施設等からなる第 2 加工棟及びその他加工設備の附属施設からなる発電機・ポンプ棟が位置し、西部に核燃料物質の貯蔵施設からなる第 1-3 貯蔵棟、並びに放射性廃棄物の廃棄施設等からなる第 1 廃棄物貯蔵棟、第 3 廃棄物貯蔵棟及び第 5 廃棄物貯蔵棟が位置する。<p. 1> 参考図 第 1 図 加工施設の位置 第 2 図 敷地の形状 第 3 図 敷地内における主要な加工施設の位置 第 4 図 第 1 加工棟の主要な部屋配置 第 5 図 第 2 加工棟の主要な部屋配置 第 6 図 第 1-3 貯蔵棟、第 1 廃棄物貯蔵棟、第 3 廃棄物貯蔵棟、第 5 廃棄物貯蔵棟及び発電機・ポンプ棟の主要な部屋配置 <p. 132~p. 138>	p. 1 p. 132~ p. 138	—	○	◇	○ ◇	○ ◇	○	—	加工施設の位置を配置図で確認する。
1-3	なお、外的事象のうち津波については、公的機関等による津波浸水予測（南海トラフ、大阪湾断層帯）では、本加工施設に最も近い泉佐野港で約 6 m の波高が予測されている。本加工施設は海岸から約 5 km 離れ、海拔約 48 m であることから、津波が本加工施設に到達することはない。<p. 5-213>	—	p. 5-213	—	—	—	—	—	—	加工事業変更許可申請書における評価で対応する。
1-4	事業許可基準規則第七条の要求に適合するように必要に応じて耐震補強を講じた安全機能を有する施設に対して、S クラスに属する施設に求められる 1G 程度の地震力を想定する。<p. 5-213>	—	p. 5-213	○	—	—	○	○	—	—
1-5	なお、貯蔵施設以外の設備・機器における取扱量は、貯蔵施設の最大取扱量の内数として管理しているが、ここでは保守的に全ての設備・機器の取扱量の総和とする。<p. 5-215> なお、貯蔵施設以外の設備・機器における取扱量は、貯蔵施設の最大取扱量の内数である。ここでは保守的に全ての設備・機器の取扱量の総和とした。<p. 5-222>	—	p. 5-215 p. 5-222	—	—	—	—	—	—	ソフト対応。
1-6	耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、地震による変形、転倒を抑制する設計とし、また、高さのある貯蔵施設では落下防止策を採り、設備からのウランの落下は発生しない設計とする。<p. 5-216>	—	p. 5-216	○	—	—	○	○	—	—
1-7	また、取り扱うウランの性状を考慮して、耐震重要度分類第 1 類の設備に収納する燃料棒及び燃料集合体は DR=0.002、第 2 類及び第 3 類の設備に収納される燃料棒及び燃料集合体は DR=0.02、第 1 類相当の固縛を行ったドラム缶は DR=0.001、第 1 類の設備に収納される粉末保管容器は DR=0.02、第 2 類及び第 3 類の設備に収納する粉末保管容器は DR=0.2、保護容器（旧 AF 型輸送容器）は DR=0.002 に設定した。<p. 5-216>	—	p. 5-216	—	—	—	—	—	—	ソフト対応。
1-8	ウランは耐衝撃性能を有した保護容器及び粉末保管容器に密閉している。保護容器は 1 段置きで取扱い時には最大高さを 1 m 以下で管理するため落下しても破損は生じないが保守的に 10% が影響を受けるものとする。また粉末保管容器内については、上記と同様に取扱う。<p. 5-217>	—	p. 5-217	—	—	—	—	—	—	ソフト対応。
1-9	地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように、ドラム缶を強固に固定するが、転倒する割合は安全側に 10% とする。また、転倒したドラム缶のうち蓋が開く割合として 10% 見込む。さらに蓋が開いたドラム缶からウランが漏れ出す割合として 10% 見込む。<p. 5-218>	—	p. 5-218	—	—	—	—	—	—	ソフト対応。
1-10	F3 竜巻の竜巻荷重あるいは飛来物による損傷を想定する建物を添 5 ヌ (ロ) の第 3 表に示す。建物内におけるウランを含む設備・機器については、必要に応じて固縛対策を施すため、これらの設備・機器が建物外へ飛散することはない。また、規則解釈別記に示される考えに従い、固縛等以外の F3 竜巻対策を評価し考慮しないものとしている。<p. 5-221>	—	p. 5-221	—	—	—	—	—	—	ソフト対応。
1-11	F3 竜巻の竜巻荷重あるいは飛来物による損傷を想定する建物を添 5 ヌ (ロ) の第 3 表に示す。<p. 5-221> 添 5 ヌ (ロ) の第 3 表 F3 竜巻の建物への影響 <p. 5-221> 第 2 加工棟の 1 階は竜巻荷重によって建物が損傷するおそれがない。このため第 2 加工棟の 1 階の設備・機器が影響を受けるおそれはないが、第 1 種管理区域の空气中ウランが建物外に漏れ出すことを考慮し DR=1 とする。<p. 5-223>	—	p. 5-221 p. 5-223	—	—	—	○	—	—	—

添1別表1 加工事業変更許可申請書の記載、当該記載の設工認への対応状況

(1)【凡例】○：当該記載に該当する。△：次回以降の申請で適合性確認を行う。◇：仮移設するものであり、次回以降の申請で本設し適合性確認を行う。

No.	加工事業変更許可申請書の記載	記載箇所		設工認への対応状況 ⁽¹⁾					備考	
		本文	添付書類	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		—
1-12	F3 竜巻の竜巻荷重あるいは飛来物による損傷を想定する建物を添5ヌ(ロ)の第3表に示す。<p.5-221> 添5ヌ(ロ)の第3表 F3 竜巻の建物への影響 注1：第2加工棟3階の試料保管棚は、設備周辺の壁の補強等により風荷重及び飛来物による影響がない設計とする。<p.5-221> 第2加工棟3階の試料保管棚周辺は、竜巻荷重によって建物が損傷するおそれはない。3階の試料保管棚は保守的に1%が影響を受けるものとし、粉末保管容器内に収納するため、このうちの10%が影響を受けるものとしてDR=0.001とする。<p.5-223> 第2加工棟3階は、試料保管棚周辺を除いて想定する飛来物が壁を貫通するおそれがある。第2加工棟3階の設備・機器（試料保管棚を除く）飛来物から直接的な影響を受けるとしてDR=1とする。<p.5-223> 試料保管棚は近辺の壁を補強して飛来物の影響が生じない構造とするが保守的に1%が影響を受けるものとし、粉末保管容器内に収納するため、このうちの10%が影響を受けるものとする。<p.5-224>	—	p.5-221 p.5-223 p.5-224	—	—	—	○	—	—	—
1-13	F3 竜巻の竜巻荷重あるいは飛来物による損傷を想定する建物を添5ヌ(ロ)の第3表に示す。<p.5-221> 添5ヌ(ロ)の第3表 F3 竜巻の建物への影響 注3：外扉のみ飛来物により貫通する。<p.5-221> 第2加工棟2階は、想定する飛来物が外扉を貫通するおそれがある。第2加工棟2階に設置する設備のうち、燃料集合体貯蔵施設、燃料棒貯蔵施設は水平貫通限界厚さ以上に相当する厚さの壁で囲まれ損傷のおそれはないが、保守的に1%が影響を受け、燃料棒に密封しているため、影響を受ける割合をその10%としDR=0.001とする。<p.5-223>	—	p.5-221 p.5-223	—	—	—	○	—	—	—
1-14	F3 竜巻の竜巻荷重あるいは飛来物による損傷を想定する建物を添5ヌ(ロ)の第3表に示す。<p.5-221> 添5ヌ(ロ)の第3表 F3 竜巻の建物への影響 注2：第1加工棟北側に設置する遮蔽壁を兼ねた防護壁及び竜巻のソフト対策として行う車両の退避措置により、トラックウィング車は第1加工棟に飛来するおそれがないことから、ワゴン車の飛来を想定する。<p.5-221>	—	p.5-221	—	—	○	—	—	—	車両の退避措置は、保安規定で明確にする。
1-15	第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟は、想定する飛来物が壁を貫通するおそれがある。第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟の保管廃棄施設では想定する飛来物から直接的な影響を受けるドラム缶に対してDR=1とし、これ以外は飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じることからDR=0.01とする。<p.5-223> 建物が損傷を受け、固縛している固体廃棄物ドラム缶に飛来物が衝突して損傷することを想定する。<p.5-224>	—	p.5-223 p.5-224	—	—	—	—	—	—	ソフト対応。
1-16	第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟は、保管廃棄しているドラム缶の破損体数を保守的に仮定するため、路線バスの飛来を想定する。第5廃棄物貯蔵棟は、保管廃棄しているドラム缶の破損体数を保守的に仮定するため、トラックウィング車を想定する。第1加工棟には、路線バスが飛来するおそれはなく、トラックウィング車は、遮蔽壁を兼ねた防護壁により飛来するおそれはないことから、ワゴン車を想定する。<p.5-223>	—	p.5-223	—	—	○	○	○	—	—
1-17	地震、津波、竜巻以外の外的事象として、火山事象について、火山ガイドに基づき、本加工施設の敷地から半径160kmの範囲の第四紀火山について文献調査を行って10火山を抽出した。これら10火山に対して、完新世の活動の有無及び検討対象火山の過去の活動の検討によって、本加工施設に影響を及ぼし得る火山として、神鍋火山群、美方火山群及び扇ノ山を抽出した。これらの3火山に対して、火山活動の規模及びその火山事象の影響評価を実施し、本加工施設に影響を及ぼし得る火山と敷地の位置関係より、敷地までに十分に離隔距離があることから、火災物密度流、溶岩流、岩層なだれ、地すべり、斜面崩壊等について、本加工施設に影響を及ぼす可能性は十分に小さい。また、地理的領域外の第四紀火山からの降下火砕物の文献を調査し、本加工施設周辺で確認されている降下火砕物を調査した。町田・新井(2003) 新編火山灰アトラスに記載された火山灰の層厚コンター図から、本加工施設に降灰した降下火砕物は、①鬼界アカホヤ火山灰、②鬱陵隠岐火山灰、③始良Tn火山灰、④阿蘇4火山灰、⑤鬼界-葛原火山灰、⑥阿多火山灰、⑦加久藤火山灰があった。これらの火山のうち、鬱陵以外のカルデラについては、運用期間中に巨大噴火が発生する可能性はないことを確認した。また、鬱陵は完新世においてVEI6クラスの鬱陵隠岐の巨大噴火があり、隠岐鬱陵以降に少なくとも3回の噴火があったが、それらの噴火規模は不明であることから、運用期間中の噴火規模として既往最大の鬱陵隠岐の噴火規模(12.22km ³)を想定しても、本加工施設周辺での降下火砕物の層厚は2cm以下であったとされている。本加工施設で核燃料物質を内包する施設は、降雨及び積雪等により水を吸収し重くなった状態である湿潤密度1.5g/cm ³ にある降下火砕物の厚さ12cmの許容堆積厚さがある(添5ヌ(ハ)の第1表)が、降下火砕物が降下したときの対策として、建物に降下火砕物の堆積が認められれば、降下火砕物を除去する措置を講じることとする。ここでは、降下火砕物の除去作業が実施できないことを想定し、降下火砕物の堆積による影響について評価した。なお、地震、津波、竜巻、火山以外の外的事象として、凍結、降水、積雪、生物学的事象、洪水、落雷、交通事故、外部火災、電磁的障害があるが、これらによる施設の損傷の程度は、いずれも地震の損傷の程度に包含される。<p.5-227> 添5ヌ(ハ)の第1表 降下火砕物の許容堆積厚さ <p.5-227>	—	p.5-227	—	—	—	—	—	—	ソフト対応。
第二条 (核燃料物質の臨界防止) 関連										
2-1	本加工施設において核燃料物質を取り扱う安全機能を有する施設は、通常時に予想される機器若しくは器具の単一の故障又はその誤作動若しくは操作員の単一の誤操作を想定した場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、臨界防止の安全設計を行う。また、溢水に対し没水しない設計とすること及び火災時の消火水等が侵入しない防護措置を講じること等により、当該設備で想定される最も厳しい結果を与える中性子の減速及び反射の条件により、臨界とならない設計とする。本加工施設で取り扱う核燃料物質は、濃縮度が5%以下の濃縮ウラン(再生濃縮ウランを含む。)、天然ウラン及び劣化ウランであり、このうち濃縮度が5%以下の濃縮ウランを取り扱う設備・機器を臨界安全管理の対象とする。核燃料物質の取扱いを臨界安全管理の単位に区分けした単一ユニット、及び単一ユニットが二つ以上存在する場合(以下「複数ユニット」という。)の具体的な設計方法を以下に示す。<p.3>	p.3	—	○ △	—	—	○ △	○	—	核燃料物質の臨界防止に関する基本的な考え方であり、各項目に含めて対応する。
2-2	(i) 単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限し得るものについては、その形状寸法について適切な核的制限値を設ける。溶液状のウランを取り扱う設備・機器については、全ての濃度において臨界安全を維持できる形状寸法とする。ただし、少量の溶液の化学分析に用いる最小臨界質量以下のウランを取り扱うものは除く。<p.3> 文献値による形状寸法制限及び幾何学的形状制限(容積制限)は、取り扱うウランの物理的状態及び均質、非均質の別を考慮し、TID-7016 Rev.2、JAERI-1340及びJAEA-Data/Code2009-010により、添5ニ(イ)の第1表のとおりとする。<p.5-21> 添5ニ(イ)の第1表及び添5ニ(イ)の第2表のいずれの適用も困難な場合は、必要に応じて減速条件を制限した上で最も厳しい結果を与えるよう、中性子の減速、吸収及び反射の各条件を仮定した臨界計算により未臨界(Keff+3σ≤0.95)であることを確認して決定した形状寸法、質量、幾何学的形状により、添5ニ(イ)の第3表のとおりとする。<p.5-21> 添5ニ(イ)の第1表 形状寸法制限値及び容積制限値、添5ニ(イ)の第2表 質量制限値 <p.5-26> 添5ニ(イ)の第3表 臨界計算による核的制限値 <p.5-27～p.5-38> 添5ニ(イ)の第4表 燃料集合体臨界解析モデル仕様 <p.5-39> 添5ニ(イ)の第1図～添5ニ(イ)の第2図 臨界計算モデル <p.5-40～p.5-59>	p.3	p.5-21 p.5-26 p.5-27～ p.5-38 p.5-39 p.5-40～ p.5-59	○	—	—	○	○	—	—

添1別表1 加工事業変更許可申請書の記載、当該記載の設工認への対応状況

(1) 【凡例】 ○：当該記載に該当する。△：次回以降の申請で適合性確認を行う。◇：仮移設するものであり、次回以降の申請で本設し適合性確認を行う。

No.	加工事業変更許可申請書の記載	記載箇所		設工認への対応状況 ⁽¹⁾					備考	
		本文	添付書類	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		—
2-3	(ii) 単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限することが困難な場合は、取り扱う核燃料物質の質量について適切な核的制限値を設ける。質量の核的制限値を設ける場合は二重装荷を想定しても臨界に達するおそれのない質量とする。質量を制限する場合、誤操作等を考慮しても上記の制限値を超えない対策として、信頼性の高いインターロックを設置する。なお、最小臨界質量以下のウランを取り扱う一部の設備・機器については、受け入れる前に、教育・訓練を受けた二人の操作員が核燃料物質の質量を確認し、核的制限値未満であることを確認する。形状寸法、質量のいずれの制限も適用することが困難な場合は、質量又は幾何学的形状の核的制限値を設定し、又はそれらのいずれかと減速条件を組み合わせる。<p. 3> 添5ニ(イ)の第1表の適用が困難な場合に適用する質量制限は、取り扱うウランの物理的状態及び均質、非均質の別を考慮し、TID-7016 Rev. 2 に示された未臨界極限值（臨界に達するおそれのない値）の1/2 未満の値により、添5ニ(イ)の第2表のとおりとする。<p. 5-21> 添5ニ(イ)の第1表及び添5ニ(イ)の第2表のいずれの適用も困難な場合は、必要に応じて減速条件を制限した上で最も厳しい結果を与えるよう、中性子の減速、吸収及び反射の各条件を仮定した臨界計算により未臨界（ $K_{eff}+3\sigma \leq 0.95$ ）であることを確認して決定した形状寸法、質量、幾何学的形状により、添5ニ(イ)の第3表のとおりとする。<p. 5-21> 添5ニ(イ)の第1表 形状寸法制限値及び容積制限値、添5ニ(イ)の第2表 質量制限値 <p. 5-26> 添5ニ(イ)の第3表 臨界計算による核的制限値 <p. 5-27～p. 5-38> 添5ニ(イ)の第4表 燃料集合体臨界解析モデル仕様 <p. 5-39> 添5ニ(イ)の第1図～添5ニ(イ)の第2図 臨界計算モデル <p. 5-40～p. 5-59>	p. 3	p. 5-21 p. 5-26 p. 5-27～ p. 5-38 p. 5-39 p. 5-40～ p. 5-59	○	—	—	—	○	—	最小臨界質量以下のウランを取り扱う一部の設備・機器について、受け入れる前に、教育・訓練を受けた二人の操作員が核燃料物質の質量を確認し、核的制限値未満であることを確認することは、保安規定で明確にする。
2-4	(iii) 核燃料物質の収納を考慮しない設備・機器のうち、核燃料物質が入るおそれのある設備・機器についても上記の(i)又は(ii)を満足するように設計する。<p. 3>	p. 3	—	—	—	—	—	—	—	本記載に該当する設備・機器はない。
2-5	(iv) 核的制限値を設定するに当たって文献値を用いる場合は、取り扱う核燃料物質の化学的組成、濃縮度、均質・非均質の別及び減速条件を考慮した上で、最適な減速条件かつ水全反射条件における値を参照する。また、臨界計算を用いる場合は、取り扱う核燃料物質の化学的組成、濃縮度、密度、幾何学的形状及び減速条件、並びに中性子吸収材を考慮し、最も厳しい結果となるよう中性子の減速、吸収及び反射の条件を設定し、かつ、測定又は計算による誤差や誤操作を考慮して十分な裕度を見込む。臨界に達するおそれのない中性子実効増倍係数（ $K_{eff}+3\sigma$ ）は0.95 以下とする。<p. 3> 文献値による形状寸法制限及び幾何学的形状制限（容積制限）は、取り扱うウランの物理的状態及び均質、非均質の別を考慮し、TID-7016 Rev. 2、JAERI-1340 及び JAEA-Data/Code2009-010 により、添5ニ(イ)の第1表のとおりとする。<p. 5-21> 添5ニ(イ)の第1表の適用が困難な場合に適用する質量制限は、取り扱うウランの物理的状態及び均質、非均質の別を考慮し、TID-7016 Rev. 2 に示された未臨界極限值（臨界に達するおそれのない値）の1/2 未満の値により、添5ニ(イ)の第2表のとおりとする。<p. 5-21> 添5ニ(イ)の第1表及び添5ニ(イ)の第2表のいずれの適用も困難な場合は、必要に応じて減速条件を制限した上で最も厳しい結果を与えるよう、中性子の減速、吸収及び反射の各条件を仮定した臨界計算により未臨界（ $K_{eff}+3\sigma \leq 0.95$ ）であることを確認して決定した形状寸法、質量、幾何学的形状により、添5ニ(イ)の第3表のとおりとする。<p. 5-21> 添5ニ(イ)の第1表 形状寸法制限値及び容積制限値、添5ニ(イ)の第2表 質量制限値 <p. 5-26> 添5ニ(イ)の第3表 臨界計算による核的制限値 <p. 5-27～p. 5-38> 添5ニ(イ)の第4表 燃料集合体臨界解析モデル仕様 <p. 5-39> 添5ニ(イ)の第1図～添5ニ(イ)の第2図 臨界計算モデル <p. 5-40～p. 5-59>	p. 3	p. 5-21 p. 5-26 p. 5-27～ p. 5-38 p. 5-39 p. 5-40～ p. 5-59	○	—	—	○	○	—	—
2-6	(v) 核的制限値を定めるに当たって参照する文献値は、公表された信頼度の十分高いものであり、また、使用する臨界計算コードは、実験値との対比がなされ、信頼度の十分高いことが立証されたものを用いる。<p. 4> (1) 参考文献 (i)～(xiii) (2) 臨界計算コード (i) KENO V.a モンテカルロ法による輸送計算コードであり、体系の中性子実効増倍係数を求めることができる。使用するライブラリは SCALE システムに付随する ENDF/B-V 44 群セットである。<p. 5-25>	p. 4	p. 5-25	○	—	—	○	○	—	—
2-7	(vi) 核的制限値の維持・管理については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。 (a) ウラン粉末を受け入れる場合、受け入れる前に、材料証明書により濃縮度、化学的組成、密度及び減速条件を表す水素対ウラン原子数比（以下「H/U」という。）を確認する。<p. 4>	p. 4	—	○	—	—	—	○	—	ウラン粉末を事業所外から受け入れる場合のウラン粉末の仕様の確認に係る管理方法は、保安規定で明確にする。
2-8	(vi) 核的制限値の維持・管理については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。 (b) 形状寸法を核的制限値とする設備・機器は、十分な強度を有する設計とすることによって形状寸法を維持し、設備・機器の供用開始前に実施する検査により核的制限値を満足していることを確認する。<p. 4>	p. 4	—	○	—	—	○	○	—	—
2-9	(vi) 核的制限値の維持・管理については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。 (b) また、幾何学的形状を核的制限値とする設備・機器は、十分な強度を有する設計とすることによって幾何学的形状を維持し、設備・機器の供用開始前に実施する検査により核的制限値を満足していることを確認する。<p. 4>	p. 4	—	○	—	—	—	○	—	—
2-10	(vi) 核的制限値の維持・管理については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。 (c) 減速条件を管理する設備・機器については、H/U をパラメータとして、文献記載値を参照するか、又は臨界計算を実施することにより核的制限値を設定する。その際に用いる H/U の値を、当加工施設における核燃料物質の管理方法を考慮して安全側に設定し、十分裕度を持った減速度管理を行う。<p. 4>	p. 4	—	○	—	—	—	○	—	—
2-11	(vi) 核的制限値の維持・管理については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。 (d) 核的制限値を設定する設備・機器は、内部溢水に対し没水しない設計とする。<p. 4>	p. 4	—	○	—	—	—	○	—	—
2-12	(vi) 核的制限値の維持・管理については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。 (d) また、減速条件を管理する設備・機器については、内部へ水が侵入しない設計とするとともに、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じる。<p. 4>	p. 4	—	○	—	—	—	○	—	—

添1別表1 加工事業変更許可申請書の記載、当該記載の設工認への対応状況

(1) 【凡例】○：当該記載に該当する。△：次回以降の申請で適合性確認を行う。◇：仮移設するものであり、次回以降の申請で本設し適合性確認を行う。

No.	加工事業変更許可申請書の記載	記載箇所		設工認への対応状況 ⁽¹⁾					備考	
		本文	添付書類	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		
2-13	<p>本加工施設を、臨界安全管理上の領域に区分する。領域は臨界隔離壁又は距離によって核的に隔離し、各領域間には中性子相互作用がない設計とし、領域ごとに複数ユニットの臨界安全設計を行う。具体的な設計方法を以下に示す。なお、単一ユニット間が次の条件を満たす場合、中性子相互作用を無視し得るため、核的に隔離されているものとする。① 30.5 cm以上の厚さのコンクリートで隔離している場合。② 単一ユニット間の距離が、3.7 mあるいは関係する単一ユニットの最大寸法のいずれよりも大きい場合。ここで、単一ユニットの最大寸法とは、単一ユニット間の中心を結ぶ直線に直交する面への単一ユニットの投影図における最大寸法をいう。〈p.4〉</p> <p>(iii) 単一ユニットの隔離による場合 各単一ユニットが次のいずれかの条件により、他の単一ユニットから隔離されている場合は、TID-7016 Rev.1 又は 10 CFR Part70 (1963年版)により、その単一ユニットと他の単一ユニットとの相互作用はない。(a) 30.5 cm以上の厚さのコンクリート(以下「臨界隔離壁」という。)で隔離されている場合^(注)。(b) 単一ユニット間の距離が、3.7 mあるいは関係する単一ユニットの最大寸法のいずれよりも大きい場合。ここで、単一ユニットの最大寸法とは、単一ユニット間の中心を結ぶ直線に直交する面への単一ユニットの投影図における最大寸法をいう。注。(a)における扉等の開口部については、開口部を1つのユニットとみなしてその安全性を確認する。〈p.5-22〉</p> <p>加工施設を臨界安全管理上、次の9つの領域に区分して管理する。第1加工棟 第一領域 第1-3貯蔵棟 第二領域 保管室 第2加工棟 第2-1領域 第2-2領域 第2-3領域 第2-4領域 第2-5領域 第2-6領域 第2-7領域 各領域内の単一ユニット相互間の中性子相互作用について、第1加工棟の第一領域、第1-3貯蔵棟の第二領域、第2加工棟の第2-3領域及び第2-5領域は、いずれも独立した単一ユニットである。各領域内の設備・機器を一つの単一ユニットとし、臨界計算により核的制限値を設定することで臨界安全性を確認する。また、第2加工棟の第2-2領域及び第2-4領域の各領域内の複数ユニットの臨界安全性については、「立体角法」により単一ユニット相互間の核的に安全な配置を決定する。第2加工棟の第2-1領域、第2-6領域及び第2-7領域の各領域内の複数ユニットの臨界安全性については、信頼度の十分高いことが立証された計算コードを用いた臨界計算により、単一ユニット相互間の核的に安全な配置を決定する。〈p.5-23〉</p> <p>(i) 第1加工棟及び第1-3貯蔵棟 第1加工棟及び第1-3貯蔵棟の主要な設備及び機器は、添5イ(ロ)の第1図に示すように配置し、添5ニ(ロ)の第1図に示す臨界安全管理の領域に区分して管理する。第1加工棟(第一領域)は、第1加工棟と第1-3貯蔵棟及び第2加工棟のコンクリート壁の厚さが合わせて31 cm以上であるため、他の領域(第1-3貯蔵棟及び第2加工棟)との間の相互作用はないとみなすことができる。また、第1-3貯蔵棟(第二領域)は、第1-3貯蔵棟と第1加工棟及び第2加工棟のコンクリート壁の厚さが合わせて31 cm以上であるため、他の領域(第1加工棟及び第2加工棟)との間の相互作用はないとみなすことができる。したがって、第一領域内の単一ユニット及び第二領域内の単一ユニットは、いずれも独立した単一ユニットである。〈p.5-23〉</p> <p>(ii) 第2加工棟 第2加工棟の主要な設備及び機器は添5イ(ロ)の第2図に示すように配置し、添5ニ(ロ)の第2図に示す臨界安全管理の領域に区分して管理する。第2-1領域から第2-7領域までの各領域は、その境界を臨界隔離壁により隔離するので、互いの領域間の相互作用はない。また、第2-1領域から第2-7領域においては、領域内の単一ユニットの核的制限値を定めて「立体角法」により、又は臨界計算により単一ユニット相互間は核的に安全な配置であることを確認し、第2-4領域のうち^(注)及び^(注)に設置する4つの燃料集合体保管区域は、当該領域内におけるこれらの区域以外の単一ユニットからの距離により隔離し、単一ユニットの相互間は核的に安全な配置であることを確認する。臨界安全管理の領域において、第2-2領域の^(注)、第2-7領域の^(注)については混入する可能性のある場合は、臨界安全管理上特に問題ないことを確認する。〈p.5-24〉</p> <p>添5ニ(ロ)の第1図 第1加工棟及び第1-3貯蔵棟の臨界安全管理の領域 〈p.5-60〉</p> <p>添5ニ(ロ)の第2図 第2加工棟の臨界安全管理の領域 〈p.5-61〉</p>	p.4	p.5-22 p.5-23 p.5-24 p.5-60 p.5-61	○ △	—	—	○ △	○	—	<p>第1次申請、第4次申請、第5次申請では、設備・機器を第2加工棟の臨界安全管理上の領域内に設置する。第2加工棟の臨界安全管理上の領域は、臨界隔離壁によって核的に隔離し、各領域間には中性子相互作用がない設計としている。この設計については、第4次申請で、第2加工棟の建物の適合性確認として、臨界安全管理上の領域と臨界隔離壁の位置関係を確認することにより担保する。</p> <p>第4次申請では設備・機器を第2加工棟の第2-4領域に設置するが、複数ユニット評価の一部については第5次申請ですべての第2-4領域に設置する設備・機器が揃った状態で適合性確認を行う。</p> <p>第2加工棟第2-2領域の第2廃棄物処理室、第2出入管理室及び第2洗濯室、第2-7領域の第2フィルタ室並びに第2放射線管理室については混入する可能性はない。</p>
2-14	<p>(i) 単一ユニット相互間は核的に安全な配置であることを立体角法又は臨界計算により確認し、それぞれの単一ユニットをその結果に基づいて配置する。なお、立体角法とは、中性子相互作用を考慮した複数ユニットの未臨界性を単一ユニット間の立体角の総和を求めることにより確認する手法である。〈p.4〉</p> <p>複数ユニットの臨界安全は、各単一ユニットを次のいずれかの方法により核的に安全な配置とすることにより確保する。(i) 立体角法による場合 (ii) 臨界計算による場合 〈p.5-22〉</p>	p.4	p.5-22	○	—	—	○	○	—	<p>第2加工棟の臨界安全管理上の領域のうち、第2-3領域、第2-5領域、第2-6領域(北側)について、当該領域内には1つの単一ユニットのみを配置する設計としている。この設計については、第4次申請で、第2加工棟の建物の適合性確認として、臨界安全管理上の領域と臨界隔離壁の位置関係を確認することにより担保する。</p>
2-15	<p>(iii) 核的に安全な配置を定めるに当たって参考とする手引書、文献等は、公表された信頼度の十分高いものであり、また、使用する臨界計算コードは、実験値との対比がなされ、信頼度の十分高いことが立証されたものを用いる。〈p.5〉</p> <p>(ii) 立体角法により核的に安全な配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、立体角の総和Ω(ステラジアン)が次式を満たすように各単一ユニットの配置を決定する。$\Omega \leq 9-10 \times K_{eff}$ ここで、上式におけるK_{eff}は、単一ユニットの中性子実効増倍係数であり、立体角法に適用できるK_{eff}を0.8以下とする。臨界計算により核的制限値を設定した場合は最適な減速条件及び$+3\sigma$を考慮した上で、単一ユニット間の中性子相互作用を最も厳しく取り扱うものとして反射体なしの中性子実効増倍係数とする。公表された信頼度の十分高い文献を参照して、形状寸法による核的制限値を設定した場合は0.8とし、質量による核的制限値を設定した場合は0.65とする。また、臨界計算により核的に安全な配置を定めるに当たっては、信頼性の高い臨界解析コードを用い、最適な減速条件及び水全反射の条件で中性子実効増倍係数($K_{eff}+3\sigma$)が0.95以下となるように各単一ユニットの配置を決定する。〈p.5〉</p> <p>(i) 立体角法による場合 立体角法による単一ユニット間の相互作用は、TID-7016 Rev.2により次の基準に従う。(a) 各単一ユニット間の面間距離は30 cm以上とする。(b) 各単一ユニットのK_{eff}は0.8以下とする。(c) 立体角の計算はTID-7016 Rev.2の方法に従う。許容される立体角は6ステラジアンを超えないものとする。(d) 相互作用の評価に使用する単一ユニットのK_{eff}は次により算出する。*添5ニ(イ)第1表で定めた形状寸法制限値又は容積制限値が適用されている単一ユニットでは、K_{eff}は0.8^(注)とする。*添5ニ(イ)第2表で定めた質量制限値が適用されている単一ユニットでは、K_{eff}は0.65^(注)とする。*K_{eff}を臨界計算により求める場合は、原則として最適な減速条件で反射体がない条件で求める。注. 10 CFR Part70 (1963年版)による。(e) (c)及び(d)で求めた立体角ΩとK_{eff}が、次式を満たすようにする。Ω(ステラジアン) $\leq (9-10 \times K_{eff})$ (TID-7016 Rev.2 (4.9)式による。) 〈p.5-22〉</p>	p.5	p.5-22	○	—	—	○	○	—	—
2-16	<p>(iii) 核的に安全な配置を定めるに当たって参考とする手引書、文献等は、公表された信頼度の十分高いものであり、また、使用する臨界計算コードは、実験値との対比がなされ、信頼度の十分高いことが立証されたものを用いる。〈p.5〉</p> <p>(ii) 臨界計算による場合 単一ユニット間の相互作用を臨界計算により評価する場合には、検証された臨界計算コードを使用して、原則として最も効率の良い中性子減速条件を考慮した体系において、K_{eff}を計算し、十分に未臨界($K_{eff}+3\sigma \leq 0.95$)となるようにする。〈p.5-22〉</p>	p.5	p.5-22	○	—	—	○	○	—	—
2-17	<p>(iii) 核的に安全な配置を定めるに当たって参考とする手引書、文献等は、公表された信頼度の十分高いものであり、また、使用する臨界計算コードは、実験値との対比がなされ、信頼度の十分高いことが立証されたものを用いる。〈p.5〉</p> <p>(1) 参考文献 (i)~(xiii) (2) 臨界計算コード (i) KENO V.a モンテカルロ法による輸送計算コードであり、体系の中性子実効増倍係数を求めることができる。使用するライブラリはSCALEシステムに付随するENDF/B-V 44群セットである。〈p.5-25〉</p>	p.5	p.5-25	○	—	—	○	○	—	—
2-18	<p>(iv) 核的に安全な配置の維持については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。</p> <p>(a) 十分な強度を有するように床、壁又は屋根に固定する構造とすることで設備・機器の大きさ、配列及び間隔を維持し、設備・機器の供用開始前に実施する検査により設備・機器の大きさ、配列及び間隔を満足していることを確認する。〈p.5〉</p>	p.5	—	○	—	—	○	○	—	—
2-19	<p>(iv) 核的に安全な配置の維持については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。</p> <p>(b) 核的に隔離されている領域内でウランを移動する場合には、管理された所定の容器に入れるとともに、当該領域内の他の設備・機器との間に、核的に安全な配置を保持するように通路を定める。〈p.5〉</p>	p.5	—	—	—	—	○	—	—	—

添1別表1 加工事業変更許可申請書の記載、当該記載の設工認への対応状況

(1) 【凡例】○：当該記載に該当する。△：次回以降の申請で適合性確認を行う。◇：仮移設するものであり、次回以降の申請で本設し適合性確認を行う。

No.	加工事業変更許可申請書の記載	記載箇所		設工認への対応状況 ⁽¹⁾					備考	
		本文	添付書類	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		
2-20	(v) 核燃料物質を不連続的に取り扱う設備・機器においては、移動先の設備・機器の核的制限値を超えない対策として、移動元からの核燃料物質の移動を制限するインターロックを設置する。<p.5>	p.5	—	—	—	—	—	○	—	—
2-21	(vi) 核燃料物質を搬送する設備・機器で核的制限値を有するものについては、動力供給が停止した場合に備え、動力供給が停止した場合に核的制限値を逸脱するおそれのある設備・機器に停電時保持機構を設けて核燃料物質を安全に保持するものとする。<p.5>	p.5	—	○	—	—	—	○	—	—
2-22	(vii) 核燃料物質を搬送する設備・機器において、搬送元及び搬送先の各々に単一ユニットとしての核的制限値を設定する場合には、それらをつなぐ搬送部の数と直径に応じた中性子相互作用(枝管の取扱い)を考慮することにより、複数ユニットとしての臨界防止上の影響の有無を評価し、搬送部と搬送元及び搬送先の配置を設定する。<p.5> (iv) 枝管の取扱い 核燃料物質を搬送する設備・機器において、搬送元及び搬送先の各々に単一ユニットとしての核的制限値を設定する場合には、それらをつなぐ搬送部の数と直径に応じた中性子相互作用を考慮することにより、JAERI 1340 図 3.9 又は臨界計算に基づいて複数ユニットとしての臨界防止上の影響の有無を評価し、搬送部と搬送元及び搬送先の配置を設定する。<p.5-23>	p.5	p.5-23	—	—	—	—	○	—	—
第三条 (遮蔽等) 関連										
3-1	「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)に定める線量限度を超えないことはもとより、公衆の被ばく線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。<p.7>	p.7	—	△	—	○	○	○	—	遮蔽等に関する基本的な考え方であり、各項目に含めて対応する。
3-2	管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所において、放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減するよう、ウランの取扱量が多い設備・機器を放射線業務従事者から離れた位置に配置するとともに、遮蔽を要する設備・機器において、区画を仕切る壁又は遮蔽板等を設ける。<p.7> 加工施設において、製造、検査、貯蔵設備等の線量率を評価し、放射線業務従事者の外部放射線による被ばくを合理的に達成できる限り低減できる設計とする。遮蔽を要する施設、設備においては、区画を仕切る壁、遮蔽板等を設ける構造とし、貫通部がある区画については、適切な対策を行い、放射線業務従事者の外部放射線による被ばくを低減できる設計とする。なお、ウランの仕様から実効線量を評価することにより線量限度を十分満足できる場合は、遮蔽計算等による評価は要しないものとする。<p.5-10>	p.7	p.5-10	△	—	○	○	○	—	第1次申請の対象とする設備・機器を収納する第2加工棟の構造は、第4次申請で適合性確認を行う。
3-3	放射線防護上の遮蔽のために壁、屋根、遮蔽壁等を設け、かつ、再生濃縮ウランの貯蔵及び保管廃棄する位置を管理することにより、通常時における貯蔵施設及び放射性廃棄物の保管廃棄施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSv より十分に低減する設計とする。<p.7> 本加工施設のウランの貯蔵及び放射性廃棄物の保管廃棄に起因する直接線及びスカイシャイン線の影響を評価し、周辺監視区域外において線量を合理的に達成できる限り低減するため、必要に応じて建物等に放射線遮蔽を講じる。<p.115> 酸化ウラン粉末、燃料集合体等の貯蔵又は放射性廃棄物の保管廃棄に起因する線量が敷地境界外の人の居住する可能性のある地点において十分低くなるように設備、壁の配置等を考慮した設計とする。<p.5-18> 周辺監視区域境界及び敷地境界外の人の居住する可能性のある区域において、本加工施設のウランの貯蔵及び放射性廃棄物の保管廃棄に起因する線量を合理的に達成可能な限り低くするために、必要に応じて建物等に放射線遮蔽を講じる。<p.6-6> 直接線の計算で考慮した主要な壁厚等を添6ロ(ニ)の第7図に示す。また、スカイシャイン線の計算で考慮した主要な天井厚を添6ロ(ニ)の第1表に示す。<p.6-7> 添6ロ(ニ)の第7図 直接ガンマ線の評価で考慮した壁厚等 <p.6-14> 添6ロ(ニ)の第1表 スカイシャイン線の計算に使用した天井厚 <p.6-15>	p.7 p.115	p.5-18 p.6-6 p.6-7 p.6-14 p.6-15	△	—	○	○	○	—	第1次申請の対象とする設備・機器を収納する第2加工棟の構造は、第4次申請で適合性確認を行う。
3-4	放射線防護上の遮蔽のために壁、屋根、遮蔽壁等を設け、かつ、再生濃縮ウランの貯蔵及び保管廃棄する位置を管理することにより、通常時における貯蔵施設及び放射性廃棄物の保管廃棄施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSv より十分に低減する設計とする。線量評価においては、貯蔵施設に最大貯蔵能力の酸化ウランを貯蔵し、保管廃棄施設に最大保管廃棄能力の放射性廃棄物を保管しているものとする。また、再生濃縮ウランについては、貯蔵施設の最大貯蔵能力及び保管廃棄施設の最大保管廃棄能力に相当する量が存在するものとする。線量評価の計算に当たっては、「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」を参考にす。評価結果については、「Ⅲ 加工施設における放射線の管理に関する事項」に後述する。<p.7> また、再生濃縮ウランは、線量が十分低くなる位置に貯蔵するものとする。添5イ(ロ)の第1図に示すとおり、 当該領域のその他の期間及びその他の領域には濃縮ウランを貯蔵するものとする。添5イ(ロ)の第2図に示すとおり、 その他の範囲には濃縮ウランを貯蔵する。第1廃棄物貯蔵棟2階北西側領域及び南西側西1/5領域には再生濃縮ウランを含む放射性廃棄物を保管廃棄する。<p.5-18> また、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの貯蔵等については、その影響が低くなるようにするため、設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置する。<p.6-6> ① 第1加工棟の に年間平均の最大貯蔵能力に見合うウランが保管するものとする。 第2加工棟及び第1-3貯蔵棟に設置する貯蔵設備に最大貯蔵能力に見合うウランを貯蔵するものとする。 その他の範囲には濃縮ウランを貯蔵するものとする。添6ロ(ニ)の第1図～第4図に再生濃縮ウランの貯蔵場所を示す。第1加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟については、各貯蔵室に最大保管廃棄能力に見合う放射性廃棄物を保管廃棄するものとする。第1廃棄物貯蔵棟には200 Lドラム缶に の放射性廃棄物、第3廃棄物貯蔵棟には200 Lドラム缶に平均 の放射性廃棄物、第1加工棟、第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟の上記以外には200 Lドラム缶に平均 の放射性廃棄物をそれぞれ保管廃棄するものとする。さらに、第1廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟には200 Lドラム缶に平均 の放射性廃棄物を保管廃棄するものとする。添6ロ(ニ)の第5図に再生濃縮ウランを含む放射性固体廃棄物の保管廃棄場所を示す。<p.6-6> 添5イ(ロ)の第1図 第1加工棟及び第1-3貯蔵棟の主要な設備及び機器の配置図 <p.5-2> 添5イ(ロ)の第2図 第2加工棟の主要な設備及び機器の配置図 添5イ(ロ)の第2図 付表 主要な設備及び機器の名称 <p.5-3～p.5-7> 添6ロ(ニ)の第1図～第4図 再生濃縮ウランの貯蔵場所 <p.6-8～p.6-11> 添6ロ(ニ)の第5図 再生濃縮ウランを含む放射性固体廃棄物の保管廃棄場所 <p.6-12>	p.7	p.5-2 p.5-3～ p.5-7 p.5-18 p.6-6 p.6-8～ p.6-11 p.6-12	—	—	—	—	—	—	ソフト対応。
第四条 (閉じ込めの機能) 関連										
4-1	ウランを収納する設備・機器は飛散及び漏えいのない設計とし、ウランを取り扱う設備・機器は、耐腐食性を有する材料を用いるとともに、空気中への飛散及び漏えいを防止する設計とする。ウランが飛散・漏えいした場合にはそれを検知し、警報を発する設計とする。汚染が発生するおそれのある区域を第1種管理区域として管理し、第1種管理区域内の空気は、含まれる放射性物質を十分に取り除いた後、環境に放出する設計とする。<p.8>	p.8	—	○ △	○ △	○	○ △	○	—	閉じ込めの機能に関する基本的な考え方であり、各項目に含めて対応する。
4-2	粉末状のウランは、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいのない設計とする。<p.8> 作業環境の汚染を防止するため、ウランを内包する設備・機器は、以下に示す飛散又は漏えい防止設計とする。粉末保管容器等の粉末状ウランを収納する設備・機器 収納する粉末状ウランの飛散及び漏えいを防止するため、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造とする。<p.5-8> 粉末状のウランは、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいのないように管理する。<p.6-2>	p.8	p.5-8 p.6-2	○	—	○	—	—	—	粉末状のウランを輸送物の形態で貯蔵する場合には、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づいて閉じ込めの機能を確認した輸送容器に密閉して貯蔵する管理を行う。

添 1 別表 1 加工事業変更許可申請書の記載、当該記載の設工認への対応状況

(1) 【凡例】○：当該記載に該当する。△：次回以降の申請で適合性確認を行う。◇：仮移設するものであり、次回以降の申請で本設し適合性確認を行う。

No.	加工事業変更許可申請書の記載	記載箇所		設工認への対応状況 ⁽¹⁾					備考	
		本文	添付書類	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		
4-3	4-2 に統合。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4-4	ウラン粉末を含む液体を取り扱い又は収納する系統及び機器は、液体による腐食の少ないステンレス鋼材等の材料を使用するとともに、周辺に堰を設けることにより、液体の漏えいを防止する。〈p. 8〉 作業環境の汚染を防止するため、ウランを内包する設備・機器は、以下に示す飛散又は漏えい防止設計とする。研磨設備等のウラン粉末を含む液体を収納する設備・機器 収納するウラン粉末を含む液体による腐食の少ないステンレス鋼等で作成し、その接合部はガスケット等を使用することにより液体の漏えいがない構造とする。〈p. 5-8〉 ウラン粉末を含む液体を取り扱い又は収納する系統及び機器は、液体による腐食の少ないステンレス鋼材の材料を使用するとともに、周辺に堰を設けることにより、液体の漏えいを防止する。〈p. 6-2〉	p. 8	p. 5-8 p. 6-2	—	—	—	○	○	—	—
4-5	酸、アルカリを取り扱う設備からの排気は、排気系統の腐食を低減するため、スクラバーにより浄化する構造とする。〈p. 8〉 酸又はアルカリを含む気体廃棄物を処理する場合は、酸又はアルカリを取り扱う設備・機器にスクラバーを備え、スクラバーを通して酸及びアルカリを除去する。スクラバーから発生する廃液は、廃液処理設備により液体廃棄物として処理する。〈p. 81〉 (e) 酸、アルカリを取り扱う設備からの局所排気は、スクラバーにより浄化し、放射性物質除去設備の健全性を維持する。〈p. 5-9〉 また、酸、アルカリを取り扱う設備からの排気はスクラバーを通して排出する。〈p. 5-16〉	p. 8 p. 81	p. 5-9 p. 5-16	—	—	—	—	○	—	—
4-6	第1種管理区域でウラン粉末を収納する系統及び機器は、ウラン粉末を設備、機器等によって閉じ込めるか、囲い式フードを設けて局所排気系統に接続し、囲い式フードの内部を局所排気系統により工程室に対して 9.8 Pa 以上の負圧又は囲い式フードの開口部の面速を 0.5 m/秒以上に維持することにより、ウランの漏えいを防止する。〈p. 8〉 作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(5) 第1種管理区域内でウランが飛散するおそれのある設備・機器は、室内空気の汚染を防止するため、囲い式フード等を設け、定期的なその能力について測定、点検して管理する。〈p. 114〉 第1種管理区域においてウランを内包し、ウランが空気中へ飛散するおそれがある設備・機器は、以下に示す飛散又は漏えい防止設計とする。混合設備、粉末調整設備、圧縮成型設備、研磨設備、焙焼設備等のウランが空気中に飛散するおそれのある設備・機器及び固体廃棄物処理設備 取り扱うウランの飛散による室内空気の汚染を防止するため、囲い式フード等を設けて局所排気を行い、その内部を室内に対して 9.8 Pa (1 mm 水柱) 以上の負圧とするか、又はその開口部での風速が 0.5 m/秒以上となるようにする。〈p. 5-8〉 第1種管理区域内でウランが飛散するおそれのあるプレス、粉末混合機等の設備・機器及び固体廃棄物処理設備は、室内空気の汚染を防止するため、囲い式フード等の内部を排気することにより、その内部を室内に対して 9.8 Pa (1 mm 水柱) 以上の負圧とする。ウラン取扱い時に開閉する開口部を有しない設備・機器に対してはフード内部の負圧を差圧計で確認し、ウラン取扱い時に開閉する開口部を有する設備・機器に対してはその開口部の風速が 0.5 m/秒以上となるように開口部の風速を定期的に測定、点検して管理し、ウランの室内への飛散を防止する。〈p. 6-2〉	p. 8 p. 114	p. 5-8 p. 6-2	—	—	—	—	○	—	—
4-7	閉じ込めの機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。〈p. 8〉 第1種管理区域においてウランを内包し、ウランが空気中へ飛散するおそれがある設備・機器は、以下に示す飛散又は漏えい防止設計とする。混合設備、粉末調整設備、圧縮成型設備、研磨設備、焙焼設備等のウランが空気中に飛散するおそれのある設備・機器及び固体廃棄物処理設備 閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。〈p. 5-8〉	p. 8	p. 5-8	—	—	—	—	○	—	—
4-8	設計上このような部位が発生する場合は、当該部位を定期的に点検することを保全計画に定める。〈p. 8〉 作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(4) ウランを収納する設備・機器からの飛散及び漏えいを防止するため、定期的に巡視及び点検等を行い、異常の有無を確認する。巡視及び点検箇所は設備・機器の設計及び改造時にあらかじめ定め、設備・機器の経年変化等を考慮して定期的に見直す。〈p. 114〉 第1種管理区域においてウランを内包し、ウランが空気中へ飛散するおそれがある設備・機器は、以下に示す飛散又は漏えい防止設計とする。混合設備、粉末調整設備、圧縮成型設備、研磨設備、焙焼設備等のウランが空気中に飛散するおそれのある設備・機器及び固体廃棄物処理設備 設計上このような部位が発生する場合は、当該部位を定期的に点検することを点検要領及び保全計画に定める。〈p. 5-8〉	p. 8 p. 114	p. 5-8	—	—	—	—	—	—	ソフト対応。
4-9	液体廃棄物の廃棄施設の貯槽には、満水となり貯槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する設計とする。〈p. 8〉	p. 8	—	△	—	—	—	○	—	第1次申請の対象とする設備・機器を収納する第2加工棟に設置された警報設備は、第5次申請で適合性確認を行う。
4-10	ウラン粉末を含む気体又は液体を取り扱う系統及び機器には、逆流によってウランが拡散しない設計とする。〈p. 8〉 (iii) 逆流防止 放射性気体廃棄物の廃棄設備は、給排気設備により放射性気体廃棄物が逆流しないように負圧設計を行う。〈p. 5-16〉 また、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を含まない液体を導く管であって、核燃料物質等を内包する容器、管等に内通するものうち核燃料物質等が逆流するおそれのあるものについては、逆流防止のための弁等を設ける。〈p. 5-17〉	p. 8	p. 5-16 p. 5-17	—	—	—	—	○	—	—
4-11	第1種管理区域でウラン粉末が漏えいした場合に、その漏えいを検知するエアスニファを設けるとともに、空気中の放射性物質の濃度を監視し警報を発するダストモニタを設ける。〈p. 8〉	p. 8	—	△	—	—	—	○	—	第1次申請の対象とする設備・機器を収納する第2加工棟に設置された放射線管理施設は、第5次申請で適合性確認を行う。
4-12	ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、漏えい検知器によって漏えいを検知して警報を発する設計とする。〈p. 8〉	p. 8	—	△	—	—	—	○	—	第1次申請の対象とする設備・機器を収納する第2加工棟に設置された警報設備は、第5次申請で適合性確認を行う。
4-13	排気口から放出される排気中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより連続的に監視し、異常時には自動的に警報を発する設計とする。〈p. 9〉 排気にあたっては、排気中の放射性物質濃度を連続的に監視する。〈p. 81〉 放出にあたっては、排気口から放出する排気中の放射性物質の濃度は、監視設備により連続的に測定し、異常の有無を監視する。〈p. 116〉 (a) 排気口から放出する気体廃棄物中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより連続的に監視し、自動的に警報を発するようにする。〈p. 5-18〉 排気口から放出される排気中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより通常時及び設計基準事故時を含めて連続的に監視し、異常時には自動的に警報を発するようにする。〈p. 6-16〉 排気口から放出される排気中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより連続的に監視し、異常時には警報を発するようにする。〈p. 6-20〉	p. 9 p. 81 p. 116	p. 5-18 p. 6-16 p. 6-20	△	—	—	—	○	—	第1次申請の対象とする設備・機器を収納する第2加工棟に設置された放射線管理施設は、第5次申請で適合性確認を行う。
4-14	また、異常を確認した場合は、その原因を究明して必要な対策を講じることにより、排気中の放射性物質の濃度を合理的に達成できる限り低減し、線量告示に定める周辺監視区域外の空気中濃度限度以下となるようにする。〈p. 116〉 警報が発せられた場合は、その原因を究明して必要な対策を講じることにより、排気中の放射性物質濃度を線量告示に定める空気中濃度限度以下に管理する。〈p. 6-20〉	p. 116	p. 6-20	—	—	—	—	—	—	ソフト対応。

添 1 別表 1 加工事業変更許可申請書の記載、当該記載の設工認への対応状況

(1) 【凡例】○：当該記載に該当する。△：次回以降の申請で適合性確認を行う。◇：仮移設するものであり、次回以降の申請で本設し適合性確認を行う。

No.	加工事業変更許可申請書の記載	記載箇所		設工認への対応状況 ⁽¹⁾						備考
		本文	添付書類	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—	
4-15	ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、当該区域の外から当該区域に向かって空気が流れるように、第1種管理区域は外部に対して19.6 Pa以上の負圧を保つように給排気のパランスをとる構造とし、必要な場合に経路を閉じることのできる逆流防止機構又はダンパーを設ける構造とする。<p. 8> (a) 本加工施設のうち、第1種管理区域は、室内の圧力を給排気設備によって外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧を維持することにより、室内の空気が外部に漏えいすることを防止する。<p. 5-9> (d) 複数の排気システムにより排気する場合は、汚染された空気が逆流しないよう逆流防止ダンパー等を設ける。<p. 5-9> 第1種管理区域の部屋はウラン除去機能を持つフィルタを備えた排気設備で排気することにより、平均6回/時以上の換気を行い、室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持できる設計とする。<p. 6-2>	p. 8	p. 5-9 p. 6-2	△	△	—	△	○	—	第1次申請の対象とする設備・機器を収納する第2加工棟に設置された気体廃棄設備は、第5次申請で適合性確認を行う。第2次申請ではダクトを部分撤去する。第5次申請で、撤去しない部分のダクトの耐震補強等を行う際に併せて本設の閉止措置を講じ、撤去しない部分のダクトの適合性を確認する。また、当該ダクトを含めた気体廃棄設備 No. 1 全体の適合性確認を行う。 第4次申請で改造する第2加工棟に設置する気体廃棄設備 No. 1 の排風機は、第5次申請で適合性確認を行う。
4-16	室内の負圧は差圧計によって監視する。排風機の故障等により、万一、負圧が維持できなくなった場合には、自動的に警報を発する。<p. 9> 作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(3) 第1種管理区域内の室内の圧力は、高性能エアフィルタ、排風機及び排気ダクトで構成する排気設備によって外気に対して負圧を維持することにより閉じ込めの管理を行い、室内の負圧は差圧計によって監視する。また、排気設備を停止し、当該負圧を維持しない場合にあっては、核燃料物質の取扱いを停止するとともに、加工設備本体の設備における核燃料物質の除去及び貯蔵施設での保管等による閉じ込めの管理を行う。<p. 114> (b) 室内の負圧は差圧計によって監視し、排風機の故障等により、万一、負圧が維持できなくなった場合には、自動的に警報を発する。<p. 5-9> この室内の負圧は差圧計により連続的に監視し、負圧が維持できない場合は警報を発するようにし、管理する。<p. 6-2>	p. 9 p. 114	p. 5-9 p. 6-2	—	—	—	△	○	—	第4次申請で改造する第2加工棟に設置する気体廃棄設備 No. 1 の差圧計は、第5次申請で適合性確認を行う。
4-17	また、第1種管理区域の室内が正圧になることを防ぐため、給気システムと排気システム間にインターロック等を設け、起動時には排気システムが給気システムより先に起動し、停止時には給気システムが排気システムより先に停止する設計とする。<p. 9> また、第1種管理区域の室内が正圧になることを防ぐため、給気システムと排気システム間にインターロック等を設け、起動時には排気システムが給気システムより先に起動し、停止時には給気システムが排気システムより先に停止する設計とする。<p. 5-9>	p. 9	p. 5-9	—	—	—	—	○	—	—
4-18	第1種管理区域内において、人が常時立ち入る場所における空気中の放射性物質の濃度を線量告示に定める濃度限度以下とするため、粉末状のウランを取り扱う設備の囲い式フードの内部を工程室に対して9.8 Pa以上の負圧又は囲い式フードの開口部の面速を0.5 m/秒以上に維持できる局所排気システムを設けるとともに、所要の換気を行う。<p. 9> 作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(3) 第1種管理区域の部屋は、排気設備により閉じ込めの管理を行う場合にあっては、所要の換気を行う等により、空気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める濃度限度以下となるよう管理する。<p. 114> (a) 人が常時立ち入る第1種管理区域の部屋は、空気中の放射性物質濃度が「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)に定める値を十分下回るよう給排気設備により平均6回/時以上の換気を行う。給排気系統図を添5ロ(イ)の第2図及び第3図に示す。<p. 5-9> 添5ロ(イ)の第2図 給排気系統図 [気体廃棄設備 No. 1 (第2加工棟)] 添5ロ(イ)の第3図 給排気系統図 [気体廃棄設備 No. 2 (第1廃棄物貯蔵棟)] <p. 5-13~p. 5-14> 第1種管理区域の部屋はウラン除去機能を持つフィルタを備えた排気設備で排気することにより、平均6回/時以上の換気を行い、室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持できる設計とする。<p. 6-2>	p. 9 p. 114	p. 5-9 p. 5-13~ p. 5-14 p. 6-2	△	△	—	△	○	—	第1次申請の対象とする設備・機器を収納する第2加工棟に設置された気体廃棄設備は、第5次申請で適合性確認を行う。第2次申請ではダクトを部分撤去する。第5次申請で、撤去しない部分のダクトの耐震補強等を行う際に併せて本設の閉止措置を講じ、撤去しない部分のダクトの適合性を確認する。また、当該ダクトを含めた気体廃棄設備 No. 1 全体の適合性確認を行う。 第4次申請で改造する第2加工棟に設置する気体廃棄設備 No. 1 の排風機は、第5次申請で適合性確認を行う。
4-19	また、第1種管理区域の内部の床、壁の表面はウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料で仕上げる。<p. 9> (c) 第1種管理区域の床、壁等は表面を平滑にし、表面には合成樹脂を塗装する等の仕上げにより除染の容易性及び耐食性の向上並びにウラン粉末を含む液体の浸透防止を図る。<p. 5-9>	p. 9	p. 5-9	△	○ △	—	○	○	—	第1次申請の対象とする設備・機器を収納する第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、第4次申請で適合性確認を行う。 第2次申請では設備撤去を行い、設備・機器の適合性確認として、第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁の適合性確認を行う。第4次申請で、建物の適合性確認として、第2次申請での設備撤去後の第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁の適合性確認を行う。 ソフト対応。
4-20	設備のクリーニング、工事等でウラン粉末を囲い式フードで取り扱うことが困難な場合は、一時的に簡易的なフードを設置するか操作員が呼吸保護具を着用する作業管理を行い、内部被ばくを防止する。<p. 9>	p. 9	—	—	—	—	—	—	—	—
4-21	第1種管理区域内において、ウラン粉末を含む液体を取り扱う研磨設備等の設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、ウラン粉末を含む液体が施設外へ漏えいすることを防止するため堰を設ける。<p. 9> (a) 粉末状のウランを含む液体を取り扱う研磨設備等の設備からの廃液を処理する設備の貯槽には液面計を設置し貯留レベルを監視するとともにその周辺部又は施設外に通じる出入口若しくは周辺部には、ウラン粉末を含む液体が施設外へ漏えいすることを防止するため堰を設ける。排水処理系統図を添5ロ(イ)の第4図に示す。<p. 5-9> 添5ロ(イ)の第4図 排水処理系統図 <p. 5-15>	p. 9	p. 5-9 p. 5-15	—	—	—	○	○	—	—
4-22	また、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路の上には、ウラン粉末を含む液体を取り扱う第1種管理区域の床面を設けないように設計する。<p. 9> (b) 粉末状のウランを含む液体を取り扱う設備及びウラン粉末を含む液体の漏えいが拡大するおそれのある施設内部の床面下には、ウランにより汚染されない排水を排出する排水路がないよう設計する。<p. 5-10>	p. 9	p. 5-10	—	—	—	○	○	—	—
4-23	通常時及び設計基準事故において、公衆に対して著しい放射線被ばくを及ぼすおそれがないよう、事故に起因して環境に放出される放射性物質の量を低減させるため、部屋排気システム及び局所排気システムには高性能エアフィルタを設置する。第1種管理区域の部屋排気システム及び局所排気システムは、高性能エアフィルタ(捕集効率99.97%以上)を1段とし、さらに、局所排気システムのうち、粉末状のウランを取り扱う設備からの排気には、高性能エアフィルタ(捕集効率99.97%以上)を別の離れた場所にもう1段追加して、公衆の線量を十分に低減する設計とする。<p. 9> 設計基準事故時において、公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを及ぼすことのないよう、事故に起因して環境に放出される放射性物質の量を低減させるため、排気システムには高性能エアフィルタを用いる設計とする。<p. 5-10>	p. 9	p. 5-10	—	△	—	—	○	—	第2次申請ではダクトを部分撤去する。第5次申請で、撤去しない部分のダクトの耐震補強等を行う際に併せて本設の閉止措置を講じ、撤去しない部分のダクトの適合性を確認する。また、当該ダクトを含めた気体廃棄設備 No. 1 全体の適合性確認を行う。
4-24	なお、「Iロ。(ト) (3)内部溢水」に示すとおり、溢水時の閉じ込めの機能の確保について、第1種管理区域内を負圧に維持するための気体廃棄設備は、内部溢水に対し浸水しない設計とするとともに、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じる。<p. 9> なお、「Iロ。(ト) (3)内部溢水」に示すとおり、溢水時の閉じ込めの機能の確保について、第1種管理区域内を負圧に維持するための気体廃棄設備は、内部溢水に対し浸水しない設計とするとともに、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じる。<p. 5-9>	p. 9	p. 5-9	—	—	—	—	○	—	—

添1別表1 加工事業変更許可申請書の記載、当該記載の設工認への対応状況

(1) 【凡例】 ○：当該記載に該当する。△：次回以降の申請で適合性確認を行う。◇：仮移設するものであり、次回以降の申請で本設し適合性確認を行う。

No.	加工事業変更許可申請書の記載	記載箇所		設工認への対応状況 ⁽¹⁾					備考	
		本文	添付書類	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		—
4-25	第1種管理区域の排気系統以外からの漏えいを発生させないように、外部電源の供給が停止しても、非常用電源設備により電源が供給され、局所排気系統が稼働して、第1種管理区域内の負圧を維持し漏えいを防止できる構造とする。<p.9> また室内が正圧となって排気系統以外からの漏えいを発生させないように、外部電源の供給が停止しても非常用電源設備が稼働して負圧を維持できる設計とする。<p.5-10>	p.9	p.5-10	—	—	—	—	○	—	—
4-26	ウランを搬送する設備は、動力供給が停止した場合に備え、動力供給が停止した場合に核燃料物質が漏えいするおそれのある設備・機器に停電時保持機構を設けて核燃料物質を安全に保持する構造とする。<p.9>	p.9	—	○	—	—	—	○	—	—
4-27	また、部屋排気系統の一部は、高性能エアフィルタにより処理した後、各部屋内に再循環給気してリサイクルする。<p.81> (b) 第2加工棟の部屋排気のうち、汚染の可能性の少ない排気は、高性能エアフィルタ1段でろ過後、室内に再循環給気してリサイクルする設計とする。<p.5-9> また、部屋排気系の排気の一部を高性能エアフィルタによりろ過した後、再循環給気することにより、屋外へ排出する排気中の放射性物質濃度を低減する。<p.5-16>	p.81	p.5-9 p.5-16	△	—	—	—	○	—	第1次申請の対象とする設備・機器を収納する第2加工棟に設置された気体廃棄設備は、第5次申請で適合性確認を行う。
4-28	管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)とそうでない区域(第1種管理区域)とに区分する。<p.8> また、主要な建物内の管理区域区分は以下のとおりとする。<p.25> 作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(1) 管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)とそうでない区域(第1種管理区域)とに区分し、管理する。<p.114> 管理区域は、密封したウランを取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(以下「第2種管理区域」という。)とそうでない区域(以下「第1種管理区域」という。)とに区分し、管理する。管理区域の区分を添5ロ(i)の第1図に示す。<p.5-8> 管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(以下「第2種管理区域」という。)とそうでない区域(以下「第1種管理区域」という。)とに区分し、その範囲を標識により明示し管理する。<p.6-2> 添5ロ(i)の第1図 加工施設の管理区域図 <p.5-12>	p.8 p.25 p.114	p.5-8 p.5-12 p.6-2	—	—	○	○	○	—	管理区域の区分は、保安規定で明確にする。
第五条 (火災等による損傷の防止) 関連										
5-1	加工施設は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災を早期に感知し報知する設備及び消火を行う設備並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有する設計とする。また、火災又は爆発の発生を想定しても、周辺公衆に過度の被ばくを及ぼすことのない、施設全体としての十分な臨界防止、閉じ込めの機能を確保し、安全機能は維持され、機能不全にならない設計とする。火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに影響軽減の対策を行うに当たっては、国内の法令及び規格に基づくとともに、施設の特徴に応じて、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準(NFPA801)」(以下「火災防護基準」という。)を参考とする。<p.10> 設計基準において想定される火災又は爆発により、加工施設の安全性が損なわれないようにするため、安全機能を有する施設には火災又は爆発の発生を防止する機能、火災を早期に感知し報知する火災感知設備である自動火災報知設備、消火のための消火設備及び火災による影響を軽減する機能を確保する。火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに影響軽減の対策を行うにあたっては、国内の法令及び規格に基づくとともに、施設の特徴に応じて、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準(NFPA801)」(以下「火災防護基準」という。)を参考にする。火災防護基準は火災影響評価を行うことを要求しているため、その影響評価の具体的方法について「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」(以下「内部火災ガイド」という。)を参考にする。<p.5-110>	p.10	p.5-110	○ △	○ △ ◇	○ △ ◇	○ △ ◇	○	—	火災等による損傷の防止に関する基本的な考え方であり、各項目に含めて対応する。
5-2	火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護基準を参考に、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。<p.10> 火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護基準を参考に、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。<p.5-110> 火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護基準を参考に、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。<p.5-133>	p.10	p.5-110 p.5-133	—	—	—	—	—	—	ソフト対応。
5-3	核燃料物質を取り扱うフード等の設備・機器本体は不燃性材料又は難燃性材料を使用し、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する設計とする。<p.10> 核燃料物質を取り扱うフード等の設備・機器の主要な構造部には不燃性材料又は難燃性材料を使用するとともに、以下の耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する。<p.5-112>	p.10	p.5-112	○	○ △	○	○	○	—	第2次申請では設備撤去を行い、設備・機器の適合性確認として、第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁の表面に施す塗装には、難燃性材料を使用することの適合性確認を行う。第4次申請で、建物の適合性確認として、第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁の表面に施す塗装には、難燃性材料を使用することの適合性確認を行う。
5-4	加工施設の建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃材料で造り、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する設計とする。<p.10> 本加工施設の建物は、建築基準法等関係法令に定める耐火構造又は不燃材料で造り、耐火性の高い設計とすることで火災の発生を防止する。特にウラン粉末を非密封で取り扱う第1種管理区域は、室内で発火等が生じたとしても、建築躯体が容易に火災に至らないよう鉄筋コンクリート造等の耐火構造とすることで、火災による閉じ込めの機能の損傷を防止する。加工施設の建物の構造、耐火性能の別等を添5チ(p)の第1表に示す。<p.5-110> 添5チ(p)の第1表 加工施設(建物)の構造、耐火性能の別等 <p.5-111>	p.10	p.5-110 p.5-111	—	—	○	○	○	—	—
5-5	安全機能を有する設備・機器のうち、可燃性ガスであるアンモニア分解ガス(容積比で概ね水素75%、窒素25%である混合ガス)、水素ガス、プロパンガス及び都市ガス(メタン、エタン、プロパン及びブタンを含む混合ガス)を使用する設備は、発火及び異常な温度上昇の防止対策、可燃性ガスの漏えい防止対策を講じるとともに、爆発性の水素ガスを取り扱う設備・機器については、空気の混入防止の措置を講じる設計とする。<p.10> 本加工施設において、安全機能を有する設備・機器のうち、可燃性ガスを使用する設備・機器は、添5チ(p)の第2表に示すとおり、連続焼結炉、加熱炉、小型雰囲気可変炉及び焼却炉である。可燃性ガスを使用する設備・機器は、発火及び異常な温度上昇の防止対策、可燃性ガスの漏えい防止対策を講じるとともに、爆発性の水素ガス又は水素ガスを含むアンモニア分解ガスを使用する設備・機器については、空気の混入防止の措置を講じる。可燃性ガスが漏えいした場合や、可燃性ガスを使用する設備・機器を設置する火災区域内で火災が発生した場合であっても爆発の発生を防止する。連続焼結炉、加熱炉、小型雰囲気可変炉及び焼却炉の安全設計の内容を別添5チ(p)-1に示す。<p.5-112> 添5チ(p)の第2表 可燃性ガスを使用する設備・機器 <p.5-114>	p.10	p.5-112 p.5-114	—	—	—	△	○	—	可燃性ガスの漏えい時に工程室内に滞留しないように、可燃性ガスを使用する設備・機器は、換気を行う第1種管理区域に設置する。第4次申請で改造する第2加工棟に設置する気体廃棄設備No.1の排風機は、第5次申請で適合性確認を行う。
5-6	ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収納する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮し、可燃性ガスを取り扱う場合は、同様の対策を実施する。<p.5-112>	—	p.5-112	—	—	—	—	○	—	—
5-7	(i) 発火及び異常な温度の上昇 可燃性ガスを使用する設備・機器には、発火及び異常な温度上昇を防止するために、熱的制限値を設定し、これを超えることのないよう設計する。設備・機器内部の温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発生し、熱源を遮断する過加熱防止機構を設ける。<p.5-113>	—	p.5-113	—	—	—	—	○	—	—
5-8	(ii) 空気の混入防止 爆発性の水素ガス又は水素ガスを含むアンモニア分解ガスを使用する設備・機器については、設備・機器内への空気の混入による爆発を防止するために、供給圧を常時監視し設備・機器内を工程室内よりも正圧に維持する機構、開口部において適切に可燃性ガスを燃焼させることにより空気の混入を防止する機構(フレイムカーテン)等を設ける。<p.5-113>	—	p.5-113	—	—	—	—	○	—	—
5-9	(iii) 可燃性ガスの漏えい防止 可燃性ガスの工程室内への漏えいを防止するために、開口部で可燃性ガスを適切に燃焼させてから排出する機構を設ける又は設備・機器内で可燃性ガスを完全に燃焼させる設計とする。<p.5-113>	—	p.5-113	—	—	—	—	○	—	—

添 1 別表 1 加工事業変更許可申請書の記載、当該記載の設工認への対応状況

(1) 【凡例】 ○：当該記載に該当する。△：次回以降の申請で適合性確認を行う。◇：仮移設するものであり、次回以降の申請で本設し適合性確認を行う。

No.	加工事業変更許可申請書の記載	記載箇所		設工認への対応状況 ⁽¹⁾						備考
		本文	添付書類	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—	
5-10	可燃性ガスを使用する設備・機器及び当該設備・機器へ可燃性ガスを供給するための屋内配管周辺には、可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため、可燃性ガスの検出器を設置することにより、可燃性ガスの漏えいを常時監視し、早期に漏えいを検知できる設計とする。漏えいを検知した場合は、警報を発するとともに屋外に設置した緊急遮断弁を自動的に閉止する機構を設ける。<p. 10> (iv) 漏えい時の爆発防止 可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため、可燃性ガスを使用する設備・機器及び当該設備・機器へ可燃性ガスを供給するための屋内配管周辺に可燃性ガスの検出器を設置することにより、可燃性ガスの漏えいを常時監視し、早期に漏えいを検知する。漏えいを検知した場合に、警報を発するとともに屋外に設置する緊急遮断弁を自動的に閉止する機構を設ける。これに加え、設備・機器については設備を自動的に停止させるインターロックを設ける。屋内配管については、地震等で緊急遮断弁閉止後に、配管内に残留する水素ガスが配管の損傷等により工程室内に漏えいしたとしても、爆発限界に達しない設計とする。(別添5チ(ロ)－2)。漏えい検知器、制御盤、感震計、緊急遮断弁及び機器間の信号線については、耐震重要度分類第1類とし、断線した場合に緊急遮断弁を自動で閉止する設計とする。<p. 5-113>	p. 10	p. 5-113	—	—	—	—	○	—	—
5-11	また、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、可燃性ガスの供給を停止する設計とする。<p. 10> (iv) 漏えい時の爆発防止 また、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、可燃性ガスの供給を停止する設計とする。<p. 5-113>	p. 10	p. 5-113	—	—	—	—	○	—	—
5-12	加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。<p. 10>	p. 10	—	—	—	—	—	—	—	ソフト対応。
5-13	(v) 火災発生時の爆発防止 可燃性ガスを使用する設備・機器には、電源が遮断した場合に各種弁類が安全側に作動するフェールセーフ機能を設ける。可燃性ガスを使用する設備・機器を設置する火災区域内で火災が発生した際に、手動で供給電源を遮断することにより、熱源を停止し、上記フェールセーフ機能を作動させ、爆発の発生を防止する。<p. 5-113>	—	p. 5-113	—	—	—	—	○	—	—
5-14	臨界防止に関して、減速条件を管理する設備・機器は、消火時の放水による溢水に対して、内部へ水が侵入しない設計とする。<p. 10> 火災又は爆発の発生を想定しても、臨界防止の機能を適切に維持するため、形状寸法、質量、幾何学的形状を制限する設備・機器は本体構造を熱の影響を受けない金属製の構造とし、減速条件を管理する設備・機器は、本体構造を金属製の構造とすることに加え、消火時の放水による溢水に対して内部へ水が侵入しない設計又は水が侵入しても臨界としない設計とする(別添5リ(イ)－1)。<p. 5-110>	p. 10	p. 5-110	○	—	—	—	○	—	—
5-15	設備・機器において想定される火災発生の原因として、モータの発熱等で過熱した部品の付近や、焼結炉への空気混入を防止するための火災や設備内の電気系統短絡によるスパーク等の付近において、可燃性部品が発火する場合は考えられる。よって、そのような場所に配置する必要のある部品を不燃性材料又は難燃性材料を使用した耐火性の高い設計とすることで、火災の発生を防止する。<p. 5-112>	—	p. 5-112	○	—	—	○	○	—	—
5-16	空気混入を防止するために火災を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。<p. 5-112>	—	p. 5-112	—	—	—	—	—	—	ソフト対応。
5-17	ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部、設備カバー部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネイトを使用する設計とする。<p. 5-112>	—	p. 5-112	—	—	—	—	○	—	—
5-18	また、ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器(粉末保管容器)に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。<p. 5-112>	—	p. 5-112	—	—	—	—	—	—	ソフト対応。
5-19	第1種管理区域の負圧を維持する気体廃棄設備の高性能エアフィルタのろ材はガラス繊維又はセラミック製を使用し、鋼製のケース(フィルタボックス)に収容した状態で使用する。また、安全機能を有する施設のある工程室内のダクトは鋼製とする。<p. 5-112>	—	p. 5-112	—	—	—	—	○	—	—
5-20	さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。<p. 5-112>	—	p. 5-112	—	—	—	—	○	—	—
5-21	ウランを取り扱う設備・機器の本体には不燃性材料又は難燃性材料を使用し、耐火性の高い設計とすることにより付近で火災が発生したとしても容易に延焼しない設計とする。<p. 5-116>	—	p. 5-116	○	—	○	○	○	—	—
5-22	ウラン粉末を取り扱う設備・機器への電気火災の延焼を防止するため、同じ火災区域内に設置する制御盤の開口部には耐火性を有した防護板を設置し、バッテリー等の蓄電池には充電時の排熱に配慮した鋼板製ケースで囲う対策をとり、3.7 kWを超えるモーターには、設備・機器本体内部に収容するか、排熱に配慮した鋼板製ケースに収容する対策を行う。<p. 11> ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域においては、電気火災の発生防止対策と拡大防止対策を講じる。(b) 電気火災の拡大防止 ③ ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収納する火災区域内に設置する制御盤、分電盤等の高圧電源を取り扱う設備・機器の周辺に、電気火災発生時の急激な拡大を防止するために、耐火性を有した防護板を設置する。④ ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内のバッテリー等の蓄電池は充電時の排熱に配慮した鋼板製ケースで囲い、発火した場合においても急激な火災拡大を防止する。⑤ ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内の3.7 kWを超えるモータは、設備・機器本体内部に収容するか、排熱に配慮した鋼板製ケースに収容し、発火したとしても急激な火災拡大を防止する。<p. 5-117>	p. 11	p. 5-117	—	—	—	—	○	—	—
5-23	ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域においては、電気火災の発生防止対策と拡大防止対策を講じる。(a) 電気火災の発生防止 ① 加工施設内の受変電設備、設備・機器用分電盤、分電盤、制御盤等の電気設備内のケーブルは、電気設備本体を金属製とし、必要に応じて内部の熱を適切に排出する換気機能を備えとともに、接続する設備・機器の仕様上問題がない限り回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。<p. 5-116>	—	p. 5-116	○	—	○	○	○	—	—
5-24	加工施設の建物には、万一の火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備及び火災発生時において迅速な初期消火を行うための粉末消火器、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を消防法に基づき設置する。火災感知設備、消火設備の設置については、消防法の設置基準に対し、裕度のある設計とする。<p. 10> 加工施設の建物には、火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備、初期消火を迅速かつ確実に行うための消火設備として粉末消火器及び屋内消火栓を消防法に基づき設ける。屋外には、建物及びその周辺の火災を消火するために、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を設ける。火災感知設備、消火設備の設置については、消防法の設置基準に対し、裕度ある設計とする。各建物に設置している火災感知設備、消火設備を添5チ(ロ)の第3表に、火災感知設備、消火設備の施設内の配置図を別添5チ(ロ)－3に示す。<p. 5-114> 添5チ(ロ)の第3表 火災感知設備、消火設備 火災感知設備 ^(※1) ※1：各建物の受信機から、部品検査設備棟、緊急対策本部室、保安棟の警報集中表示盤に移報信号を転送する。消火設備 ^(※2) ※2：第2加工棟屋内消火栓、第1加工棟屋外消火栓の消火栓ポンプは発電機・ポンプ棟に収納し、消火栓ポンプは外部電源喪失時にも非常用電源設備で動作可能とする。<p. 5-115>	p. 10	p. 5-114 p. 5-115	△	◇	○ ◇	○ △ ◇	○	—	第1次申請の対象とする設備・機器を収納する第2加工棟の消火設備、火災感知設備は、第4次申請で適合性確認を行う。 第2次申請で仮移設する自動火災報知設備は、第4次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性確認を行う。 第2次申請で仮移設する屋外消火栓は、第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性確認を行う。 第3次申請で仮移設する屋外消火栓、屋外消火栓配管は、第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性確認を行う。 第4次申請で改造する第2加工棟の付属設備である屋内消火栓の消火栓ポンプは、第5次申請で適合性確認を行う。 第4次申請で仮移設する屋外消火栓配管は、第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性確認を行う。

添1別表1 加工事業変更許可申請書の記載、当該記載の設工認への対応状況

(1)【凡例】○：当該記載に該当する。△：次回以降の申請で適合性確認を行う。◇：仮移設するものであり、次回以降の申請で本設し適合性確認を行う。

No.	加工事業変更許可申請書の記載	記載箇所		設工認への対応状況 ⁽¹⁾					備考	
		本文	添付書類	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		—
5-25	(i) 火災感知設備 (a) 加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備は、消防法に基づき設置する。また、消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検(6カ月に1回)及び総合点検(1年に1回)を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。(b) 自動火災報知設備の警戒区域は、管理区域の別、工程の別等により消防法の規定以上に細分化し、火災信号の発報箇所を早期に限定できる設計とする。(c) 受信機はP型受信機を採用し、地震、火災等で感知器との配線が断線したとしても受信機において断線警報が吹鳴することで、火災の早期発見に対して支障なく報知できる設計とする。(d) 外部電源を喪失した場合であっても、消防法の定めにより蓄電池を備えるとともに、非常用電源設備からも給電を行い、無警戒とならない設計とする。<p.5-114>	—	p.5-114	—	◇	○	○	○	—	第2次申請で仮移設する自動火災報知設備は、第4次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性確認を行う。
5-26	(ii) 消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ) 加工施設において、火災が発生した場合は、基本的に粉末消火器での初期消火活動を前提とした十分な消火器を配置し、粉末消火器では消火できない場合のバックアップとして屋内消火栓、屋外消火栓等の水消火設備を設ける。(a) 屋内消火栓、屋外消火栓 消防法に基づき、建築規模が大きく複層階建である第2加工棟には屋内消火栓を、第1加工棟には屋外消火栓を設置し、消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検(6カ月に1回)及び総合点検(1年に1回)を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。第2加工棟屋上には受変電設備を設置するため、変圧器等の火災に備えて泡消火剤(油火災用)を設置する。(b) 可搬消防ポンプ 本加工施設には2台の可搬消防ポンプを備え、消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検(6カ月に1回)及び総合点検(1年に1回)を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。(iii) 消火設備(消火器) 消火器は消防法に規定する数を十分上回るように設置するとともに、設置場所で想定される火災に対応した種類を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検(6カ月に1回)及び総合点検(1年に1回)を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。<p.5-114> 消防法に基づいた能力以上(屋内消火栓：130 L/min、屋外消火栓：350 L/min)の放水能力を有した屋内消火栓及び屋外消火栓を加工施設の建物の内外に複数設置し、加工施設の建物の各室に放水可能な配置とし、接続ホースを備える設計とする(別添チ(p)－8)。<p.5-125> また、消火水として使用できる水を約240 m ³ 保有した地下式の貯水槽を含む消火用の水源を本加工施設の敷地内に複数設け、可搬消防ポンプによる消火活動も可能とする。<p.5-125> ここで、添5チ(p)の第7表に示すとおり、火災区画ごとの等価時間はいずれも1時間以内であり、屋内消火栓、屋外消火栓及び可搬消防ポンプによる放水可能時間はこれより十分大きい。<p.5-125> 添5チ(p)の第7表 消火設備の適切性、消火活動の成立性 <p.5-126>	—	p.5-114 p.5-125 p.5-126	—	◇	○ ◇	○ △ ◇	○	—	第2次申請で仮移設する屋外消火栓は、第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性確認を行う。 第3次申請で仮移設する屋外消火栓、屋外消火栓配管は、第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性確認を行う。 第4次申請で改造する第2加工棟の付属設備である屋内消火栓の消火栓ポンプ、可搬消防ポンプは、第5次申請で適合性確認を行う。 第4次申請で仮移設する屋外消火栓配管は、第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性確認を行う。
5-27	初期消火活動を確実にするため、防火のための組織を編成し、定期的に訓練を実施する。<p.10>	p.10	—	—	—	—	—	—	—	ソフト対応。
5-28	また、消火活動に必要な防火衣、フィルタ付き防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確認する。<p.11> 加工施設の建物の各室は、屋内消火栓又は屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から各室へのアクセスルート及び第2加工棟にあっては各室の屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2つ以上設ける。<p.5-125> 火災区画ごとに、火災源が発火した場合を想定する。火災区画内の火災感知設備、消火設備の種類、個数及び設置位置を確認し、火災区画ごとに想定する火災源の規模(火災源の表面積、火災高さ)に対して、設置する粉末消火器の消火能力(別添チ(p)－6)、確保する消火用資機材やアクセスルートが適切であることを確認した。確認結果を添5チ(p)の第7表に示す。ここで、消火活動の成立性の判断に当たっては、大きな火災が見込まれないこと、また、消火用資機材が配備されていること、誘導灯や非常用照明の設置、床面への表示等により容易に識別でき、また非常口を設け、消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルートを2つ以上確保することから、粉末消火器を使用した手動による初期消火活動が可能と判断する。粉末消火器による初期消火活動に係る詳細は、別添チ(p)－7に示す。粉末消火器を用いた初期消火が困難な場合は、水消火設備(屋内消火栓又は屋外消火栓)を使用する。活動の流れは、重大事故に至るおそれがある事故の拡大防止対策と同一とする(添付書類七)。<p.5-125> 添5チ(p)の第7表 消火設備の適切性、消火活動の成立性 <p.5-126>	p.11	p.5-125 p.5-126	—	—	○	○	○	—	アクセスルートの確保に係る管理方法は、保安規定で明確にする。
5-29	また、消火活動のためのアクセスルートに面した、開口部を有する大型の制御盤には、自動式又は遠隔操作式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止する設計とする。<p.11>	p.11	—	—	—	—	△	○	—	第4次申請で改造する第2加工棟における消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に設ける自動式の消火設備は、第5次申請で適合性確認を行う。
5-30	加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、建物内の耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区画として火災区域を設定する。さらに、核燃料物質等の性状、取扱量等を考慮して火災区域を細分化して、火災防護上の区画として火災区画を設定することにより、当該火災区画外への延焼を防止する。火災が発生した場合に他の区画に容易に拡大することを防止し、火災による影響を軽減する設計とする。<p.11> 建物内の火災の延焼を防止するため、建物内部の耐火壁等による火災区域(建築基準法等関係法令に定める防火区画を含む。)を設け、火災が発生した場合に他の区域に容易に拡大することを防止し、火災による影響を軽減する設計とする。(a) 火災区域境界の扉は防火戸とし、常時閉鎖式若しくは火災感知器と連動して閉鎖する。(b) 管理区域と建物外の境界となる壁は鉄筋コンクリート製とすることで、火災においても建物外への核燃料物質の漏えいを防止する。<p.5-115> 内部火災ガイドを参考に、加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、建物内の耐火壁、耐火性を有する扉、防火ダンパー等によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区画として火災区画を設定する。さらに、火災区域内の火災の延焼を防止するため、必要に応じて核燃料物質等の性状、取扱量等を考慮して火災区域を細分化して、火災防護上の区画として火災区画を設定する。本加工施設における火災区域及び火災区画の設定の考え方を添5チ(p)の第2図に示す。第2加工棟、第1加工棟は建築基準法に基づく防火区画を火災区域とし、第1－3貯蔵棟、第1廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟は、建物の延べ床面積が小さく、建築基準法に基づく防火区画がないため、耐火壁によって構成した建物全体を1つの火災区域とする。本加工施設においては、火災区域境界の耐火壁のほか火災区域内をさらに細分化できる耐火性能を有する障壁等を設けないため、火災区画境界は火災区域境界と同一である。加工施設の各建物に設定した火災区域及び火災区画を添5チ(p)の第3図(1)～(4)に示す。<p.5-121> 添5チ(p)の第2図 火災区域及び火災区画の設定の考え方 <p.5-127> 添5チ(p)の第3図 (1)～(4) 火災区画 <p.5-128～p.5-131>	p.11	p.5-115 p.5-121 p.5-127 p.5-128～ p.5-131	—	—	○	○ △	○	—	第4次申請で改造する第2加工棟における火災区域の設定に係る防火ダンパーは、第5次申請で適合性確認を行う。
5-31	可燃性ガスを使用する設備・機器(炉以外の少量のガスを使用する試験開発設備を除く。)には、設備内部で爆発が起こった場合であっても、炉体の損傷を防止するための圧力逃がし機構を設け、爆発による影響を軽減する。<p.11> なお、連続焼結炉は圧力逃がし機構を備え、爆発による炉体の損傷を防止する設計としており、爆発が発生しても炉体が破損することはない。<p.123> 可燃性ガスを使用する設備・機器(炉以外の少量のガスを使用する試験開発設備を除く。)には、設備内部で爆発が起こった場合であっても炉体の損傷を防止するための圧力逃がし機構を設け、爆発による影響を軽減する。<p.5-116>	p.11 p.123	p.5-116	—	—	—	—	○	—	—
5-32	安全機能を有する設備・機器のインターロック等の制御系については、火災発生時に当該設備・機器を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、設備がフェールセーフとなることで爆発を防止する設計とする。<p.11> また、安全機能を有する設備・機器のインターロック等の制御系については、火災発生時に当該設備・機器を安全に停止し、当該設備を監視、制御する必要がない状態にするとともに、制御系が火災により機能を喪失したとしても、設備・機器がフェールセーフとなることで爆発を防止する。<p.5-116>	p.11	p.5-116	—	—	—	—	○	—	—
5-33	(a) 第1種管理区域の火災区域境界を貫通する気体廃棄設備のダクトについては、ウラン粉末の漏えいを防止するため、貫通部に防火ダンパーを設け、防火ダンパーの耐震重要度分類は当該第1種管理区域を収納する建物と同じとする。<p.5-116>	—	p.5-116	—	—	—	—	○	—	—
5-34	(b) ウラン粉末を非密封で取り扱う設備・機器の局所排気系統には高性能エアフィルタを2段で設置し、1段目は機器側に、2段目は異なる火災区域に設ける。接続するダクトの火災区域貫通部には防火ダンパーを設置することで、2段目の閉じ込めの機能を維持する。<p.5-116>	—	p.5-116	—	—	—	—	○	—	—
5-35	(c) 火災区域を貫通する電線、配管類は、建築基準法に基づく防火区画の貫通部の処理を行う。<p.5-116>	—	p.5-116	—	—	○	○	○	—	—

添1別表1 加工事業変更許可申請書の記載、当該記載の設工認への対応状況

(1) 【凡例】○：当該記載に該当する。△：次回以降の申請で適合性確認を行う。◇：仮移設するものであり、次回以降の申請で本設し適合性確認を行う。

No.	加工事業変更許可申請書の記載	記載箇所		設工認への対応状況 ⁽¹⁾					備考	
		本文	添付書類	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		—
5-36	安全機能を有する施設に属する消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても加工施設の安全機能を損なわない設計とする。(i) 消火器は消防法に基づく法令点検で使用期限を確認し、使用期限が近づいているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。(ii) 消火器には安全栓を掛け、封印を施すことで誤操作を防止する。<p.5-116>	—	p.5-116	—	—	○	○	○	—	消火器に係る管理方法は、保安規定で明確にする。
5-37	ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域においては、ケーブルの延焼による火災の拡大防止対策を行う。<p.11> 電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が高いケーブルについては、難燃性ケーブルを使用した設計とする。<p.11> ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域においては、電気火災の発生防止対策と拡大防止対策を講じる。(a) 電気火災の発生防止 ② 電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が高いケーブルについては、故障時の火災発生を防止するために JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用することにより、電気火災の発生を防止する。<p.5-116>	p.11	p.5-116	—	—	—	○	○	—	—
5-38	ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域においては、ケーブルの延焼による火災の拡大防止対策を行う。<p.11> また、それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか、金属箱等に収納する設計とし、また、安全機能を有する施設を設置する工程室のケーブルラックは金属製、電線管等は金属製又は難燃性のプラスチック製とし、ケーブルへの延焼を防止する。<p.11> ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域においては、電気火災の発生防止対策と拡大防止対策を講じる。(b) 電気火災の拡大防止 ① 電気設備内のケーブル、及び電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が低いケーブル(制御盤と機器を接続する信号線、制御線)は、金属箱に収容するか、又は機側に配線範囲を限定することにより、火災の拡大を防止する。② 電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が高いケーブルについては、ケーブルラックを使用して複数の火災区域を貫通する、又は同一の火災区域内を広く敷設することから、ケーブルラックの水平部分を伝播する急激な火災拡大を防止するため、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。⑥ 安全機能を有する施設のある工程室のケーブルラックは不燃性の金属製、電線管等は不燃性の金属製又は難燃性のプラスチック製とし、ケーブルへの延焼を防止する。<p.5-117>	p.11	p.5-117	△	—	—	○	—	—	第1次申請の対象とする設備・機器を設置する第2加工棟におけるケーブルに対する電気火災の拡大防止対策は、第4次申請で適合性確認を行う。 ケーブルの延焼による火災の拡大防止に係る措置は、保安規定で明確にする。
5-39	また、油火災の延焼を防止するため、ウランを非密封で取り扱う設備・機器を収容する火災区域内に設置する油圧ユニットの作動油タンクには、油の飛散を防止するとともに、耐火性を有した防護板を設置する設計とする。<p.11> ウラン粉末を非密封で取り扱う火災区域内に設置する設備・機器の油圧ユニット等については、油火災の発生防止対策と拡大防止対策を講じる。(a) 油火災の発生防止 ① 油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。② 油圧ユニットの作動油タンクのホース接続部等からの油の漏えいによる火災発生を防止するため、作動油タンクにはオイルパンを設けるとともに周囲を吸着材で囲う。オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。③ 油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止するよう手順書を整備する。<p.5-117>	p.11	p.5-117	—	—	—	—	—	—	ソフト対応。
5-40	また、油火災の延焼を防止するため、ウランを非密封で取り扱う設備・機器を収容する火災区域内に設置する油圧ユニットの作動油タンクには、油の飛散を防止するとともに、耐火性を有した防護板を設置する設計とする。<p.11> ウラン粉末を非密封で取り扱う火災区域内に設置する設備・機器の油圧ユニット等については、油火災の発生防止対策と拡大防止対策を講じる。(b) 油火災の拡大防止 ① ウラン粉末を非密封で取り扱う設備・機器を設置する火災区域内の油圧ユニットの作動油タンクの周辺には、油の漏えい時に、油の飛散を防止するとともに、火災が発生した場合に火災の伝播を防止するため、耐火性を有した防護板を設置する(別添5チ(p)-4)。<p.5-117>	p.11	p.5-117	—	—	—	—	○	—	—
5-41	また、火災区画内の火災源に対しては、添5チ(p)の第8表に示す延焼防止対策に加えて、火災源の周囲に可燃物を配置しない管理を行うことにより、火災の伝播を防止でき、火災区画内において、火災源から防護対象設備への火災の伝播はない。<p.5-132> 添5チ(p)の第8表 火災源とその周囲へ延焼防止の対策 <p.5-132>	—	p.5-132	—	—	—	—	—	—	ソフト対応。
5-42	火災発生時の初期消火活動を確実にするための対策として、火災の発生を防止するため、加工施設の建物への可燃物及び危険物の持込みと保管管理等について定める。(a) 本加工施設内で使用する危険物は、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。(b) 加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが(約100g/日/作業場所)、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂(消火用)を配置する。(c) 発生したジルカロイの加工くずは、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。(d) 可燃物を火災区画に持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを加工施設(建物)に持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。<p.5-118>	—	p.5-118	—	—	—	—	—	—	ソフト対応。
5-43	火災発生時の初期消火活動を確実にするための対策として、防火のための組織編成、消火訓練、夜間・休日を含む体制の整備、消火設備等の維持管理を行う。また、火災発生時における初期消火活動に必要な通報連絡設備の配備、初期消火活動要員の配置を行うとともに、初期消火活動に必要な消火設備及び資機材の配備を行う。この体制は、重大事故に至るおそれがある事故で想定している火災の複数同時発生時の場合と同一の体制とする。(添付書類七ロ(h)参照。) <p.5-118>	—	p.5-118	—	—	—	—	—	—	ソフト対応。
5-44	第2加工棟、第1-3貯蔵棟、第1廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟、第1加工棟に設置する設備・機器等を対象とし、内部火災ガイドを参考に燃焼源となる可能性のある設備・機器等を火災源とする。火災源とする設備・機器等を添5チ(p)の第5表のとおり設定する。また、設定した火災源がある火災区画を添5チ(p)の第3図(1)～(4)に示す。<p.5-121> 添5チ(p)の第5表 火災源とする設備・機器等 <p.5-122> 添5チ(p)の第3図 (1)～(4) 火災区画 <p.5-128～p.5-131>	—	p.5-121 p.5-122 p.5-128～ p.5-131	—	—	○	○	○	—	—
5-45	(*) 第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油(以下「廃油」という。)は、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器(液体用ドラム缶)に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第5廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。このため、廃油が発火したとしても第5廃棄物貯蔵棟内に延焼するおそれはない。また、第5廃棄物貯蔵棟で火災が発生したとしても廃油への延焼のおそれはない。このため、廃油は火災源として考慮しない。<p.5-122>	—	p.5-122	—	—	—	○	—	—	汚染の広がりを防止するための措置に係る管理方法は、保安規定で明確にする。
5-46	5-28に統合。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第六条 (安全機能を有する施設の地盤) 関連										
6-1	安全機能を有する施設のうち、建物・構築物及び屋外に設置する設備・機器は、地盤の特性等を考慮した適切な基礎構造とし、必要に応じて地盤改良等を行い、自重及び通常時の荷重等に加え、地震力が作用した場合においても、当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設ける設計とする。<p.12> 加工施設の建物・構築物は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計とする。直接基礎の場合は、必要に応じて地盤改良等を行い、N値10以上(小規模の建物は、平板載荷試験により直接地盤の許容応力度を求める場合がある)の地盤に直接支持させ、杭基礎の場合はN値30以上の地盤に支持させる設計とする。<p.5-65>	p.12	p.5-65	△	◇	○ ◇	○ △ ◇	○	—	第1次申請の対象とする設備・機器を収納する第2加工棟を設置する地盤は、第4次申請で適合性確認を行う。 第2次申請で仮移設する屋外消火栓は、第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性確認を行う。 第3次申請で仮移設する屋外消火栓、屋外消火栓配管は、第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性確認を行う。 第4次申請で改造する第2加工棟の付属設備である屋内消火栓、漏水検知器、遮水板は、第5次申請で適合性確認を行う。 第4次申請で仮移設する屋外消火栓配管は、第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性確認を行う。

添1別表1 加工事業変更許可申請書の記載、当該記載の設工認への対応状況

(1) 【凡例】○：当該記載に該当する。△：次回以降の申請で適合性確認を行う。◇：仮移設するものであり、次回以降の申請で本設し適合性確認を行う。

No.	加工事業変更許可申請書の記載	記載箇所		設工認への対応状況 ⁽¹⁾						備考
		本文	添付書類	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—	
6-2	なお、敷地内の表層には沖積層及び盛土が一部存在するが、加工施設の建物は洪積層である大阪層群（泉南累層）に直接支持させる設計とし、万一沖積層が液状化したとしても建物が直接的な影響を受け沈下することがない設計とする。<p. 3-20> 本加工施設の地盤は、別添3「ロ. 地盤」に示すとおり、敷地内の一部の表層には人工盛土及び沖積層が存在するが、これらの方には約258万年前の洪積層である大阪層群（泉南累層）が存在する。大阪層群（泉南累層）の粘土層は十分過圧密な状態であり、建物の重量が作用したとしても圧密が進行することはない。（別添3ロ（ハ）-1） また、別添3「ニ. 地震」に示すとおり、大阪層群（泉南累層）の砂質土層は、地震が発生したとしても液状化の可能性はない。（別添3ニ（ニ）-1）以上より、加工施設の建物は安定した洪積層である大阪層群（泉南累層）に支持させることとする。<p. 5-65>	—	p. 3-20 p. 5-65	—	—	○	○	○	—	—
6-3	揺すり込み沈下は、人工盛土や、地階又は基礎工事等の地下工事完了後に建物周囲を埋め戻した部分等において、地震時の震動で締め固めが進行し沈下を生じる現象である。加工施設の建物は、洪積層である大阪層群（泉南累層）に支持させるため、建物本体が揺すり込みに伴い沈下することはない。加工施設の建物周囲の埋め戻し部分又は人工盛土部分で支持しているものとしては、小屋類、浄化槽、空調室外機等があるが、第2加工棟の外壁に接して設置している可燃性ガスボンベを収納するボンベ置場は、外部火災の観点から第1 高压ガス貯蔵施設（液化アンモニアタンク）とともに高台に移設することで離隔距離を確保することから、揺すり込み沈下は加工施設の安全機能に影響を与えるものではない。<p. 3-22>	—	p. 3-22	—	—	○	○	○	—	—
6-4	建物の基礎形式と支持層の深さの組み合わせについては、建物に常時作用する荷重（建物自重、収容する設備・機器の重量など）が作用した場合（長期荷重時）及び、常時作用する荷重に加えて耐震重要度分類に応じて算出する地震力が作用した場合（短期荷重時）に、建物が地盤に及ぼす荷重から長期及び短期の接地圧を求め、それぞれ平成13年国土交通省告示第1113号（最終改正 平成19年第1232号）から求まる長期及び短期の地盤の許容応力度を超えることがない組合せを選択する。<p. 5-65>	—	p. 5-65	—	—	○	○	○	—	—
第七条 (地震による損傷の防止) 関連										
7-1	安全機能を有する施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失に起因する放射線の公衆への影響の程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて、クラス（以下「耐震重要度分類」という。）に分類し、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても十分に耐えることができる設計とする。<p. 12> 安全機能を有する施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失に起因する放射線の公衆への影響の程度に応じて耐震重要度分類に分類し、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても十分に耐えることができる設計とする。<p. 5-62>	p. 12	p. 5-62	○	◇	○	○	○	—	地震による損傷の防止に関する基本的な考え方であり、各項目に含めて対応する。
7-2	安全機能を有する施設の耐震設計は、以下に示すとおり、耐震重要度分類に応じて算定した地震力に十分に耐える設計とすることで、事業許可基準規則に適合する構造とする。<p. 12> 安全機能を有する施設は、以下に示す第1類、第2類及び第3類の耐震重要度分類に分類する。<p. 12> (i) 第1類 ウラン粉末を取り扱う設備・機器及びウラン粉末を閉じ込めるための設備・機器並びに臨界安全上の核的制限値を有する設備・機器及びその制限値を維持するための設備・機器であって、その機能を失うことによる影響の大きい設備・機器をいう。なお、これらの設備・機器を収納する建物・構築物を含む。・最小臨界質量以上のウランを取り扱う設備・機器・最小臨界質量未満のウランを取り扱う設備・機器であっても、変形、破損等により最小臨界質量以上のウランが集合する可能性のある設備・機器 <p. 12> (ii) 第2類 ウラン粉末を取り扱う設備・機器及びウラン粉末を閉じ込めるための設備・機器並びに臨界安全上の核的制限値を有する設備・機器及びその制限値を維持するための設備・機器であり、最小臨界質量未満のウランを取り扱う設備・機器及びその制限値を維持するための設備・機器であって、その機能を失うことによる影響が小さいもの及び熱的制限値を有する設備・機器の他、非常用電源設備、放射線管理施設等であって、その機能を失うことによりウラン加工施設の安全性が著しく損なわれるおそれがあるものをいう。なお、これらの設備・機器を収納する建物・構築物を含む。<p. 12> (iii) 第3類 第1類に属する施設及び第2類に属する施設以外の一般産業施設と同等の安全性が要求される施設をいう。<p. 12> 安全機能を有する施設は、以下に示す第1類、第2類及び第3類の耐震重要度分類に分類する。<p. 5-62> (1) 第1類 ウラン粉末を取り扱う設備・機器及びウラン粉末を閉じ込めるための設備・機器並びに臨界安全上の核的制限値を有する設備・機器及びその制限値を維持するための設備・機器であって、その機能を失うことによる影響の大きい設備・機器をいう。なお、これらの設備・機器を収納する建物・構築物を含む。・最小臨界質量以上のウランを取り扱う設備・機器・最小臨界質量未満のウランを取り扱う設備・機器であっても、変形、破損等により最小臨界質量以上のウランが集合する可能性のある設備・機器 <p. 5-62> (2) 第2類 ウラン粉末を取り扱う設備・機器及びウラン粉末を閉じ込めるための設備・機器並びに臨界安全上の核的制限値を有する設備・機器及びその制限値を維持するための設備・機器であり、最小臨界質量未満のウランを取り扱う設備・機器及びその制限値を維持するための設備・機器であって、その機能を失うことによる影響が小さいもの及び熱的制限値を有する設備・機器の他、非常用電源設備、放射線管理施設等であって、その機能を失うことによりウラン加工施設の安全性が著しく損なわれるおそれがあるものをいう。なお、これらの設備・機器を収納する建物・構築物を含む。<p. 5-62> (3) 第3類 第1類に属する施設及び第2類に属する施設以外の一般産業施設と同等の安全性が要求される施設をいう。<p. 5-62>	p. 12	p. 5-62	○	◇	○	○	○	—	第2次申請で仮移設する所内通信連絡設備、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯は、第4次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性確認を行う。 第2次申請で仮移設する屋外消火栓は、第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性確認を行う。 第3次申請で仮移設する屋外消火栓、屋外消火栓配管は、第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性確認を行う。 第4次申請で改造する第2加工棟の付属設備である屋内消火栓、漏水検知器、遮水板は、第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性確認を行う。
7-3	・建物・構築物の耐震設計法については、各耐震重要度分類とも原則として静的設計法を基本とし、かつ建築基準法等関係法令によるものとする。<p. 13>	p. 13	—	—	—	○	○	○	—	—
7-4	・上位の耐震重要度分類に属するものは、下位の耐震重要度分類に属するものの破損によって波及的破損が生じない設計とする。<p. 13> なお、上位の分類に属するものは、下位の分類に属するものの破損によって波及的破損が生じないようにする。<p. 5-62>	p. 13	p. 5-62	—	—	○	○	○	—	—
7-5	・上位の耐震重要度分類の建物・構築物と構造的に一体に設計することが必要な場合には、上位の耐震重要度分類の設計法によるものとする。<p. 13> 上位の分類の建物・構築物と構造的に一体に設計することが必要な場合には、上位分類の設計法による。<p. 5-62>	p. 13	p. 5-62	—	—	—	—	—	—	本記載に該当する建物・構築物はない。
7-6	(a) 建物・構築物については、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。<p. 13> ・静的地震力は、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（以下「事業許可基準規則解釈」という。）別記3のとおり、建築基準法施行令第88条に規定する地震層せん断力係数 C_i に、当該部分が支える重量を乗じ、更に耐震重要度に応じて下記に示す割り増し係数を乗じて算定する。ここで、地震層せん断力係数 C_i は、標準せん断力係数 C_0 、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。<p. 13> 安全機能を有する施設である建物・構築物は、以下に示す耐震設計を行うことで、地震力に十分耐えることができるものとする。熊取事業所の加工施設（建物・構築物）配置図を添5ロ（イ）の第1図に示す。<p. 5-63> 添5ロ（イ）の第1図 加工施設の管理区域図 <p. 5-12> (a) 一次設計 建物・構築物は各重要度分類ともに一次設計を行う。一次設計では、建築基準法施行令第88条に規定する標準せん断力係数 C_0 を0.2として、地震地域係数 Z （大阪府の場合1.0）、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す A_i 、建物・構築物の振動特性と地盤の種類を考慮して算出する R_t から求めた地震層せん断力係数 C_i に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに下記に示す耐震重要度に応じた割り増し係数を乗じて静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。<p. 5-63> 本加工施設における建物・構築物の重要度分類を添5ホ（ハ）の第1表及び添5ホ（ハ）の第2表に示す。一次設計において、第1類、第2類及び第3類の建物・構築物が、各々、 $1.5C_i$ 、 $1.25C_i$ 及び $1.0C_i$ (C_i は C_0 を0.2として求める) に対して許容応力度を許容限界とし、また、二次設計において、第1類、第2類及び第3類の建物が、各々、 $Qu/Qun > 1.5$ 、 $Qu/Qun > 1.25$ 、及び $Qu/Qun > 1.0$ となるように設計する。このうち、第2加工棟及び第1-3貯蔵棟は、ウラン粉末を取り扱う施設又は貯蔵施設を内包する第1類の建物であり、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）又は鉄筋コンクリート造（RC）とする。<p. 5-64> 添5ホ（ハ）の第1表 建物の重要度分類 添5ホ（ハ）の第2表 構築物の重要度分類 <p. 5-64>	p. 13	p. 5-12 p. 5-63 p. 5-64	—	—	○	○	○	—	—

添1別表1 加工事業変更許可申請書の記載、当該記載の設工認への対応状況

(1) 【凡例】 ○：当該記載に該当する。△：次回以降の申請で適合性確認を行う。◇：仮移設するものであり、次回以降の申請で本設し適合性確認を行う。

No.	加工事業変更許可申請書の記載	記載箇所		設工認への対応状況 ⁽¹⁾						備考
		本文	添付書類	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—	
7-7	<p>・保有水平耐力の算定においては、建築基準法施行令第82条の3に規定する構造計算により安全性を確認する。また、必要保有水平耐力については、同条第2号に規定する式で計算した数値に下記に示す割り増し係数を乗じた値とする。【割り増し係数】第1類 1.5以上 第2類 1.25以上 第3類 1.0以上 <p.13></p> <p>安全機能を有する施設である建物・構築物は、以下に示す耐震設計を行うことで、地震力に十分耐えることができるものとする。熊取事業所の加工施設（建物・構築物）配置図を添5ロ(イ)の第1図に示す。<p.5-63></p> <p>添5ロ(イ)の第1図 加工施設の管理区域図 <p.5-12></p> <p>(b) 二次設計 建築基準法施行令第82条の3に規定する保有水平耐力の確認を行う。この際、標準せん断力係数C_0は1.0として、建物の減衰性及び変形能力による地震エネルギー吸収能力に応じて定める構造特性係数D_sと剛性率・偏心率に応じて定める形状特性係数F_{es}を乗じて求める必要保有水平耐力Q_{un}に、下記に示す耐震重要度に応じた割り増し係数を乗じた値に対し、建物の保有水平耐力Q_uが上回る設計とする。【割り増し係数】第1類 1.5以上 第2類 1.25以上 第3類 1.0以上 <p.5-63></p> <p>本加工施設における建物・構築物の重要度分類を添5ホ(ハ)の第1表及び添5ホ(ハ)の第2表に示す。一次設計において、第1類、第2類及び第3類の建物・構築物が、各々、$1.5C_i$、$1.25C_i$及び$1.0C_i$ (C_iはC_0を0.2として求める)に対して許容応力度を許容限界とし、また、二次設計において、第1類、第2類及び第3類の建物が、各々、$Q_u/Q_{un}>1.5$、$Q_u/Q_{un}>1.25$、及び$Q_u/Q_{un}>1.0$となるように設計する。このうち、第2加工棟及び第1-3貯蔵棟は、ウラン粉末を取り扱う施設又は貯蔵施設を内包する第1類の建物であり、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）又は鉄筋コンクリート造（RC）とする。<p.5-64></p> <p>添5ホ(ハ)の第1表 建物の重要度分類 添5ホ(ハ)の第2表 構築物の重要度分類 <p.5-64></p>	p.13	p.5-12 p.5-63 p.5-64	—	—	○	○	○	—	—
7-8	<p>・ウラン粉末を取り扱う建物及び貯蔵施設の建物は、耐震重要度分類を第1類とすることに加え、更なる安全性余裕を確保し放射線被ばくのおそれを低減するため、Sクラスに求められる程度の静的地震力（1G程度）に対して、建物の過度の変形・損傷を防止し、終局に至らない設計とする。<p.13></p> <p>安全機能を有する施設である建物・構築物は、以下に示す耐震設計を行うことで、地震力に十分耐えることができるものとする。熊取事業所の加工施設（建物・構築物）配置図を添5ロ(イ)の第1図に示す。<p.5-63></p> <p>添5ロ(イ)の第1図 加工施設の管理区域図 <p.5-12></p> <p>(c) 更なる安全性余裕の確保 ウラン粉末を取り扱う建物及び貯蔵施設の建物は、耐震重要度分類を第1類とすることに加え、更なる安全性余裕を確保し、放射線被ばくのおそれを低減するため、耐震重要度分類Sクラスに求められる程度の地震力に対して過度の変形を防止し、終局に至らない設計とする。<p.5-63></p>	p.13	p.5-12 p.5-63	—	—	—	○	○	—	—
7-9	<p>既設の建物・構築物については、上記の方法で評価を実施し、必要に応じて耐震補強工事を実施する。<p.13></p>	p.13	—	—	—	○	○	○	—	—
7-10	<p>・設備・機器の耐震設計法については、原則として静的設計法を基本とする。<p.14></p> <p>設備・機器の耐震設計法は基本的に静的設計法とし、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を考慮した設計とする。<p.5-65></p>	p.14	p.5-65	○	◇	○ ◇	○ △ ◇	○	—	<p>第2次申請で仮移設する所内通信連絡設備、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯は、第4次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事をを行い、その適合性確認を行う。</p> <p>第2次申請で仮移設する屋外消火栓は、第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事をを行い、その適合性確認を行う。</p> <p>第3次申請で仮移設する屋外消火栓、屋外消火栓配管は、第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事をを行い、その適合性確認を行う。</p> <p>第4次申請で改造する第2加工棟の付属設備である屋内消火栓、漏水検知器、遮水板は、第5次申請で適合性確認を行う。</p> <p>第4次申請で仮移設する屋外消火栓配管は、第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事をを行い、その適合性確認を行う。</p>
7-11	<p>・上位の耐震重要度分類に属するものは、下位の耐震重要度分類に属するものの破損によって波及的破損が生じない設計とする。<p.14></p> <p>なお、上位の分類に属するものは、下位の分類に属するものの破損によって波及的破損が生じないようにする。<p.5-62></p>	p.14	p.5-62	○	—	—	○ △	○	—	<p>第4次申請で改造する第2加工棟の付属設備である漏水検知器、遮水板は、第5次申請で適合性確認を行う。</p>
7-12	<p>・上位の耐震重要度分類の建物・構築物と構造的に一体に設計することが必要な場合には、上位の耐震重要度分類の設計法によるものとする。<p.14></p> <p>上位の分類の建物・構築物と構造的に一体に設計することが必要な場合には、上位分類の設計法による。<p.5-62></p>	p.14	p.5-62	—	—	—	—	—	—	本記載に該当する設備・機器はない。
7-13	<p>・設備・機器の設計に当たっては剛構造となることを基本とする。この場合、当該設備・機器の一次固有振動数が20Hz以上の場合を剛構造とする。<p.14></p> <p>また、一次固有振動数が20Hz以上となる設備・機器（以下「剛構造の設備・機器」という。）と20Hz未満で剛構造とならない設備・機器（以下「柔構造の設備・機器」という。）に分類して設計を行う。<p.5-65></p>	p.14	p.5-65	○	◇	○ ◇	○ △ ◇	○	—	<p>第2次申請で仮移設する所内通信連絡設備、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯は、第4次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事をを行い、その適合性確認を行う。</p> <p>第2次申請で仮移設する屋外消火栓は、第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事をを行い、その適合性確認を行う。</p> <p>第3次申請で仮移設する屋外消火栓、屋外消火栓配管は、第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事をを行い、その適合性確認を行う。</p> <p>第4次申請で改造する第2加工棟の付属設備である屋内消火栓、漏水検知器、遮水板は、第5次申請で適合性確認を行う。</p> <p>第4次申請で仮移設する屋外消火栓配管は、第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事をを行い、その適合性確認を行う。</p>

添1別表1 加工事業変更許可申請書の記載、当該記載の設工認への対応状況

(1)【凡例】○：当該記載に該当する。△：次回以降の申請で適合性確認を行う。◇：仮移設するものであり、次回以降の申請で本設し適合性確認を行う。

No.	加工事業変更許可申請書の記載	記載箇所		設工認への対応状況 ⁽¹⁾						備考
		本文	添付書類	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—	
7-14	(b) 設備・機器については、常時作用している荷重と一次設計に用いる静的地震力（以下「一次地震力」という。）を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等の応力を許容限界とする。<p.13> ・剛構造の場合、各耐震重要度分類ともに一次設計を行う。この一次設計に係る一次地震力は、地震層せん断力係数 Ci に、耐震重要度に応じて上記に示す割り増し係数を乗じたものに 20%増して算定するものとする。ここで「一次設計」とは、常時作用している荷重と一次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等な安全性を有する応力を許容限界とする設計をいう。<p.14> 剛構造の設備・機器は、各重要度分類ともに一次設計を行う。一次地震力は Co を 0.2 として求めた当該設備・機器の設置階の地震層せん断力係数 Ci に、当該設備・機器の重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数を乗じたものを 20%増して求める。常時作用している荷重と一次地震力とを組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の主架構が弾性範囲にとどまる設計とする。<p.5-65>	p.13 p.14	p.5-65	○	◇	○ ◇	○ △ ◇	○	—	第2次申請で仮移設する所内通信連絡設備、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯は、第4次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性確認を行う。 第2次申請で仮移設する屋外消火栓は、第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性確認を行う。 第3次申請で仮移設する屋外消火栓、屋外消火栓配管は、第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性確認を行う。 第4次申請で改造する第2加工棟の付属設備である屋内消火栓、漏水検知器、遮水板は、第5次申請で適合性確認を行う。 第4次申請で仮移設する屋外消火栓配管は、第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性確認を行う。
7-15	また、第1類の設備・機器については、常時作用している荷重と二次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の安全機能に重大な影響を及ぼすことがない設計とする。<p.13> ・剛構造の第1類については、一次設計に加え、二次設計を行う。この二次設計に係る二次地震力は、一次地震力に 1.5 以上を乗じたものとする。ここで「二次設計」とは、常時作用している荷重と一次地震力を上回る二次地震力とを組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の安全機能に重大な影響を及ぼすことがない設計をいう。<p.14> 剛構造の設備・機器のうち、耐震重要度分類第1類の設備・機器は二次設計を行う。二次地震力は、一次地震力に 1.5 以上を乗じたものとし、常時作用している荷重と二次地震力とを組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の主架構が弾性範囲にとどまる設計とする。<p.5-65>	p.13 p.14	p.5-65	○	—	—	○ △	○	—	第4次申請で改造する第2加工棟の付属設備である漏水検知器、遮水板は、第5次申請で適合性確認を行う。
7-16	(b) 設備・機器については、常時作用している荷重と一次設計に用いる静的地震力（以下「一次地震力」という。）を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等の応力を許容限界とする。<p.13> ・剛構造とならない設備については、動的解析等適切な方法により設計する。具体的には（一財）日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」の局部震度法による水平震度を用いて地震力を算出し、常時作用する荷重と局部震度法による地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して降伏応力又はこれと同等な安全性を有する応力を許容限界とする設計とする。<p.14> 柔構造の設備・機器は、（一財）日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」の局部震度法（添5ホ(ハ)の第3表）における水平震度を用いた地震力を算出し、常時作用する荷重と局部震度法による地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して弾性範囲にとどまる設計とする。<p.5-66> 添5ホ(ハ)の第3表 局部震度法における設計用水平震度 <p.5-66>	p.13 p.14	p.5-66	○	◇	○ ◇	○ △ ◇	○	—	第2次申請で仮移設する所内通信連絡設備、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯は、第4次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性確認を行う。 第2次申請で仮移設する屋外消火栓は、第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性確認を行う。 第3次申請で仮移設する屋外消火栓、屋外消火栓配管は、第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性確認を行う。 第4次申請で改造する第2加工棟の付属設備である屋内消火栓、漏水検知器、遮水板は、第5次申請で適合性確認を行う。 第4次申請で仮移設する屋外消火栓配管は、第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性確認を行う。